

令和5年 6月 6日 (火)

令和5年河南町議会6月定例会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和5年河南町議会6月定例会議会議録

年 月 日 令和5年6月6日(火)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (8名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	7番	廣谷	武
8番	浅岡	正広	10番	中川	博

欠席議員 (2名)

6番	佐々木	希絵	9番	福田	太郎
----	-----	----	----	----	----

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
教 育 長	中川	修
総 合 政 策 部 長	渡辺	慶啓
総 務 部 長	多村	美紀
住 民 部 長	大門	晃
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	玉田	武久
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田中	啓之
総務部人事財政課長	後藤	利彦
総務部契約検査室長	岩根	有津佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧野	勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	中崎	誉之
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北野	朋子
住民部保険年金課長	桶本	和正
住民部税務課長	渡辺	恵子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	和田 信一
健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長	辻元 哲夫
まち創造部地域整備課長	藤木 幹史
まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農薬委員会事務局長	中海 幹男
まち創造部副理事兼都市環境課長	池添 謙司
(出納室)	
会計管理者兼出納室長	中筋 美枝
(教育委員会事務局)	
教・育部長	谷 道広
教・育部教育課長	藤井 康裕
教・育部子ども1ばん課長	山田 恵
教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長	森 弘樹
教・育部学校給食センター所長	浅井 明郎

議会事務局職員出席者

事務局 長	梅川 茂宏
課長 補佐	門林 純司
課長 補佐	上野 文裕

会議録署名議員

10番 中川 博
1番 高田 伸也

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から第12まで

令和5年河南町議会6月定例会議

令和5年6月6日（火）午前10時00分開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	7
日程第2	会議期間の決定について	7
日程第3	諸般の報告	8
日程第4	行政報告	
	報告第1号 令和5年専決第1号 令和4年度河南町一般会計補正予算（第9号）	
	報告第2号 令和5年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について	
	報告第3号 令和4年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	報告第4号 令和4年度河南町下水道事業会計予算繰越計算書について	
	報告第5号 令和4年度河南町土地開発公社会計決算の報告について	
日程第5	議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第6	議案第2号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	47
日程第7	議案第3号 令和5年度 河南町一般会計補正予算（第2号）	53
日程第8	議案第4号 河南町農業委員会委員の任命について	68
日程第9	議案第5号 河南町立大宝地区公民館長寿命化改修工事の工事請負契約について	71
日程第10	議案第6号 府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更にかかる同意について	77

日程第11	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	79
日程第12	請願第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の 創設を求める請願書	82

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（大門晶子）

それでは、これより令和5年河南町議会6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は8名であります。福田議員及び佐々木議員は欠席との連絡を受けています。

定足数に達していますので、これより令和5年河南町議会6月定例会議を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（大門晶子）

本日の議事日程は、タブレットに送信のとおりであります。

本定例会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、監査委員の報告は、タブレット823、令和5年6月6日6月定例会議1日目のフォルダーに送信しています。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、10番 中川議員、1番 高田議員を指名いたします。

○議長（大門晶子）

日程第2 会議期間の決定についてを議題といたします。

6月1日に開催されました議会運営委員会の審議結果により、本定例会議の会議期間については、本日6日から6月23日までの18日間で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日6日から6月23日までの18日間と決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

日程第3 諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告は、タブレットの定例会議1日目の資料に送信しています。

監査委員から令和5年2月分から4月分までの例月出納検査の結果報告があり、いずれも適正に処理されていたという内容でありました。監査委員、議会選出監査委員である松本議員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

続いて、議長より報告いたします。

去る5月15日に南河内郡議長会が開催され、任期満了に伴う役員の改選がありました。南河内郡議長会の会長に千早赤阪村の千福清英議長が就任され、副会長は私、大門が、また、監事には太子町の山田強議長が就任いたしました。

続いて、去る5月22日、大阪府町村議長会定例総会が開催され、任期満了に伴う役員の選出がありました。新しく就任されました役員をご報告いたします。

まず、大阪府町村議長会会長に能勢町、大西則宏議長、副会長に田尻町の金田裕治議長、同じく副会長に千早赤阪村村議会の千福清英議長の2名が、監事に豊能町、管野英美子議長、同じく監事に忠岡町、北村孝議長、そして私も監事に選出されましたのでご報告いたします。

続いて、大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙に係る候補者の推薦について、推薦議員は千早赤坂村の千福清英議長と岬町、竹原伸晃議長が選ばれました。

令和5年度については、大阪府後期高齢者医療広域連合議会への議員派遣、大阪広域水道企業団議会への議員派遣はありませんが、令和4年度任期は7月1日から令和5年6月30日は河合議員を大阪府広域水道企業団への派遣議員としていましたが、6月末日をもって任期が切れました。河合議員お疲れさまでございました。

なお、当日の会議で決しました案件については、事務局に整理をさせておりますので、後日ご確認いただきましたら結構かと存じます。

次に、去る5月23日、全国町村議長会主催の議長・副議長研修会が東京国際フォーラムホールAで開催され、その研修会に私と佐々木副議長が参加いたしましたので、研修内容について簡単にご報告いたします。

最初に、南雲正全国町村議長会会長の挨拶の後、「町村議会の課題と今後の展望について」と題して、大正大学社会共生学部教授、江藤俊昭氏の講演があり、「政治の劣化とその脱却の方途を考えよう」というテーマで地方議会を研究する専門家としての論点を示され、



見解などを述べられました。政治劣化のV字回復をということでは、統一地方選挙での投票率の低下と無投票当選の増加、定員割れなどの問題点を指摘、選挙がないことは政策競争の欠如、有権者意識の危機、議会の危機につながるなどの問題提起をされました。

続いて、議会改革の第1ステージの話題に移り、基礎編として住民自治の根幹としての議会の作動、展開編としては議会からの政策サイクルについて、三重県議会や会津若松市、飯田市議会などの政策提言の事例を紹介、多様な展開方法、展開の要素があることを示されました。さらにもう一步として打開に向けての新たな環境変化、法改正などを例示、住民の福祉の向上に連動させる議会改革の正攻法や女性の政治進出の突破口に多様性を進めることなど、自治体独自の努力や自主的な取り組みの重要性を述べられました。

最後に、議会改革を進める風が吹いているとし、議員の成り手不足解消方策としては、第32次地方制度調査会の答申に萌芽が読み取れるので、住民の理解を得ながら議員の成り手不足に活用をと締めくくられました。

休憩を挟んで、「町村こそデジタルを 住民のためのデジタル活用法」と題して、NPO法人ブロードバンドスクール協会、若宮正子理事の講演で、デンマークをはじめ海外の事例を参考にした事例研究や自治体のDXに何が必要かとした話題提供など、そしてDXを進める上では、若者と高齢者がもっとつながれる仕組みや高齢者のデジタル教育には家族の協力が有効だとのお話を伺いました。

最後に、「町村議会とハラスメント」と題した講演は、朝日新聞記者、三島あずささんからジェンダーなどの分野を中心に取材された内容を基に、女性議員が直面しがちな困難や議員の成り手不足について受講しました。ハラスメントが起きにくい組織になるために有効な手段としては、ジェンダー関連の発言、ジェンダー平等宣言、福岡県のハラスメント防止条例のような取組事例があること、女性や若者の若手の経験値を上げるジャブシャドウイングなどを盛り込んだ丸々議会ジェンダー平等宣言のような決議を出すのも一案かもしれないとの提案があり、町村議会は規模が小さいため意思決定を早くできるのが強み、是非トライアルをしてください。そして独自の取り組みを始めたらメディアにアピールしてください。よりよい未来を次世代に受け継ぐためにご一緒に変わっていきましょうと促されました。

この研修内容についても事務局に資料を置いていますので、ご確認いただきましたら結構かと思えます。

以上で研修内容の概要報告を終わります。

~~~~~

○議長（大門晶子）

ここで、令和5年河南町議会6月定例会議の開議に当たり、森田町長から挨拶の申出がありましたので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

本日、令和5年河南町議会6月定例会議に際しまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

この前の6月2日お昼ですけれども、大雨が降りました。最大瞬間雨量、河南町でも20ミリを超えるという雨量を観測いたしました。これまでのまだまだ中間ですけれども、被害状況を少し報告させていただきたいと思います。

道路とかののり面崩壊、それから河川の護岸、それから土砂崩れ、水路の閉塞とか、そういった案件が36件ほど今現在出ております。通行止めも町道で5か所ほど行いました。全て6月3日の土曜日に開通をいたしております。

これから災害の時期を迎える梅雨期を迎えますけれども、皆様方の安全と安心を与えるために精いっぱい頑張っていきたいと、このように思っております。

次に、新型コロナウイルスですけれども、先月の8日から第5類ということになりましたが、本町においても高齢者にワクチンの接種を集団で現在行っております。今まで2回の集団接種を行いまして、5月20日と6月4日、2回行いまして、集団接種分だけですけれども、1,530人の高齢者の方にワクチンを接種していただいたということになっております。接種率につきましては、若干6回目ということで以前よりも下がっております、8割強というところでございます。

それから今回、新型コロナの関係もありますけれども、物価高騰対策ということで6月の補正予算を編成させていただいております。その中では、生活支援として地域通貨のカナちゃんコインの事業をおよそ6千万円弱、それから農業者の肥料高騰対策ということで300万円の予算などを計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで、先月末をもって令和4年度の決算がまとまりましたので、概略を申し上げておきます。

まず一般会計でございますが、歳入67億9,923万円、歳出でございますが、65億887万円となりました。差引き2億9,036万円の黒字ということになっております。この2億9,036万円

は、令和5年度へ繰り越すべき財源1,514万円を引きまして残額2億7,522万円となります。地方財政法の規定によりまして、そのうちの2分の1を下らない額1億4千万円を財政調整基金に積立てをさせていただいております。残りの1億3,522万円は令和5年度に繰越しをさせていただきました。

国民健康保険特別会計でございますが、歳入18億4,415万円、歳出18億4,332万円、差引き83万円の黒字ということになっております。全額令和5年度に繰越しをさせていただきました。

後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入3億2,514万円、歳出3億2,023万円、差引き491万円の黒字となりました。全額令和5年度に繰越しをさせていただきました。

介護保険特別会計では、歳入17億4,412万円、歳出16億2,266万円、差引き1億2,146万円となりました。全額令和5年度に繰越しをさせていただきました。

土地取得特別会計は、歳入歳出とも23万円でございます。

下水道事業会計でございますが、収益的収支、これは消費税抜きでございますが、収入4億103万円、支出4億77万円、差引き26万円の黒字となっております。資本的収支、この分につきましては消費税込みでございます。収入1億6,311万円、支出2億8,070万円、差引き1億1,759万円の不足となりました。この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填をさせていただきました。

なお、全会計の地方債残高でございますが、対前年度末5億6,302万円の減少の86億1,651万円となりました。

基金の残高でございますが、対前年度末に対して2億670万円増の32億2,504万円となっております。

以上が各会計の概略の決算でございます。

監査委員の決算審査を経まして9月の定例会議で決算認定に付させていただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます案件を説明させていただきます。

報告案件5件、条例案件2件、予算案件1件、人事案件1件、その他案件2件、諮問1件の合計12件でございます。

まず、報告第1号 令和4年度河南町一般会計補正予算（第9号）についての報告でございます。各種交付金等の確定に伴いまして、専決処分をいたしました予算について報告するものでございます。

報告第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についての報告でございます。地方税法等の一部を改正する法律により、令和5年4月1日に施行される事項について専決処分をしました条例改正について報告するものでございます。

報告第3号 令和4年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告でございます。令和5年度へ繰越した河南地域公共交通バスの購入事業ほか1事業の繰越計算書について報告するものでございます。

報告第4号 令和4年度河南町下水道事業会計繰越計算書についての報告でございます。令和5年度へ繰り越した雨水整備（大宝第1排水区）工事の繰越計算書について報告するものでございます。

報告第5号 令和4年度河南町土地開発公社会計決算報告でございます。

続いて、条例案件でございますが、議案第1号 河南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法等の改正に伴いまして、森林環境税の賦課徴収など、4月1日施行以外に施行すべき内容についての改正を行うものでございます。

議案第2号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律等の引用条文に変更が生じたため、改正するものでございます。

次に、予算案件でございます。

議案第3号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第2号）でございます。主なものとしたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に必要となる事業費、それから国の制度により実施する低所得者や子育て世帯に対する臨時特別給付金の事業などについて予算計上させていただくものでございます。

次に、人事案件でございますが、議案第4号 河南町農業委員の任命についてでございます。令和5年7月、本年7月の任期満了に伴いまして、農業委員会委員14名の選任について同意を求めるものでございます。

次に、その他案件でございます。

議案第5号 工事請負契約（河南町立大宝地区公民館長寿命化改修工事）でございます。一般競争入札を実施いたしました工事請負契約に関するものでございます。

議案第6号 府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更に係る同意についてでございます。府営事業における事業費の概算、工期の変更について同意を求めるものでございます。

次に、諮問でございます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。令和5年12月、本年12月の任期満了に伴い、候補者を推薦いただきたく意見を求めるものでございます。

以上が本定例会議にご提案申し上げます案件でございます。

詳細につきましては、後ほど担当からご説明いたしますので、よろしくご審議を賜り、ご可決、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大門晶子）

森田町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

日程第4 行政報告を議題といたします。

報告第1号 令和5年専決第1号 令和4年度河南町一般会計補正予算（第9号）から報告第5号 令和4年度河南町土地開発公社会計決算についてまでの5件の行政報告を求めます。

順次説明をお願いいたします。なお、5件の報告が終わった後にそれぞれの報告に対しての質疑をお受けいたします。

まず、報告第1号 令和5年専決第1号 令和4年度河南町一般会計補正予算（第9号）の報告を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

では、タブレットのほう825、令和5年5月31日議案送付、6月定例議案一式、令和5年河南町議会6月定例会議資料をお開きください。

10ページでございます。

それでは、報告させていただきます。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和5年6月6日提出

11ページからが補正予算になっております。

13ページをお開きください。

専決第1号

令和4年度 河南町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度河南町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本予算は、地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和5年3月31日

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、14ページ、「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

（款）地方譲与税、（項）地方揮発油譲与税で188万6千円の減額、（項）自動車重量譲与税で26万7千円の追加、（項）森林環境譲与税で90万4千円の減額。

（款）利子割交付金、（項）利子割交付金で14万3千円の減額。

（款）配当割交付金、（項）配当割交付金で340万6千円の追加。

（款）株式等譲渡所得割交付金、（項）株式等譲渡所得割交付金で606万6千円の減額。

（款）法人事業税交付金、（項）法人事業税交付金で1,586万4千円の追加。

（款）地方消費税交付金、（項）地方消費税交付金で2,207万4千円の追加。

（款）ゴルフ場利用税交付金、（項）ゴルフ場利用税交付金で210万5千円の追加。

（款）自動車取得税交付金、（項）自動車取得税交付金で34万6千円の追加。

めくっていただきまして、（款）環境性能割交付金、（項）環境性能割交付金で164万5千円の減額。

（款）地方交付税、（項）地方交付税で1,719万1千円の減額。

（款）交通安全対策特別交付金、（項）交通安全対策特別交付金で7千円の減額。

(款) 府支出金、(項) 府補助金で4,480万円の追加。

(款) 繰入金、(項) 基金繰入金で6,102万円の減額。

補正後予算額は、補正前と同額の70億6,668万8千円でございます。

めくっていただきまして、16ページの歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 児童福祉費は財源更正でございます。

(款) 教育費、(項) 保健体育費も同じく財源更正でございます。

補正後予算額は、補正前と同額の70億6,668万8千円でございます。

次に、17ページ以降の歳入の事項別明細書を説明させていただきます。

まず、19ページをお願いいたします。

(款) 地方譲与税、(項) 地方揮発油譲与税、(項) 自動車重量譲与税、(項) 森林環境譲与税、(款) 利子割交付金、(款) 配当割交付金、めくっていただきまして、(款) 株式等譲渡所得割交付金、(款) 法人事業税交付金、(款) 地方消費税交付金、(款) ゴルフ場利用税交付金、(款) 自動車取得税交付金、めくっていただきまして、(款) 環境性能割交付金、(款) 地方交付税、(款) 交通安全対策特別交付金は、交付金等の確定による増減でございます。

次に、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 民生費府補助金、(節) 児童福祉費補助金につきましては、大阪府市町村振興補助金560万円を中村こども園給食調理業務委託料に充当しております。

その下の(目) 教育費府補助金、(節) 保健体育費府補助金は、同じく大阪府市町村振興補助金3,920万円を学校給食調理配送業務委託料に充当しております。

次に、(款) 繰入金、(項) 基金繰入金でございますが、今回の補正予算に伴い、財源調整として財政調整基金繰入金6,102万円を減額しております。

次に、22ページの歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 児童福祉費、(目) こども園費及び次の(款) 教育費、(項) 保健体育費、(目) 学校給食費につきましては、大阪府市町村振興補助金を充当したことに伴います財源更正でございます。

以上、報告とさせていただきます。

ここで説明員を交代いたします。

○議長(大門晶子)

次に、報告第2号 令和5年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定につ

いての報告を求めます。

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、報告させていただきます。

資料の23ページをご覧ください。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和5年6月6日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

専決第2号

河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和5年3月31日

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和5年河南町条例第10号

河南町税条例の一部を改正する条例

でございます。

改正条文の朗読につきましては、議案資料の新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

それでは、議案一式の中の下の段の報告第2号の新旧対照表をお願いいたします。



今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律などが令和5年3月31日に公布され、その一部が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、3月31日付で専決処分し、必要な条項について所要の改正を行ったものでございます。

まず、第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等、第48条、法人の町民税の申告納付の第1項及び第5項、めくっていただきまして、2ページの第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の第1項、第98条、たばこ税の申告納付の手続の第1項及びめくっていただきまして、3ページの第5項及び第101条、たばこ税に係る不足税額等の納付手続はeLTAX、地方税共通納税システムなんですけど、これによります電子納付に対応するため、納付書に地方税統一QRコードと印字を必須とする様式が新設されたことに伴う改正でございます。

また、第46条第1項及び第50条第2項は、法律改正に伴う字句の修正を行ったものでございます。

次に、附則第8条第1項の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、肉用牛の売却による事業所得に課税の特例の適用期間を3年延長し、令和9年度までとするものでございます。

次に、めくっていただきまして、4ページ、附則第10条の読替規定でございます。令和3年度地方税法改正における法附則第64条を削る改正規定の施行に合わせて改正するものでございます。

次に、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、固定資産税のいわゆるわがまち特例の割合を定める規定で、法改正に合わせて項ずれなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、6ページの第27項でございますが、新たに大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の創設に伴い、新たに規定するものでございます。

次に、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、主に大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置の創設に伴う項ずれ等、所要の改正でございます。

なお、第12項につきましては、当該減額措置を受ける場合の申告書と添付書類について新たに規定するものでございます。

次に、めくっていただきまして、7ページ、附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税措置について、特定期間終了に伴い臨時的軽減措置を削除するもので

ございます。

次に、附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例は、附則第15条の2の削除に伴い、第15条の2の2を第15条の2とするものでございます。

次に、附則第15条の6第3項は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、特例期間終了に伴い削除するものでございます。

次に、めくっていただきまして、8ページ、附則第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例は、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減するいわゆるグリーン化特例措置の規定を定めております。

まず、第1項は、法改正に伴う項ずれの改正でございます。第2項、第7項及び第8項は、税率の特例期間をそれぞれ延長するものでございます。第3項から第6項は、特例期間終了により削除し、第7項及び第8項をそれぞれ繰り上げするものでございます。

次に、10ページ、附則第16条の2第1項は、規定の整備によるものでございます。

次に、附則第17条の2第1項及び第2項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期間を法改正に合わせ、令和5年度から3年延長するものでございます。

最後に、附則でございます。11ページをお願いします。

第1条としまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

第2条は、固定資産税に関する経過措置で、12ページの第2項では、附則第10条の改正に伴う経過措置を規定しております。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置を想定しております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長（大門晶子）

続いて、報告第3号 令和4年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほう、元のほうに6月定例会議の資料のほうに戻っていただきまして、29ページでございます。

報告第3号について説明させていただきます。

### 報告第3号

令和4年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、30ページ、令和4年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

まず1点目ですが、(款)総務費、(項)総務管理費、河南地域公共交通バス購入事業でございます。入替えのカナちゃんバス車両の納車が遅延したため、バス車両購入費を3月補正予算において繰越明許費を計上させていただいたものでございます。翌年度への繰越額は5,415万7千円を繰越しさせていただいたものでございます。

次に、2行目、(款)教育費、(項)社会教育費、中央公民館高圧受電設備改修事業でございます。半導体電子部品を中心とした需給逼迫により、一部部品の納期に遅延が生じたことにより繰越いたしました。こちらの事業も3月補正予算にて繰越明許費を計上させていただいたものでございまして、事業費の全額747万9千円を繰越しさせていただいたものでございます。

以上、令和4年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告をさせていただきました。

ここで説明員を交代いたします。

○議長(大門晶子)

次に、報告第4号 令和2年度河南町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告をお願いします。

安井まち創造部長。

○まち創造部長(安井啓悦)(登壇)

それでは、報告第4号についてご説明申し上げます。

タブレットの31ページをお願いいたします。

### 報告第4号

令和4年度 河南町下水道事業会計予算繰越計算書について  
地方公営企業法第26条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

河南町長 森 田 昌 吾

次のページをお開きいただきまして、令和4年度河南町下水道事業会計予算繰越計算書で  
ございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、(款)資本的支出、  
(項)建設改良費、事業名は河南町雨水整備(大宝第1排水区)工事負担金でございます。

予算計上額950万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額846万4,500円、繰越額の財源  
内訳につきましては、国庫補助金が420万円、企業債が400万円、損益勘定留保資金が26万  
4,500円、不用額は103万5,500円でございます。

繰越しの理由でございますが、本工事は大阪府の一級河川梅川改修工事に合わせて本町下  
水道事業の雨水管渠布設及びはけ口を施工するもので、大阪府に委託している事業でござい  
ます。先行する護岸工事におきまして支障物により鋼管ぐいの打ち込みができず、設計変更  
の検討等に時間を要し、雨水管渠工事の着手に遅延が生じたため、令和5年度への繰越しが  
必要となったものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長(大門晶子)

続いて、報告第5号 令和4年度河南町土地開発公社会計決算の報告についての報告を求  
めます。

多村総務部長。

○総務部長(多村美紀)(登壇)

それでは、33ページをお開きください。

報告第5号につきまして説明させていただきます。

報告第5号

令和4年度河南町土地開発公社会計決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度河南町土地開発公社会計  
決算を別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきますと、決算書になっております。

36ページをご覧ください。

議案第1号といたしまして、令和4年度河南町土地開発公社決算認定を5月15日の理事会で受けております。

続きまして、40ページからが決算の内容になっております。

41ページをお開きください。

令和4年度河南町土地開発公社会計決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入です。

第2款事業外収益、第1項受取利息、決算額9,200円、定期預金の利息です。

収益的収入、決算合計9,200円です。

次に、支出でございます。

第2款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費、決算額12万3,250円、内訳は、需用費5万3,250円、公租公課7万円でございます。

収益的支出、決算額合計12万3,250円です。

めくっていただきまして、42ページ、2、令和4年度河南町土地開発公社損益計算書。

令和4年度は用地の売却がございませんでしたので、1、事業収益、1、公有地取得事業収益並びに2、事業原価、1、公有地取得事業原価はゼロ円です。よって、事業総利益はゼロ円となります。

次に、3、販売費及び一般管理費が12万3,250円で、先ほどの事業総利益がなかったので差引き12万3,250円の事業損失となります。これに4、事業外収益、4、受取利息9,200円を加え、11万4,050円の経常損失、当期損失となっております。

めくっていただきまして、43ページでございます。

3、令和4年度河南町土地開発公社準備金計算書でございます。

1、未処分利益準備金です。前期繰越準備金が3,098万4,812円、当期損失が11万4,050円で、差引き当期未処分利益は3,087万762円でございます。

めくっていただきまして、44ページ、4、令和4年度河南町土地開発公社準備金処分計算

書です。

1、当期末処分利益は3,087万462円、これにつきまして全額次期繰越準備金としております。

めくっていただきまして、45ページでございます。

5、令和4年度河南町土地開発公社貸借対照表です。令和5年3月31日現在のものです。

まず、資産の部、1、流動資産、1、現金及び預金ですが、3,087万762円と資本金1千万円を合わせまして4,087万762円です。

次に、2、事業未収金はなく、3、公有用地は、金山古墳環境保全整備事業用地5,041万8,880円と、道の駅かなん再整備事業用地5,854万4,816円の合計1億896万3,696円です。

以上により、流動資産合計は1億4,983万4,458円です。

固定資産はなく、資産合計は1億4,983万4,458円です。

めくっていただきまして、46ページです。

負債の部です。1、流動負債、1、未払金はございません。

次に、2、固定負債、1、長期借入金ですが、令和4年度末で保有している金山古墳環境保全整備事業用地及び道の駅かなん再整備事業用地の購入資金として借り入れた合計1億896万3,696円です。

負債合計は1億896万3,696円です。

次に、資本の部、1、資本金、基本財産で1千万円、町から出資金です。

次に、2、準備金ですが、1、前期繰越準備金、3,098万4,812円から2、当期損失11万4,050円を差引きし、準備金合計3,087万762円となります。

資本合計は、資本金合計1千万円と準備金合計3,087万762円の合計で4,087万762円です。

負債資本合計は1億4,983万4,458円です。

めくっていただきまして、47ページです。

6、令和4年度河南町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書でございます。

1、事業活動によるキャッシュ・フロー、その他事業支出で販売費及び一般管理費として12万3,250円の支出、利息の受取額が9,200円の収入がありましたので、事業活動によるキャッシュ・フロー合計は11万4,050円の支出となります。

次に、2、投資活動によるキャッシュ・フローはございません。

めくっていただきまして、48ページです。

3、財務活動によるキャッシュ・フローはございません。

以上により、令和4年度中の4、現金及び現金同等物11万4,050円の減少となります。

次に、5、現金及び現金同等物期首残高が4,098万4,812円、令和4年度で現金は11万4,050円減少しましたので、6、現金及び現金同等物期末残高は4,087万762円となります。

以上、令和4年度土地開発公社会計決算の報告とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大門晶子）

以上5件の行政報告が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

まず、報告第1号 令和5年専決第1号 令和4年度河南町一般会計補正予算（第9号）についての質疑をお受けいたします。

質問のある方は、恐れ入りますが、ページ数をお願いいたします。

質問ございませんか。

中川議員。

○10番（中川 博）

今回の令和4年度の補正予算なんですけれども、全て確定ということでそこはもういいんですけれども、ちょっと聞いておきたいことなんですけれども、これは勉強会でも聞かせていただいたんですけれども、まず、株式等の譲渡所得割の交付金がマイナス606万6千円ということで、今、新聞紙上等でも株価高騰ということで、3万2千円を超えたというようなことで非常に株式が好調ということで、今、記事に載っているんですけれども、多分令和4年度におきましても2万円後半ということで、かなり株式のほうは高い水準を示したと思うんですけれども、その中でなぜマイナスになったという要因をまず一つ。

それと、府支出金の同じページで4,480万円、今回、市町村の振興補助金ですかね、ということで上がっているんですけれども、この振興補助金につきましてどういう形で府のほうで河南町の割合というか、この4,480万円を決定されたのかと。そして使い道のほうですけれども、先ほど使い道、説明いただいたんですけれども、例えば先ほど言いましたこの確定の中で、いろいろな要素の中でプラス要素とか、マイナス要素とかということで、来年度のこの振興補助金の金額もまた決まっていくと思うので、その辺につきまして、使い道につきましては効果的な使い道をされているのかどうかということと、それから19ページなんですけれども、この地方譲与税の中で森林環境譲与税なんですけれども、90万4千円下がって419万6千円になっているんですけれども、この要因、なぜ森林環境譲与税がこのように減

額になったのかという、確定ですので全てあれなんですけれども、その要因だけお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、株式でございますけれども、最近新聞等でも株の上昇等見られますけれども、昨年度も一定ちょっと上昇ということはございますが、この株式による売買による所得に係るものでございますので、その辺で変動が必ずしも株が上がったからここが上がるというものではないのではないかというふうに推測しております。

あと振興補助金のほうでございますけれども、大阪府のほうでいろいろと試算される数値等もございます。その目標値もあって河南町が目標設定をして、それに達成したかというようなところでの点数づけなどもされているようでございます。その結果、昨年より少し上がったと考えております。その上がった要因といたしましては、市町村の在り方研究会とか、財政シミュレーション、また、新型コロナウイルスワクチン接種体制の共同確保とか、そういうような合同・共同でやっている分も点数加算されたのではないかと考えております。

この分につきましての効果でございますけれども、考え方としましては、そういう財政的な部分を外部委託するというようなところの部分で、有効な方法ということが目的でございますので、今回、学校給食事業の業務委託、こども園の調理業務委託に充てることは有効であったと考えております。

あと森林環境譲与税のほうでございますけれども、こちらのほうは当初予算で510万ほどの予想をしておったところですけども、例年並みの400万台で入ったということで減額しております。よろしく申し上げます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

多村部長、どうもありがとうございます。

聞かせていただいたのは、やはりそういう予算を組み立てる中で、どういう市場状況とかを考えながら、例えば株式譲与税やったらこれぐらいのあれが見込めるということで、多分そういう予算立てのときにやられると思いますので、そこで結果だけでというあれじゃなしに次の段階で必要だと思ったので質問させていただきました。



それで市町村の振興補助金につきましても、やはりそういう河南町に効率的な効果的な事業をすることによってこの金額が増額するという可能性がありますので、そこはプラスになるような要因ですので、河南町としてはそういう効果的な事業に使っていただきまして、次の振興補助金が増えるような努力をしていただきたいということです。

もう一点なんですけれども、森林環境譲与税ですけれども、やはり河南町も町の中で50%ぐらいが森林ということで、その部分につきましてもやはり効果的な森林に対しての環境整備とかをすることが非常に大事だということに対してマイナスということで、そこで何かマイナス要因があったのかどうかということで聞かせていただいたんですけれども、再度その辺だけ伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

特にマイナス要因というのはなかったかと思うんですけれども、割合で計算されて入ってきますので、なかなか中身まで分からない状態でございます。よろしくお願いします。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

力武議員。

○5番（力武 清）

同じく21ページで府補助金、府支出金の関連なんですけど、こども園等学校給食の事業で委託業務に対する補助金ということで伺っておりますけれども、この補助金の申請に当たってこの事業に限って申請したのか、府のほうからここには補助金を出しますよと、町からの依頼なのか、府からなのか、まずそのことをお聞きしたいなと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

申請の段階でこの事業だということで申請はしておりません。ほかの要点で河南町の目標数値をいろいろ求められますので、そちらで申請をしております。お金が入ってくる段階で河南町の中に効果的な事業が何であるか、府の目的が事務の一部について効果的な要素を含むものに充てろということになっておりますので、課長の中で今検討した結果、学校給食業務とこども園の調理業務に充てております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

効果的な視点ということでこちらの給食関係の委託業務に充てたということなんですけれども、この効果を検証するに当たってどういった効果があったのかということでこちらに充てられたんだと思うんですけれども、どういった効果があったか、その分析はされているのか。

もう一つは、DXの関係であるとか、様々な事務委託業務をやっているあたりの府との関連において、ほかの事業にも充てられる可能性はあったわけなんですけれども、なぜここに給食の委託業務に充てたとか、そここのところのちょっと説明が薄いかなと思いますので、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

給食業務委託は、全て今は外部委託というところで、その前はやはり町の中でやるということは非常に町の中での業務として増えておりますので、一部外部で委託できるものは外部で委託するというところが市町村にとっては外部委託というのも一部効率的な事務の軽減と考えておりますので、そのようになっています。

DXの関係につきましては、ほか国の補助金等がございますので、この振興補助金には該当しないかと思っております。

○議長（大門晶子）

いいですか。ほかにございませんか。

ないようですので、この質疑は終結いたします。

次に、報告第2号 令和5年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないですか。

ないようですので、次に、報告第3号 令和4年度河南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての質疑をお受けいたします。

力武議員。

○5番（力武 清）

繰越しで中央公民館の設備が半導体の影響で延期になってあるという、それは理解できるんですけども、同時に繰り越して今期に令和5年度に工事をされておると思うんですけども、その日程というか、修正は業者との関係で詰められているのかということなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

当時、こちらのほう令和5年3月27日まで工事完了する予定でございましたけれども、先ほど申しましたように一部部品の納品が遅れたということで、今、工期は令和5年9月29日までに設定しております。今後の予定でございますけれども、8月6日と7日に工事を行います。停電等もございますので休館等も含めて今検討中でございます。

○議長（大門晶子）

よろしいですか。

中川議員。

○10番（中川 博）

30ページなんですけれども、河南地域公共交通カナちゃんバスの購入事業なんですけれども、事業費が5,794万で繰越額が5,415万7千円で380万円ほど差があるんですけれども、この差について説明をお願いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

こちらのほうは入札をかけておまして、予算額が落ちているという部分と、あとそれぞれその後の差額というのは役務費とか、公租公課費なんかも含まれておりますので。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

入札をかけて金額を設定して上げていたんですね、これは。ですから、入札減という形じゃなしに今おっしゃられた役務費とかもろもろの何かの差が出たということによろしいんで

しょうか。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

落札減によります差額でございます。

○議長（大門晶子）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、報告第4号 令和4年度河南町下水道事業会計予算繰越計算書について質疑をお受けいたします。

力武議員。

○5番（力武 清）

32ページ、雨水対策ということで梅川の工事と合わせて排水業務をやっていくということですが、現状、工事の遅れの関係で調整池に一旦入れて梅川に流すというやり方をお聞きしているんですけれども、この完成した暁なんですけれども、この調整池の役割というのはそのまま残すのか、どういう役割があと残るのか、有名無実にも入れなくなるのか、そのあたり調整池はどういうことになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

雨水排水につきましては、現在は大宝排水区ということで調整池のほうを介して川のほうに放流しているという手法を取っておるんですが、工事が完成しますともう池のほうに流すことがなくなりますので、池の役割は終わるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

聞いてんのは、その池の役割が終わった時点での池というのはどういうことを考えているか、それは今はもう全く白紙の状態なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

池の役割は終えるのですが、用地等、土地とかその辺の施設としてはどのように活用するかというのは、今の段階ではまだ未定でございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

この工期が今年度中に終わるのかな、ということはもう既にそういった将来計画も含めて面積がどれだけあるか分かりませんが、相当な面積だというふうに思っておりますので有効に活用する検討を始めるべきではないかなというふうに思うんですけれども、この見解を求めたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

この雨水管整備につきましては、今年度、この繰越し分の工事を終えまして、令和5年度で河南町のほうの発注で一須賀大宝線の管を埋設してまいります。雨水幹線が完成するのは令和6年度になる予定となっております。その後、調整池につきましては、今後どういった活用をするかというのは、また内部で検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

この工事の内容なんですけれども、鋼管が入らないから工期が延長されたというようなこと、府の事業ですので河南町は全く関係ないと。これはくいを打つのに下に管があるのというのは設計段階で初歩中の初歩ですわね。誰でもくいを打って下に構造物があったらそこは

打たないと。もう設計段階から最初にやるときからの失敗ですわね、これ。この失敗をさらっと流して鋼管ぐいが打てないからこれが延期になりましたというようなこと、河南町が発注しているしてない関係なしに河南町の土地の中ですので、この工期が遅れることによって今も大きな災害、雨が降っている河南町でも何十か所も崩れていますわね。そんな中で工事中に起きるこの災害、2次災害ですわね。そういうことも懸念されますわね。

そこで、これは河南町は全然違う、関係ないということで、こういう設計の段階で失敗でこういうことは多々ございますわね。これを府に対してどのような府からの報告で、ああそうですかで終わっていますのかな、これは。これはどういう工事の仕方をやって、そういうところに河南町の大宝地区の排水工事を任せているかというのは非常におかしな具合なんですけれども、そこの辺はどうですかね。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今回の雨水排水の工事につきましては、大宝地区の大宝橋下流側の護岸のところに排水口を設ける工事として、護岸と同時に排水口を設ける必要があることから大阪府に委託し、工事を発注いたしました。埋設管の下水道管につきましては、設計のときには把握できておらずに発注後に大阪府のほうで把握されて設計変更が必要となったこととお聞きしております。

雨水排水につきましては、先ほどご答弁させていただいたように、令和5年、令和6年と幹線が出来上がった暁には供用を開始しますので、今の段階でできた分だけ供用開始して雨水を流すということはありませんので、今回の繰越しに関しましての影響というのはさほどないのかなとは感じてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

この工事が延びたことによって何も影響はないというようなこと、排水口をこの河川にやる、そこでくいを打って排水口を造るというのはよく分かりますわね。せやけれども、その下に南部流域の管ですかね、大きな管。ここの河南町の下水工事でもたかが小さな管を入れるのも水道の細い管を移設して、それで工事をすると、これは当たり前なことなんですわね。それが一番この世の中で南部流域の管と言うたら管の中でも一番大きい管ですわね。日本中

どこでも通っている管の中で一番大きい管が南部流域の下水道管ですわね。それを見失うて知らなかった。堂々この議会で答弁されても非常に困る、これは。これはかなり大きな問題やのにさらっと言われて、だからその辺をこれからの全ての設計段階によって河南町でも設計段階でいろいろミスする、平米数を間違っている、高さを間違っている、そういうことがもう堂々と世の中に横行していますので、それはきっちり、それも河南町のことと同じですわね、これは大阪府発注でも。そんな世の中で日本中で一番大きな管を下が通っているのは知らなかったというようなことのないようにこれから引き締めてよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、質疑は終結いたします。

続いて、報告第5号 令和4年度河南町土地開発公社会計決算の報告についての質疑を受けいたします。

松本議員。

○2番（松本四郎）

この公用用地ですけれども、2件があるということですよ。金山古墳の土地と、それから道の駅かなん再編整備事業用地、それぞれ5,100万円ずつぐらいの金額で約1億900万円ぐらいが帳簿として残っております。

これにつきまして、今回の決算は最終的に11万4千円の損失ということで、これはこれで決算処理としてはやむを得ないと思いますけれども、過去においてもずっと同じような費用として出ていっていると思うんですけれども、過去、今までの損失の実績が幾らあったのかということと、今後、やはりこれはいつまでも金額、小さいとはいえ、損失が出ていくわけで、町の財産が目減りしていくことになっていくわけですから、やはりできるだけ早期に有効活用すると。

これは以前のいろんな議会でもいろいろと皆さん質問されていると思いますけれども、特に道の駅かなんの再編事業用地につきましては、舗装されていない砂利の道というか、砂利の駐車場と、それからさらに隣接している南側の用地がありますね。これはやはり草がぼうぼうと生えて、今回、隣接されている所有者の方からも草を何とかしてくれよということだ

けじゃなくて、その辺の土地の利用をどういうふうにするかということをしっかり整理して問題がないようにしてくれよというような要請もこの前出ておりましたよね。とにかく草刈りだけは行政でやっていただきましたけれども、こういうことを踏まえまして、やはりできる限り早く有効活用してほしいということなんですけれども、まず、最初の今までの累積損失は幾らであったかということと、今後の有効活用をするめどというんですか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

過去の損失額ということでございますけれども、ちょっと今資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

有効活用というか、土地開発公社は町とまた別の会計でやっておりまして、町のほうにできるだけ買戻しをしていただきたいというのが公社側のほうの回答でございます。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

私の望んでいるところの最終的な回答も何にもなくて、まず、最初の金額につきましては、また分かった段階で議会に報告してもらいたいと。

それから次の有効活用につきましては、やはり公社と確かに行政と違うということですが、やはり一体となった考え方を踏まえてやはり速やかに有効活用するという方策を出してもらいたいと。今、多村部長のおっしゃったのは公社側の意見だけであって、じゃ、もう一つの本来有効活用しようとするところの行政側の意見は誰が出してくれるんですか。質問します。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

道の駅の将来スペースにつきましては、現在活用するというところで事業者のほうを探している最中で、まだ決まった、今の段階ではまだどうこうというのはお示しすることはできないんですが、ただ土地につきましては、アスファルトを引いて何かイベントができないかというところで、令和5年度におきまして予算を計上させていただきまして設計のほうを進め



ていきたいと考えています。これが工事につきましてはまた財源等の課題もございますので、財源が確保できましたらそのときにまた工事のほうも続けて進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

これは3回目の最後の質問ですけれども、基本的に自治体でできないんだったら民間の力を借りるあるいは民間に売却すると、要するにいろいろな考え方をやっていかないといけないと思うんですよ。行政のほうで何でもかんでも施設を持ってやるということも一つかもしれませんけれども、これからはそうじゃなくて身軽にするということも考えていって、財産はできるだけ有利にする方向で、民間への売却とかあるいは賃貸とか、そういうのも検討していってほしいなと思っていますが、いかがですか。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

将来スペースにつきましては、将来構想のほうを持ってございますので、これを有効活用していきたいということもありますので、その辺は今後引き続いてまた検討してまいります。今の段階ではまだ売却ということでは考えてございません。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

それでは、45ページと46ページなんですけれども、これはいつも言うんですけれども、資産の部の流動資産のほうで公有用地1億896万3,696円が上がっているんですけれども、46ページのほうでは、負債の部で固定負債のほうで1億896万3,696円が上がっているんです。そういうことで流動資産というのは1年以内に処分ができる資産ということで、ワンイヤールールということで決められていると思うんですけれども、この公用用地の流動資産の部にいつから上げているんですか、これは。ちょっとお聞きします。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

流動資産のほうに上げているのはいつからというのは、借入れ当時からでございます。こちらのほうは、土地開発公社の経理につきましては公有地の拡大の推進に関する法律及び同法施行規則に基本原則が定められておりまして、その細部に係る基準及び処理方法等につきましては土地開発公社経理基準要綱に掲載されております。そちらのほうに再度確認をしておりますけれども、こちらの要綱の第11条に流動資産の範囲が規定されております。第3号に公有用地という科目が設定されておりまして、というようなことで流動資産で計上しております。

固定資産のほうに属する資産というところには有形固定資産と無形固定資産というのがございまして、その中には該当しないというふうに判断しております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

そういう規定ということというお答えなんですけれども、この流動資産でこれを上げますとどういことが起こるかと言いましたら、例えば流動比率を出した場合、流動資産が1億何ぼ、流動負債がゼロなんです。この土地開発公社はめちゃめちゃいい会社になってしまうんですね、1年間にこれだけ使える資産があるというような形で。でも実際は長期間において固定されているような資産だということなんですけれども、今、多村部長が説明された、また一遍、そこが私いつも納得がいかないの、またお教えいただきたいと、後日で結構です。そういうことが起こる可能性があるんですね。この企業の分析をした場合、流動比率ですごいいい会社になってしまう、でも実際は違うというようなことが起こりますので、その辺またご教示いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

力武議員。

○5番（力武 清）

金山古墳の関係で質問させていただきたいと思うんですけれども、ご承知のように金山古

墳は双円墳で全国的にも珍しいということで注目されているんですけども、この売り込みが本当に下手くそやなというふうに思うんですよ。ご承知のように古市・百舌鳥古墳が世界遺産に登録されて注目されているわけですけども、周辺の河南町や藤井寺市、羽曳野市以外にも金山古墳みたいな古墳群があるわけで、こういったところと連動して観光資源に生かさないだろうかという思いがするんですけども、そのあたりの考えをお聞きしたいなというのと、もう一点は、町内の小中学生なり、生涯教育の一環として金山古墳の教育の場としての位置づけもあろうかなというふうに思うんですけども、そのあたりの位置づけも含めてお聞きしたいなと、どう考えておられるのかお聞きします。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

まず、金山古墳の売り込みということで、先日、近つ飛鳥博物館のほうに行ってきました、担当者が代わられたということでご挨拶に行ってきたんですけども、金山古墳はやはりいろいろとお客さん、土日など来られている方もおられるんですけども、おっしゃられるように羽曳野市の古墳とか、そういうところと連携して今後やっていきたいと思いますので、博物館で調整を今後していきたいなと思っております。

そして小中学校との生涯教育の関係なんですけども、子供たちは校外学習で金山古墳とか行くこともあるんですけども、生涯学習においてもそういうことも活用したりあるいは放課後学習ということでまた土日に子供たちがそういうところで金山古墳を利用したような活動もしていければいいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、質疑は終結いたします。

ここで、休憩を取ります。

休 憩（午前11時24分）

~~~~~

再 開（午前 11 時 30 分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

6月1日に開催されました議会運営委員会の審議結果より、日程第5 議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書までの8件を会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、以上8件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

日程第5 議案第1号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。

62ページをご覧ください。

議案第1号

河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月6日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和5年河南町条例第 号

## 河南町税条例の一部を改正する条例

でございます。

改正条文の朗読につきましては、議案資料の新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

議案資料の66ページをお願いいたします。

今回提案させていただく条例は、令和5年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により改正が必要となった内容のうち、令和5年4月1日に施行され、専決処分したものを除く改正でございます。

まず、第34条の9、67ページの第38条、68ページの第41条、第44条、70ページの第47条、71ページの第47条の2、第47条の6につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林環境税の賦課徴収の事務は当該法律において市町村が行い、個人住民税の均等割の賦課と賦課徴収と併せて行うこととされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

森林環境税及び森林環境譲与税は、地球温暖化の防止、災害の防止などの役割を担う森林を支える仕組みとして創設され、森林環境税につきましては、令和6年度から国税として1人当たり年額1千円が課税されます。

それぞれの主な内容でございますが、戻っていただきまして、66ページの第34条の9第2項は、配当割額または株式譲渡所得割額の控除について規定しており、配当割額または株式譲渡所得割額を所得割額から控除して引き入れなかった場合には、当該年度の個人町・府民税等に充当することとされており、法施行により森林環境税についても個人町・府民税と同様の規定とするものでございます。また、法改正に合わせ字句の修正を行っております。

次に、67ページの第38条、個人の町民税の徴収の方法、第1項は、法改正に合わせ字句の修正を行っております。第3項は法施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正で、個人住民税の均等割の賦課徴収と併せて行うこととするものでございます。それにより見出しの徴収の方法に「等」を加えております。

次に、68ページの第41条、個人町民税の納税通知書は、納税通知書の記載すべき納付額に森林環境税を追加するものでございます。

次に、第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、第1項は、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正でござ

ざいます。

第2項、第3項、69ページの第5項、第6項につきましては、法改正に合わせ字句の修正を行っております。

次に、70ページの第47条第1項は、法改正に合わせ字句の修正を行っております。第2項は、特別徴収税額変更通知により生じた過誤納に係る税額について規定しており、森林環境税についても個人住民税と同様の規定とするものでございます。

次に、71ページの第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収は、特別徴収の方法により徴収する公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正及び字句の修正を行うものでございます。

次に、第47条の6第1項は、法改正に合わせて字句の修正を行っております。第2項は、年金所得に係る特別徴収税額等に過誤納金が生じた場合について規定しており、森林環境税についても個人住民税と同様の規定とするものでございます。

戻っていただきまして、66ページ、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載の簡素化で、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることできるとするもので、法規定の新設に伴い、第2項に新たに追加するものでございます。その他項ずれの反映を行っております。

次に、72ページの第82条です。

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、原動機付自転車から区分して特定小型原動機付自転車という新たな区分が設けられ、一定の条件を満たした電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として分類されることになりました。この特定小型原動機付自転車に係る税率を2千円とし、法施行日の属する年度の翌年度分以降の軽自動車税種別割について適用されます。これにより原動機付自転車、いわゆるミニカー区分の3人以上のもののうち、特定小型原動機付自転車に該当するものを除く規定の改正を行うものでございます。

次に、73ページ、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例第4項及び第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例第3項は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納付不足額を徴収する際に加算する割合を法改正に合わせそれぞれ100分の35に改正するものでございます。

最後に、附則でございます。

第1条は、施行日を定めております。

74ページの第2条は、町民税に関する経過措置、第3条は、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

中川議員。

○10番（中川 博）

大門部長、どうもありがとうございます。

お聞きしたいんですけども、まず、森林環境税及び森林環境譲与税のことなんですけれども、今回、均等割2千円上乗せ、国税なんですけれども、上乗せされてそういう森林環境税が納付されるということになると思うんですけども、例えば河南町におきまして総額どれぐらいの金額を国のほうに納めるようになるのか。

それと、先ほど令和4年度の補正予算のほうで森林環境譲与税のほうが90何ぼマイナスで、河南町としては419万円ぐらいですかね、入ってくるということで、例えばこの差がありましたら、なぜこのような差があるのかということと、それと国におきましてこの森林環境税は全て還元されるというように決まっていると思うんですけども、そこでなぜそのような差があるのかいうのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

まず、どれぐらいの税を国税として徴収するのかというご質問やったと思うんですが、大体均等割で七千数百人ということで、1千円を掛けたら700万円ちょっとという税をまず徴収しまして、国から今度市町村に下りてくる分で、今年、令和4年度分で四百数十万円やったと思うので、その差は出てくると思います。なぜ出るのかといいますと、やはり人口割という性質がありますので、人口の多いところでどうしても財源が行ってしまうというような感じになっていると思います。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

質問は3回しかできないのであれなんですけれども、勉強会するときにも聞かせていただいたと、人口割と言いましたら例えば納めるほうも人口割になるんですね。納める人の数がそうですから、そやから河南町は譲与というか、受け取るだけでしたら人口割で人によって差があると思うんですけれども、払うほうも人口によって合計額が決まるわけですから、ですから人口割で河南町がその分でマイナスというのはちょっと考えにくいんですね。人口に応じて支払って人口に応じて戻ってくるわけですから、そういう意味では、例えばたくさんの人口があるところは、それだけ人口が多いからたくさん納めるわけですから、人口の割合で均等割を納めるわけですから、そういう意味では人口割というのはちょっと分からないので、そこをまた説明を再度お願いしたいのと、それとあと、この森林環境譲与税ということで国のほうから全額戻ってくるということなんですけれども、ワンクッション置かれて一部は都道府県、うちらでしたら大阪府のほうに一部行くんですね。

ただ大阪府に行きましても、大阪府のほうから市町村のほうにその分は森林のそういうことにつきまして、大阪府のほうからクッションを置いてでも市町村のほうに支給されるということになっておりますので、その説明をもう少しお願いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

答弁できますか。

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

100%、何で戻ってこないんやということなんですけれども、先ほど議員おっしゃったように、大阪府のほうにも全体の1割の部分都道府県に下りていきます。市町村には残りの90%で配分されるということで、100%には至らないというのが考えです。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

大阪府のほうに行くのは行くんですけれども、大阪府のほうからも市町村の支援ということで支援されるわけですね。そういう意味では、大阪府はどのような支援を例えば河南町にするのか、そして最終的には森林環境譲与税ということで河南町に入ってきて、それを河南



町としていろんな事業をしやなあかんと思うんですけれども、その中で例えば公益的、これに載っているんですけれども、機能の発揮ということで、地球温暖化防止機能とか、災害防止の国土安全機能とか、水源の涵養機能とかいうことをこの市町村というか、河南町としてはやっていくような事業になっているんですけれども、そういう意味ではどういう事業をこの森林環境譲与税で河南町にするのかどうか伺いたいと思います。3回目なのでお願いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

森林環境譲与税をいただいております、それをどのように有効活用していくかというところで、まず町の施設の中では河内木材を使ったような備品を調達しております。あと大きな問題で林業等にどのように活用していくかというところでございますけれども、今現在も基金をもって積み立てております。河南町は大きな森林を持っておりますので、その辺でまた積み立てながら活用していく方針を決めていきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

力武議員。

○5番（力武 清）

関連して森林環境税についてお伺いしたいと思うんですけれども、先ほど町長の挨拶の中で6月2日の台風2号の影響で36か所崩れたりした、5か所が通行止めということで、この環境税の在り方として、活用も含めて森林の保全というか、自然災害に対する予防と保全ということが徴収される大きな目的だというふうに思っておるんですけれども、ただ河南町みたいに山が多くて、がけが多くてという中で、この前の2号の影響でも何か所か調べさせてもらったら同じようなところが崩れているんですよ。そういうところに対して、この予防という観点で、災害復旧もそうなんですけれども、予防という観点でそういったところの譲与税の活用を生かせないだろうかという思いがするんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。市町村の判断でできないんだろうかというふうに思うんですけれども、意見を聞きたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

森林環境譲与税の用途なんですけれども、これは森林整備及びその促進に関することで利用するという事になってございまして、本町の場合は、これまで平石地区における倒木処理で利用したりとか、先ほどご答弁させていただいたように積み木、出生記念樹で促進する経費として積み木とか、備品購入、そちらのほうで利用したりとかしているような状況でございまして。

ただ今後、その利用に関しましてはそれだけではなく、これらに関しては引き続いてやるに続きまして、河南町は木材利用基本指針というのを定めていまして、公共施設のほうの建築に関しましては木材利用していきましようということで、河内木材のほうをどんどん利用していただいて建築物のほうを造っていくとか、そういうところも利用していきたいと考えてございまして、また、それ以外にも山のほうの整備、今、山の持ち主の方がどんなことを望んでおられるかとか、その辺を大阪府の農と緑のほうの総合事務所のほうと意見を交換しながら今後進めていきたいとは考えてございまして。

以上でございまして。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

大規模災害の場合でしたら、激甚災害指定されて国からの災害復旧に関するいろんな支援策があるかというふうに思うんですけれども、今回みたいに小規模な災害で土場が崩れたり、山崩れしていると、ほとんど個人のところに関連するところが多いんですよ。そうしたら個人が災害復旧にお金をそれだけ出せるかといったらかなり厳しいものがあるかというふうに思っているんですけれども、そのあたりで融通的に個人の復旧なりのところに一部を補填するとか、そういうふうな柔軟な活用ができないだろうかという思いがあるんですけれども、そのあたり見解を述べていただきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今おっしゃっているように、これからどういった活用がいいかということこれから研究してまいります、その部分で森林環境譲与税にも制限がございまして、使えるもの、使われへんもの、その辺を見極めながら今後展開していきたいと考えてございまして。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

ほかに。

高田議員。

○1番（高田伸也）

引き続き森林環境譲与税の話なんですが、今聞いたものとほぼ内容はよく似た形で、災害についてそれを利用できないのかというふうなことも当然ながら議論でするところではあるんですが、例えばその譲与税を災害を未然に防止するために植樹に使うとか、また、今伐採する木がたくさんあるにもかかわらずなかなか切れていないというようなこともお聞きするんですが、そういうものにも有効に使えるのではないかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

森林整備に利用することができるということになってございますが、その辺の利用する条件というんですか、その辺はこれからまた研究してまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

それと合わせて先ほども話がありましたが、町民のほうから納める税金と譲与税の額の差、これについては大阪府なら府から残りが入ってくるというようなこともお伺いしましたけれども、これまで2019年から先行して譲与税のほうが入っているかというふうに思っておりますけれども、まず1点は、令和6年度から1千円を言わば均等割で支払うということになった以降、譲与税の額は若干でも増えていくのかというのが1点と、府のほうからこれまでいんな形で提供されました譲与税の分、今回はバスの屋根を造ったり、そういうようなものに一部キャンペーンとして使ったものがあったと思うんですが、そういうような費用が今後は使えなくなるというようなことも一部聞いています。ということになると、府のほうから本来であれば使える費用が使えなくなるというようなことも今後考えられますので、府からの補助について今後どのようなものを展開される予定なのかというものが分かるようでした

からお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

令和6年度から国税として1人当たり1千円徴収するという事なんですけれども、これまでは震災復興の臨時の分の税金が町民税・府民税で500円ずつで1千円、これがもう令和6年度からなくなります。あともう一方は、大阪府が徴収していた森林環境税というのが府税で300円入っていました。多分これを財源として議員おっしゃったようないろいろな施策をされてきたと思うんですが、300円がなくなることによってその財源はなくなりますので、そういった話になろうかと、ちょっと不確定で申し訳ないですけども、というような考えではしております。

以上です。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

先ほど大阪府の森林環境譲与税を活用した日除け対策のカナちゃんバス等のバス停を設置させていただいた件で、この補助金が今後どうなるかというご質問もあったかと思うんですけども、こちらのほう大阪府では令和5年度で最終だというふうに私たちのほうには伝えられておりますけれども、大阪府の補助金ですので、その先どのように返還されていくかということがまだ情報ではつかめておりません。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。是非具体的な形で展開いただけますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

森林環境譲与税なんですけれども、これは1千円徴収するというのはよく分かりますけれども、このまま都会と田舎と比べて田舎のほうはこれは1千円で人口割で得になるというよ

うな税金なんですけれども、これは河南町、素朴な疑問なんですけれども、25平方キロメートルで森林という面積は、税金で計算される森林の面積は幾らですかね。これは緑が多い河南町でCO<sub>2</sub>の排出を大阪府だったら一気に南河内はこれを背負っているというような地理的に場所ですけれども、どこまでが森林で何をもって森林なのかというのを教えてほしい。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

申し訳ございません。今、森林に関してのデータを持ってございませんので、今お答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

その根本の計算が分からへんかったら、これ、何で490万円か、もろうているんや、おかしいでしょう、計算合わへん。

（「休憩で」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

では、間もなく12時になりますので、ここで一旦休憩を挟んで1時から再開したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

よろしく申し上げます。

休 憩（午前11時58分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの答弁をお願いいたします。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

河南町内の森林面積というのは1,205haございます。ただ、森林環境譲与税の算定の基礎となる面積につきましては私有林人工林ということになってございまして、それは河南町の中には631haございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今、ちょっとよう分からんねんけれども。人工林と。あとの半分は。農地とかそういうのは関係ない、全く。ほんなら里山とかそういうのが入ってくるという。ちょっとその中身をもう一遍言うてくれはるか。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

森林全体といいますのは、森林法のほうで規定がありまして、第2条の中で、木竹が集団的に育成している土地及びその土地の上にある立木竹という定義がございまして、この森林法でいう森林面積というのは1,205haあるんですが、今回の森林環境譲与税の対象となる面積につきましては、私有林人工林、私有林の中の人工林、これが対象となっていてございまして、631haということで、これが算定基準となっていてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

よろしいですか。

もう一回。廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ほなヒノキとか杉とか、人が植えたところやね、いうたらね。それ以外は関係ないということ。分かりました。

○議長（大門晶子）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑は終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

続いて、日程第6 議案第2号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）（登壇）

それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

議案資料の75ページをご覧ください。

#### 議案第2号

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月6日提出

河南町長 森 田 昌 吾

次のページに移っていただきまして、

## 令和5年河南町条例第 号

### こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

それでは、本条例の提案理由を説明いたします。

これまで内閣府や文部科学省、厚生労働省などに分散いたしました子供施策について、子供の視点、子ども・子育て当事者の視点に立った政策立案、総合調整を行うために、こども家庭庁が令和5年4月1日に発足いたしました。このこども家庭庁を設置するため、こども家庭庁設置法とその施行に伴う必要となる関係法律の改正に伴う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月に成立し、令和5年4月から施行されることになったことから、関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

改正条文については条例の新旧対照表により説明をいたします。

議案資料の79ページをご覧くださいと思います。

第1条関係です。

河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。これは、こども園などの運営に関する基準を定める条例です。

まず第4条、利用定員における法第19条の関係の改正については、子ども・子育て支援法の条ずれに伴う改正で、子ども・子育て支援法中、支給要件の規定の第19条第2項、内閣総理大臣と厚生労働大臣に協議について定める規定が削られることに伴いまして、法19条は1項のみの規定となりまして、条例の規定中、第19条第1項を第19条とし、第19条第1項第1号、第19条第1項第2号、第19条第1項第3号を、第19条第1号、第19条第2号、第19条第3号に改正するものでございます。

以下は同様の改正となります。

次に、82ページまで移っていただきまして、第15条、特定教育・保育取扱い方針、第1項第3号における第25条の改正については、学校教育法の改正による規定の改正によるものでございまして、幼稚園教育の要領の制定根拠である第25条に、第2項及び第3項、内閣総理大臣の協議などについてなんですけれども、それが新設されるため、第25条を第25条第1項と改正するものでございます。

また、同条第1項第4号における「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」への改正については、児童福祉法、障害者総合支援法などの法律の所管が厚生労働省からこども家庭庁に移



るため、「厚生労働大臣が定める指針」の規定を「内閣総理大臣が定める指針」に改正する  
ものでございます。

続きまして、90ページまで移っていただきまして、第2条関係、河南町家庭的保育事業等  
の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

この条例の該当施設は本町にはございませんが、利用定員が少数の保育事業の設備及び運  
営に関する基準を定める条例です。

第25条、保育の内容の改正については、先ほどと同様に、児童福祉法、障害者総合支援法  
などの法律の所管が厚生労働省からこども家庭庁に移るため、「厚生労働大臣が定める指  
針」の規定を「内閣総理大臣が定める指針」に改正するものです。

次に91ページ、第3条関係です。

河南町立認定こども園条例の一部改正についてです。

中村こども園の設置等に関する条例です。

第4条、入園の資格の改正については、法19条の関係の改正は、子ども・子育て支援法中、  
支給要件の19条第2項、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定めることが削られる  
ことに伴いまして、同法第19条は1項のみの規定となることに伴う改正です。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、3つの一部改正の条例の制定内容を説明させていただきました。ご審議いただきご  
可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

中川議員。

○10番（中川 博）

お伺いしたいんですけれども。今、説明いただいたんですけれども、今回の改正なんです  
けれども、こども家庭庁が発足するということに関係するということなんですけれども、  
例えばぱっと見たところで15条なんですけれども、今まで「厚生労働大臣が定める指針」と  
いうところが、今度は「内閣総理大臣が定める指針」となっているということなんですけれ  
ども、なぜこども家庭庁の長官が定めるとかいう形にならないのかなど。内閣総理大臣に何  
で一足飛びになってんのか、ちょっと分かたら教えていただきたいと。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

すみません。今、内閣総理大臣ですね。すみません。所管が厚生労働大臣であったものが内閣総理大臣になるということで、今までそれぞれの部署で、福祉関係でしたら厚生労働大臣とかそういうところでやっていたものを、内閣総理大臣の下でやっていくということなんですけれども。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

聞かせていただいたのは、内閣総理大臣、一番トップというのはよう分かるんですし、大臣やということはすごく分かるんですけれども、通常でしたら所管ということで、所管の中には官僚とかいろんな職員の方もいらっしゃるし、そういう組織があると思うんですけれども。今回、こども家庭庁というのも組織ができていると思うんです。そうなってきて、こども家庭庁の一番上というのはこども家庭庁の長官だと思うんですけれども。ですから、今回はそういう統合をしてこども家庭庁というのが、厚生労働省とか文科省とかいろんなところを集めてこども家庭庁というところで統合するんですしたら、基本は厚生労働大臣からこども家庭庁の長官ということになると違うかなと思いましたのでちょっと質問させていただいたんです。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

すみません、失礼いたしました。

今回、こども家庭庁というのは内閣府に外局というような形でできまして、今まで厚生労働大臣とかが所管していたものが全て内閣府のほうに移るということで、ということで内閣総理大臣に移ったということになります。

○議長（大門晶子）

よろしいですか。

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

こども家庭庁発足の動きは、縦割り行政の弊害をなくして子供を1本に、子供一番を考えてそういう発足したということで、これは一歩前進かなと。子育て支援という観点から考えてね。それは分かるんですけども、法改正に基づいてそしたらうちの組織体制はどうなるんだろうということで、以前、12月議会だったかな、ちょっと予備的な質問させていただいたんですけども、組織的には変わらないと、うちの庁内はということやったんですけども、それでこども1ばん課と健康づくり課が担っている業務の分担は今のままでいいのか、不合理な面はないのかという疑問符があるんですけども、そのあたりはどうなのでしょうね。今の体制で賄うような状況なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

議員おっしゃられるように、河南町では平成22年8月に教育部のほうに子供の福祉の関係でこども1ばん課が教育部の中にありまして、国よりも先に子ども・子育ての関係を統一したということになります。

また、先日の改正で、スポーツのほう、教育のほうにも来ましたが、これも一元的に教育部でやっていけるというところで、業務の効率化は図られているかというふうに思います。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

せんだって、こども1ばん課のほうで作ってはる河南町子育て応援ミニブックというのを拝見させていただきました。非常によくコンパクトにまとめられているなということで感心しているんですけども。これは部局の縦割りをなくした1つの成果かなというふうには思っております。これをもっと、ミニ版じゃなくてトータル的な、町民にもう少し分かりやすく広報できないのかという思いはしているんですけども、そのあたりの取り組みはいかがでしょうか。これでしまいなのか、もう少し一歩進んでこの条例改定と併せて進めるような事業はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

すみません、ブックのほうありがとうございます。今後、町民の方に、また外におられる町外の方にもよく分かるように、ホームページとかで、またいろんな形で広報していきたいと思えます。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

こども家庭庁については、以前、一般質問にも取り込ませていただいたと思うんですけども、今、今回条例改正、この4月からの作業、第一つ目やと思うんです。先ほどおっしゃられた行政のほうの役割分担というんですか、それは分かったんですけども、直接こども園に行っている子供たちに影響等々はないのかというのと、今ちょっと出てきています、誰でも保育というような内容で就労していない親御さんでも預けることができるのかという条件がまた新たに出てきているんですけども、その辺の影響、本町の子供たち、また家庭に対しての影響は今後ないものなのかどうなのか教えていただけますか。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

うちのほうとしては、教育部は1つの部署ですので影響はないんですが、例えば国の要望とかそういうのにおいても、今までやったら厚生労働省とか内閣府、また文部科学省とかいろいろの部署に行っていたんですけども、それが一元化されるというところで非常に効率よくなっていくのかな、その辺についてはよいことかなと思えます。

また、誰でも保育というところで、また国のほうでもされるということで、それが町民にとってもまたプラスになるということで、非常にいいかなと思っております。

子供たちにとっても、そういうような国の改正がございましたので、保護者の方も含め、一元的になるということで、また一歩進んでいくんじゃないかというふうに思えます。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、質疑は終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論は終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、日程第7 議案第3号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

では、タブレットのほうは95ページをお開きください。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第3号

令和5年度河南町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度河南町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,353万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,907万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月6日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、96ページ、「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金6,468万円の追加。

(項) 国庫補助金1億6,978万円の追加。

(款) 府支出金、(項) 府補助金30万9千円の追加。

(款) 繰越金、(項) 繰越金326万7千円の追加。

(款) 諸収入、(項) 雑入550万円の追加でございまして、歳入合計で2億4,353万6千円の追加。補正後予算額を68億1,907万円とするものでございます。

続きまして、97ページ、歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費307万円の追加。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費6,375万9千円の追加。

(項) 児童福祉費1,378万1千円の追加。

(款) 民生費、(項) 保健事業費9,749万9千円の追加。

(款) 農林水産業費、(項) 農業費300万円の追加。

(款) 商工費、(項) 商工費5,940万円の追加。

(款) 消防費、(項) 消防費302万7千円の追加。

歳出合計で2億4,353万6千円の追加。補正後予算額を68億1,907万円とするものでございます。

それでは、事項別明細を説明させていただきます。

次の98ページ、99ページは総括となっておりますので、100ページの歳入の補正から説明させていただきます。

100ページをご覧ください。

まず、(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金、(目) 衛生費国庫負担金ですが、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金で6,468万円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種費用に係る国庫負担金でございます。

続きまして、(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 総務費国庫補助金ですが、地方創生臨時交付金で1億2,256万7千円の追加。国の令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費として閣議決定され、交付が予定されているものでございます。歳出で計上しています低所得世帯支援給付金のほか、地域通貨推進業務委

託や肥料価格高騰緊急対策支援金等の物価高騰対策関連経費に充当しております。

次に、その下の子育て世帯給付金システム改修補助金で570万円の追加。こちらは低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係るシステム改修費に対する補助金でございます。

次に、（目）民生費国庫補助金、（節）児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で1,382万4千円の追加。こちらも低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する補助金でございます。

次に、（目）衛生費国庫補助金、（節）保健事業費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で3,281万9千円の追加。こちらはワクチン接種に伴います体制確保事業に対する補助金でございます。

以上の国庫負担金、補助金は、いずれも補助率10分の10となっております。

続きまして、（款）府支出金、（項）府補助金、（目）民生費府補助金ですが、母子家庭等対策総合支援事業費補助金で30万9千円の追加。独り親世帯への生活支援特別給付金の支給に際して必要となる事務費に対する補助金です。こちらも補助率は10分の10となっております。

続きまして、（款）繰越金、（項）繰越金、（目）繰越金ですが、前年度繰越金で326万7千円の追加。今回の補正予算で不足する財源を補填させていただくものでございます。

続きまして、（款）諸収入、（項）雑入、（目）雑入のコミュニティ助成金550万円の追加は、一般財団法人自治総合センターから助成決定を受けたものでございまして、歳出予算と併せて今回の補正予算に計上させていただいております。内訳は、一般コミュニティ助成事業分で250万円、地域防災組織育成事業分として消防団育成事業で100万円、自主防災組織育成事業で200万円の合計550万円となっております。

続きまして、101ページでございます。

歳出予算について説明させていただきます。

まず、（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費、（節）委託料の説明欄、子育て世帯給付金システム改修委託料57万円の追加は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴うシステム改修委託料でございます。

次に、（目）自治振興費、（節）負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金250万円の追加は、石川地区の自治会におけるコミュニティ活動を推進するための備品の購入費に対する助成金でございます。

次に、（款）民生費、（項）社会福祉費、（目）社会福祉総務費で6,375万9千円の追加でございます。こちらは令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯に対する1世帯当たり3万円の低所得世帯支援給付金の支給に係る経費の補正でございます。

主なもののみの説明とさせていただきますが、上から順に、（節）報酬で事務費補助のための会計年度職員の報酬124万7千円、（節）職員手当等で職員の時間外勤務手当31万1千円、会計年度職員の期末手当16万7千円、（節）共済費で会計年度職員の健康保険等46万8千円、（節）旅費で費用弁償3万8千円の人件費等のほか、（節）需用費、（節）役務費で事務用品や文書通知用の封筒の印刷代、（節）役務費で郵便代口座振替手数料を計上しております。

また、（節）負担金補助及び交付金で、低所得世帯支援給付金として、対象世帯を2,000世帯と見込み、1世帯当たり3万円の支給で6千万円の給付金を追加しております。

めくっていただきまして、102ページをご覧ください。

（款）民生費、（項）児童福祉費、（目）児童措置費で1,378万1千円の追加です。こちらは低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る経費を補正させていただきます。支給対象は大きく2つに分かれまして、まず、令和5年3月分の児童扶養手当を受給されている独り親世帯への支給ですが、こちらは大阪府が支給主体となっております。本町では、支給対象への周知作業や申請受付、決定通知等の事務を行う必要がありますので、需用費、役務費等の事務費を計上しております。

もう一つは、独り親世帯以外で令和4年度にこの給付金の支給を受けられた世帯に、再度、対象児童1人当たり5万円の給付金を支給するものです。こちらは本町が支給主体となっておりますので、事務費のほか給付費を計上しております。

予算の計上内容であります。上から、（節）報酬で会計年度職員の報酬110万9千円、（節）職員手当等で会計年度職員の期末手当13万3千円、（節）旅費で費用弁償で2万円を追加しております。

次に、（節）需用費で消耗品や印刷製本費等、また、その下の（節）役務費では郵便代や口座振替手数料を計上しております。

次に、（節）負担金補助及び交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金1,200万円を追加しております。こちらは本町が支給主体となりますので、独り親世帯以外の世帯に対する給付費でございます。対象児童数を240人と見込み、1人当たり5万円の給付で1,200万円を見込んでおります。

続きまして、（款）衛生費、（項）保健事業費、（目）保健予防費で9,749万9千円の追加でございます。ここでは、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の延長に伴い、秋・冬の時期に初回接種を受けられた5歳以上の全ての住民を対象とするワクチン接種に要する経費を補正しております。さきの3月定例会議でご可決いただきました補正予算（第1号）では、先行して実施しております65歳以上の方等を対象とする接種関連費用について補正させていただきましたので、今回の補正予算では、9月以降に必要となってくる経費として、秋・冬の時期に合計12回の集団接種をかなんぴあで実施することを想定した形で、接種対象者を1万4,000人と見込んで関係予算を計上しております。

予算の内容ですが、まず、（節）報酬で会計年度職員の報酬を338万5千円、（節）職員手当等で職員の時間外勤務手当190万円、管理職特別勤務手当158万4千円、会計年度職員期末手当53万5千円の人件費のほか、次のページをご覧くださいまして、（節）需用費で消耗品費や印刷製本費を、（節）役務費で郵便代等の事務経費を計上しております。

次の（節）委託料で、こちらも主なものになりますが、交通整理委託料で285万6千円の追加、次の運營業務委託料で1,705万3千円の追加、こちらはコールセンターの運営経費と接種会場における派遣スタッフの委託料でございます。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種委託料6,468万円の追加は、医師会等へのワクチン接種業務委託料でございます。接種対象者を1万4,000人と見込んで計上しております。このほか、（節）使用料及び賃借料で施設使用料として60万円、（節）備品購入費で10万円等を計上しております。

めくっていただきまして、104ページです。

（款）農林水産業費、（項）農業費、（目）農業振興費、（節）負担金補助及び交付金、肥料価格高騰緊急対策支援金300万円の追加ですが、こちらは肥料価格等の高騰に伴う農業者支援のための支援金を計上しております。

こちらにつきましては、まず、大阪府において今年度も府内農業者への肥料価格高騰分の一部補助が予定されております。対象者は令和4年の確定申告において50万円以上の販売金額がある農業者の方と認定新規就農者となっており、その販売金額の段階区分に応じて一定の支援金が支給されることとなっております。今回補正させていただいておりますのは、昨年度と同様に、この大阪府の支援金を受給された農業者に対して、町独自に大阪府支援金の2分の1に相当する額を上乗せして支給するための費用として300万円を追加しております。財源として地方創生臨時交付金を充当しております。

次に、（款）商工費、（項）商工費、（目）商工業振興費で5,940万円の追加でございます。

ここでは、物価高騰による消費の下支えや生活者支援、事業者支援対策として、地域通貨カナちゃんコインの拡充経費を追加しております。現在、カナちゃんコインを利用された際に付与しているポイントの還元率の臨時的なアップと、期間限定でのボーナスポイント還元キャンペーンの実施、さらに現金をチャージされた際のチャージポイントの付与を計画しております。これらにより地域通貨の定着と物価高騰への支援を図ってまいりたいと考えております。

予算の内訳ですが、（節）需用費の消耗品や印刷製本費でキャンペーン実施用の事務費として合計30万円、（節）委託料で地域通貨推進業務委託料として5,910万円を追加しております。こちらも地方創生臨時交付金を充当しております。

次に、（款）消防費、（項）消防費、（目）非常備消防費、（節）備品購入費で102万7千円の追加。こちらは河南町消防団で使用する資機材や備品の購入費を追加しています。

次の（目）災害対策費、（節）負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金200万円の追加は、石川地区自主防災組織が整備する防災用備品の購入費に対する補助金でございます。これらはいずれも一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金をその財源としております。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問される方は、まず、ページ及び款項などの項目、説明欄の事業名などをお示しいただき質問をお願いいたします。

では、質問をお受けいたします。

中川議員。

○10番（中川 博）

100ページの国庫補助金、総務費国庫補助金、総務管理費補助金、地方創生臨時交付金の1億2,256万7千円の件でちょっと伺いたいんですけども、今回、国におきまして、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費を使用して、そして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援の地方交付

金を7千億円、そして低所得世帯への支援のための電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に5千億円の低所得世帯の支援枠ということで、今回設定されて支給されている部分なんです。ということは、この7千億円の使い道と低所得者の使い道、同じなんです。電気・ガス・食料品等の価格高騰重点施策ということで7千億円、そして5千億円。5千億円につきましては低所得者の支援枠ということで決まっているわけです。それを受けまして、河南町といたしましては、101ページですけれども、負担金、低所得者世帯の支援給付金、一番下のところですが、6千万円支給して1世帯3万円支給ということでやっているわけです。つまり、今回のそういう物価高の対応ということで、直接的に3万円を支給ということが決められてきているわけなんです。そういう趣旨で来ているわけです。

私、以前3月議会のときに、そういう物価高の対策の中で、国においては電気とかガスとかやっておりますので、河南町としては水道料金の基本料金、過去にもそういう助成を4か月間やったことがあるということで質問させていただいたんです。それはなぜかといいましたら、水道企業団と統合のときに20%水道料金が上がるということだったんですけれども、議会の議員の皆さんが、私たちも含めて、議員の定数削減の財源を生かして、取りあえず20%は大きいということで、10%に抑えるという措置をさせていただきまして、ところが令和5年の4月から20%に戻っているわけなんです。令和4年対比では10%増加と。ですから、水道料金の基本料金の減額に当てべきじゃないかというような質問をさせていただいたときに、回答は、そのときは地方創生臨時交付金がまだ決まっておられませんでしたので、財源的な課題もあり、物価の状況に応じて必要な場合は支援策を検討してまいりたいというふうに回答をいただいているんです。ということは、財源的な課題というのは今回地方創生臨時交付金で賄われたと、あと、物価状況に応じてということで、物価は非常に今現在上がっていると、いろんな部門で、食料品、日用品、またいろんな部分で上がっているというような状況に応じて支援策を検討していただくというようなことをおっしゃっておられたと思うんですけれども、その辺につきましては、水道料金の基本料金がなぜ今回ならなかったのかというのが1点。

次に、104ページになるんですけれども、その代わりに地域通貨推進事業業務委託料5,910万円足しまして、プラスアルファしてカナちゃんコインのそういう先ほど説明ありましたようにポイントを付加するというような形と。

ところが、一番初め私言いましたように、結局こういう物価高、緊迫した状況の中で、低所得者に対しましては5千億円、つまり直接的に3万円を給付しているという形を国が推奨

しているわけです。ということが、うちと同じような形で、例えばカナちゃんコインを利用して買物して、例えば1万円買物したら何%還元というの、還元的なことなんです。間接的なこと。つまり買物したらつけてあげると。ところが国が望んでいるのは直接的な支給なんです、この低所得。つまり例えば10万円買物した低所得者の方に、10万円買物したら3万円つけたるから買物せよと言うているみたいなものなんですよね、河南町のやり方としたら。カナちゃんコインを利用して使っていただいたら何%還元すると、20%還元するというふうなことで、そういう方向性をなぜ決められたのか、国のほうでは緊急なそういう物価高対策のために、住民また国民の皆さんにそういう負担軽減を図るためというような施策で地方創生臨時交付金を今回決定されて低所得者に対してはこういう施策を打たれたけれども、河南町はなぜそういうような買物したときに対しての付加と直接的な支給をされなかったのかというところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（大門晶子）

2点質問が出ていますが。

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

議員仰せのとおり、今回、低所得世帯支援枠として5千億円と、それから推奨事業メニューということで生活者支援と事業所支援というやつで7千億円というのが出ていまして、低所得世帯支援のほうはもう国のほうが3万円の現金給付というのが例示されているのでそれに基づいて予算をつくった。

今おっしゃっている水道基本料金の減免に係る分については推奨事業メニューの7千億円の使い道の中で検討すべきかとは思いますが、国が示している推奨事業メニューの中に水道基本料金の減免という項目は特にございまして、例示されている案件があって、その例示推奨メニューに載るやつは比較的容易に申請が認められやすい、ただ、自治体の状況に応じては推奨メニュー以外の事業もやってもいいということにはなっているんですが、なかなかそのハードルをクリアするにはちょっとしんどいところもありますし、町としては今やっているカナちゃんコインのほうのキャッシュバックを選択したということでご理解いただきたいと思います。

どの部分をどうするかというのはいろいろ当然検討はするんですが、まずは国が示している推奨メニューのほうの事業のほうから事業化を検討したということです。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

もう一点、間接的分と直接の分ということで、直接お金、ポイントを付与するんじゃないかと、20%還元するほうを選んだのはなぜかというような質問あったと思うんですが、それにつきましては、ポイントを付与した分を買っていただくと付与したポイントに基づいて、経済効果というんですか、お金のほうが回るんですが、ところが20%還元しますと原資をそのままにしてそれ以上の効果が得られるということで、還元方式のほうを選んだということでございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

考え方なんですけれども、先ほどちょっと言いましたね、低所得者の方に対して10万円買物せえと、そしたら6万円つけるというような方法を、今、河南町、選んでいるわけなんです。今言いました非課税所帯とか低所得者の方は分かりますけれども、例えば、国が望んでいるのはそれよりか少し上の、例えば所得が300万円とか400万円とか500万円とか、その辺の方に生活支援を行っていこうというような政策なんです。

ところが、職員の方、どれぐらいもうておられるか分かりませんが、700万円か800万円か、違ったらまた叱責していただいたらいいと思うんですけれども、そういう感覚じゃなしに、少し非課税所帯ではないけれどもやっぱり生活が苦しいと、大変やというような方に対して支援をしていこうというような趣旨で多分今回やっておられる、そこに対して買物したら何%というのは例えば買物する原資が要るわけなんです。1万円買物したら1万円要るわけ。1万円買物したら20%つけてあげますよと。2千円とかね。そういう形の考え方よりか、直接的に少しでも多くそういう住民の方の手元に渡るような施策がやっぱり必要じゃないかなと思うんです。

そういう意味ではせめて、妥協するとしてもですよ、還元率をもう少しやっぱり上げてもらおうと。例えば還元率を上げることによってもともとのお金を使う、そら事業者支援になるかも分かりませんが、もともとそういう使うお金を少しでも引き下げて還元率を多くすることによって、低所得者の方のそういう物価高対策にはすごく結びつくと思うんですよ。そういう意味では、少し妥協してでもですよ、今の形を、カナちゃんコインとしての、

買物してポイントを付与するというような形をするにしても、もう少し還元率を上げる必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

還元率につきましては、前回、令和4年度につきましても20%還元、5千円上限というようなイベントを張ったんですが、今回につきましても同様のことで積算は入れさせていただきまして今回の計上をさせていただいています。その辺につきましては、還元率とか上限率につきましては、今回、今年度、夏・冬と2回イベントのほうをしたいなと考えていまして、夏のイベントの内容につきましては当初の計画どおり20%で還元率というのを考えていきたいなとは今のところ考えてございますが、その状況を見ながら後半の分については微調整のほうも、その辺の検討も必要かなというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

3回目なんですけれども、考え方の視点なんです。せやからどこに視点を置くかと。例えば今、部長言われたように、分かるんですよ、買物していただいたら買物のお金も事業者に戻るし、そしてポイントもつくからまたそこから買物に広がるというように、そういう考え方は分かるんですけども、でもどこに視点を置くかということなんです、私が言うているのは。ですから、非課税所帯ではないけれども本当に苦しい、300万円とか400万円とか、年収しかないような方に、買物してもうたらそしたらそういうポイントつくから是非買物してくれと言うのか、それともなるべく多くのそういう還元を付与して、そういう低所得者の方のそういう物価高対策に寄与するかどうかという部分の視線の当て方のことを私言っているわけなんです。意味は分かるんですよ、買物したらその分また増えて、どんどん買物やって付加価値を生んでいくというのは分かるんですけども、視点をどこに置くかということで、私は、そういう本当に苦しい、非課税所帯は3万円もらえますけれども、そうじゃなしに本当に苦しい、300万円、400万円とかその辺の、家庭で一生懸命頑張っておられる方に対して、なるべく還元率は上げていただいたほうがいいんじゃないかなというように考えて今ご質問させてもらって、意味は分かりますよ、ただ考えをどこに置くかということで、も

う回答は難しいと思います、是非要望としておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかに。

松本議員。

○2番（松本四郎）

103ページの新型コロナウイルスの接種体制準備ということで、委託料で運營業務委託料1,700万円とありますけれども、これにつきましては、この前、勉強会でもちょっとお聞きしましたけれども、基本的には電話関係のコールセンターがメインだというふうに聞いておりましたけれども、この1,700万円の具体的な算定根拠をちょっと知りたいんです。

といいますのは、この前、今回、もう終わりましたけれども、近畿ツーリスト（株）の問題もありましたし、委託業務についてやっぱりそれなりにしっかりとした検証をしておく必要あるかと思って今質問している次第で、例えば1日何人で何日間で幾らと、そういう形の分をちょっと聞かせていただいて、その金額は本当に支払うべき金額なのか、あるいは多くないのか、今、ご存じのように、今後国もいろいろと子育て世帯、それから子供の教育体制も踏まえて少子化対策として財源をどうするかというふうに、今、国自身もこれから悩んでいって、歳出削減もやりながらやっていくという状況の中で、こういうことも一つ一つ地道に、本当に払うべき分なのか、あるいはあんまり、金額高かったら少し値引きをさせて交渉するとか、そのようなところもこれからはやっぱり必要だと思いますので、そういう観点からちょっとお聞きしたい次第です。ちょっとお聞かせください。

○議長（大門晶子）

算定根拠です。いけますか。

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

運營業務委託料の件でございますけれども、コールセンターにつきましては、今回の設置、9月から3月につきましては、うち9月から12月はコールセンター6名、管理者とオペレーター合わせて6名、また、1月から3月につきましては管理者、オペレーター合わせて4名ということで、コールセンターの設置時間は9時から17時30分までの時間で積算させていただいております。

また、この運營業務委託料のコールセンターだけではなく、今回12日間、集団接種の運用を予定しておりますけれども、接種会場におきましても運營業務の委託ということで、外部からの運営の委託を行わせていただきます。これは各日10名の予定としております。

また、コールセンターでは、電話の受け答え、ご相談だけではなく、現状はお問合せと併せまして接種券の発送準備等も電話で、開いている時間も含めまして業務をしていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今お聞きしましたように、9月から3月までというので、あと6名は、ごめんなさい、9月から12月が6名で、あと残りは、あと4名だということで聞きましたけれども、この辺の金額については、ある程度そちらの行政のほうでは、1日1人当たり幾らだというようなことで、妥当なものかというのは一応判断された結果で、トータル1,700万円ということになったのかどうか、あるいは向こうの言いなりの数字で受けたのかどうかということを再度お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

契約につきましては見積徴取を行いまして契約を行っております。また、現状今、予算につきましては、人数申し上げましたけれども、状況に応じまして変更契約のほうをさせていただき予定となっております。金額については町としては妥当だというふうに考えております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

その辺のところはやっぱりしっかりと、無駄な経費を払うことのないように、これからはそういう面で歳出削減ということを見ながら、国のこれは財源でありますので、しっかりと対応していただくということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

ほかにございませつか。

高田議員。

○1番（高田伸也）

104ページの（款）商工費の地域通貨の推進業務委託料についてなんですけれども、先ほどお話を少し聞きましたら、今回、ポイント還元方式で考えているというふうなことを聞きました。そのほうが効果的だというふうなことも分かりませんが、一方、先ほどの議員もありましたが、やはり直接多くの方に満遍なく言わば還元してあげたい、使わせてあげたいというのが我々の思いでもありまして、一部住民の方からは、3千円のプリペイド方式、非常に分かりやすくてよかったと。特に高齢者の方は、アプリといたしましても、またチャージといってもなかなかぴんとこないという方たくさんいらっしゃいまして、それならば初めから現金、プリペイド方式のほうが非常に分かりやすくてうれしいというふうなお声もちょうだいしています。お子様については当然それをお小遣いということもあるんですが、結果的にはそれは合算されてお母様のほうが一括しているんなものに、生活費に充てているというふうなこともあるかも分かりませんが、できましたら、今回5,900万円の追加で補正が入っていますけれども、それ以外に当初で2千万円強の予算があったかというふうに思っています。合計で約8千万円。できましたら、その半分程度でも現金給付じゃなくてプリペイド方式の、3千円程度の一括給付というふうなことは考えられないかということについてちょっとご意見をちょうだいしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

カナちゃんコインの還元のポイントの方式に関しましては、これまでいろいろな手法を取ってやってきたわけなんですけれども、やり方としてはいろいろあると思いますが、当然、ポイントを付与してお配りするとなると、当然住民の方にこちらからプッシュ型で送っていくという形を取るわけなんですけれども、その場合、当然郵送料なり配送料というのが必要で、1件当たり大体500円ぐらいの郵送がかかってきますと、1万5,000人対象にしますと当然750万円ぐらいの郵送料かかってくると。それは送った場合の経費として必要なものなんですけれども。やり方はいろいろある中で、今回は還元方式20%でやっていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

例えば今、お聞きしましたけれども、750万円ぐらいの経費が余分にかかるんだという話がありましたけれども、一方、今回、Chiiicaのシステムを使うに当たりましては、チャージをするということで、自分が現金を入れたチャージについては、例えば1年間とか1年半とか、その間については言わばこのシステムを生かしていくという必要があるかと思えます。当然ながらキャンペーン期間のこの期間だけで20%とか30%の分は還元分はお使いになって、残った分は自分がチャージしたんだから最後まで確保したいということになると、例えば1年間ぐらいそれを、システムを生かすというようなことも当然いけるかと思えます。お金が残ったままだけですけれども。その際に発生する言わばランニングコストですか、Chiiicaの、それもあると思えますので、ランニングコストと今の郵送料を加味してどれぐらいの違いがあるかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

いけますか。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今、このシステム使っているときのランニングコストといいますと、システムを使うための費用とか、当然その振り込みするための手数料、業者さんのほうとのやり取りする分、手数料かかったりするわけなんですけれども、これらは1年間で大体700万円ぐらいの経費がかかる。これはこのシステムを使っていく上での経費となつてございますので。ただ、配るとなつてきますと、新たに配る分の経費が上乘せになってくるということになりますので、比較という形ではちょっとできないような形でございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

最後ですけれども。となると、一括して皆さんに給付してしまうほうが700万円分が費用がかからないと、言わばどちらを取るかになるかも分かりませんが、チャージ分のランニングコストがかからない分、一括して3千円から7千円ぐらいを給付するというほうが

メリットがあるという気がするんですが、結果的にそれを半分ぐらいに充てますと、費用総額としては今のようになんて750万円がまともにかかってしまって経費的にやっぱり合わないというところだけが問題なんですか。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

このシステムを使う上で経費としては750万円、これは、お配りする、還元方式を使おうがイベントを張ろうが3,000ポイントをお渡ししようがかかってくる経費というのは、このシステムを使う上でかかってくるのが1年間700万円かかります。これはどのイベントを張っても同じなんです。その中で、イベントとして各住民の方にポイントを付与するとなれば、プリペイドカード式のカードをお送りするような形になるとすれば、お送りするための経費が上に余分にかかってくると、3千円配るための、3,000ポイント配るための経費、プラスアルファ郵送料がかかってくるということで、それが750万円ほど上乗せになってくる、これは郵送料としてかかってくる。

ただ、今回やろうとしているのは、還元、ポイントを使っていただくと20%返ってくるという方法ですので、それはもともとのシステムを使う中に入った経費になってきますから、これはかかってこないということになります。ですから、配る行為に対して、各住民のほうに新たにポイントのカードを郵送で配るという行為に対しては、プラスアルファ750万がかかってくるというような形になります。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないですか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、日程第8 議案第4号 河南町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、議案第4号のご説明をいたします。

#### 議案第4号

#### 河南町農業委員会委員の任命について

下記の者を河南町農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月6日提出

河南町長 森田昌吾

記でございます。全部で14人の方を任命したいと考えておりますので、住所、氏名、生年月日を順に申し上げますので、よろしく願いいたします。

住 所 大阪府南河内郡河南町大字一須賀694番地

氏 名 奥野 淳一

生年月日 昭和29年2月16日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字山城334番地の3

氏 名 田中 秀憲

生年月日 昭和29年2月6日

3人目ですが、

住 所 大阪府南河内郡河南町大字白木531番地

氏 名 谷 善弘

生年月日 昭和29年 2月21日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字白木285番地

氏 名 中 野 昭 三

生年月日 昭和30年 3月 5日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字寺田275番地の 2

氏 名 松 田 正 幸

生年月日 昭和27年 3月13日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字平石731番地の 2

氏 名 桑 名 繁 雄

生年月日 昭和26年 3月30日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字持尾1143番地

氏 名 西 村 昌 明

生年月日 昭和34年11月 5日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字上河内815番地の 2

氏 名 谷 口 正 輝

生年月日 昭和32年 4月26日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字中915番地の 2

氏 名 武 田 芳 史

生年月日 昭和28年 4月28日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字中977番地

氏 名 松 井 功

生年月日 昭和21年 8月28日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字芹生谷243番地の 1

氏 名 ・ 野 保 夫

生年月日 昭和24年 8月10日

めくっていただきまして、

住 所 大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺294番地

氏 名 堀 野 喜 弘

生年月日 昭和34年 1月16日

住 所 大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺870番地の 1

氏 名 和 田 育 子

生年月日 昭和34年 2月19日

住 所 大阪府南河内郡河南町大宝 2丁目15番16号

氏 名 副 島 眞佐美

生年月日 昭和25年11月19日

の14名の方でございます。

現行の農業委員がこの7月19日で任期満了となります。先ほどご提案申し上げました14名の方を農業委員会委員に任命したく議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては3年でございますので、令和5年、今年の7月20日から令和8年の7月19日までとなります。

任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項及び同法施行規則第2条第1項の規定によりまして、認定農業者、それから認定農業者に準ずる人が農業委員の過半数を占めなければならないというふうにされております。

今回の委員候補のうち、認定農業者が3名おられます。認定農業者に準ずる方が5名おられます。計8名となっております。

認定農業者3名でございますが、105ページでいきますと上から2人目の田中秀憲さん、それから下がって下から5段目の西村昌明さん、一番下の・野保夫さんの3名の方でございます。

認定農業者に準ずる方の5名でございますが、105ページの1段目の奥野淳一さん、4段目の中野昭三さん、それから下から4段目の谷口正輝さん、それから下から2段目の松井功さん、めくっていただきまして、次のページの上から2段目の和田育子さんの5名でございます。

以上の方を任命いたしたいと存じますので、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、日程第9 議案第5号 河南町立大宝地区公民館長寿命化改修工事の工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは107ページをご覧ください。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第5号

河南町立大宝地区公民館長寿命化改修工事の工事請負契約について

工事請負契約を下記のとおり締結するため、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月6日提出

河南町長 森田昌吾

記といたしまして、1、契約の目的は河南町立大宝地区公民館長寿命化改修工事でございます。

2、契約の方法は一般競争入札です。

3、契約金額、金7,914万600円。税込み金額でございます。

4、契約の相手方、大阪府大阪市平野区喜連西5丁目2番1号、株式会社大新クリエイト、代表取締役、小林大輔。

めくっていただきまして、資料でございます。

1は契約の内容でございます。

2は入札参加者でございます。

3は入札者の入札金額等を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、契約の概要について説明させていただきます。

契約の方法は一般競争入札で、令和5年5月10日に建築一式工事で入札公告を行い、5月25日に開札いたしました。12者から応札があり、10者が最低制限価格と同額となりましたので、くじ用数字を使い抽せんを行い落札候補者を決定し、その後、事後審査を経て落札者と決定いたしました。入札結果は7,194万6千円で落札となり、消費税等を加えまして契約金額は7,914万600円となりました。落札率は90.0%でございます。5月30日に仮契約を締結いたしました。工期は河南町議会の議決を得た日から令和6年2月29日までとしております。

次に、工事の主な内容でございますが、大宝地区公民館の老朽化、劣化、設備の修繕、改修を行うもので、主な内容といたしまして、防水工事、外壁塗装、トイレの洋式化、照明のLED器具への取替え等の改修工事を行います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○10番（中川 博）

多村部長、どうもありがとうございます。この入札落札者なんですけれども、大新クリエイトさん、ちょっと調べてみたらかなりいい会社ということで、実績もあるということで、その点については満足しているんですけれども、ただ、今回なんですけれども、一般競争入札ということなんですけれども、109ページ見ていただいたら分かりますように、2者だけが最低入札価格よりか上回ってはいねられているということなんですけれども、そのほかの10者が同じ金額なんです。一般競争入札というような形になるんですけれども、結局くじで当たったところが入札になるというだけで、本当に、そういう競争というか、そういう原理が働いてよりいい業者が選択されるというような、そういう制度になっていないようにふと思うんですけれども、その辺どうなんですか。結局みんな同じ金額で、あとはくじ運が強いところだけが入札されてその会社がある一定のあれがあると思うんですけれども。というようなことで、本当に一般競争入札でこういう形がいいのかどうかというのをちょっとお聞きした

いと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

本町の場合、予定価格というか、最低価格を公表しております。それにつきまして、算出根拠としましては、適正に積算された設計金額で予定価格が積算されておりますので、工事内容につきましては、それ以下では多分工事はできないであろうという金額を設定して出しております。それに対して各業者が金額を積算されて金額を入れられた、その金額が一応同額であったというふうに認識しております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

意味はよく分かるんですけども、この10者の中でも甲乙丙という形で、いいところとそこそこのところとかあるんですけども、そういうところを我々選びたいとしましても、そういうのがもうないわけです。一律やって、くじ引いて、当たったところだけが当たると。これが果たして競争入札になるのかどうかという部分がですね。くじ入札というようなことだったら分かるんですけども。そのシステム的には、これはうちがそういう道というか方法を選んだ以上はもう仕方がないということですか、こういう形になるのは。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

河南町の入札の方法は、最低価格を公表して出しておりますので、それに基づいて応札をいただいているというところでございます。

○議長（大門晶子）

ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

また入札の件なんですけれども。最低価格を公表するのが、業者にとって計算しなくてもええ、見積りしなくてもいいというのは大前提です。こうやって並んでいる会社、全部分かっていますけれども、下請で防水工事、外壁工事という業者を抱えた会社ばかりですわね。

その中で、最低制限価格を公表しない、もう18年以來言っていますけれども、その辺どうにかお願いしたい。こんなくじ引でね。税金です。河南町の住民のお金をくじ引によって使う。これは一般の人もよく分かっているように、家を建てる時大工に言う、左官屋に言う、屋根屋に言う、電気屋に言うという、分離して発注しますわね。最近ではハウスメーカーが一遍に引き受けて建ててもらっているところが多いというのが現状ですけれども、それはあくまで新築ですわね。大宝公民館、リフォームですわね。そうしたら、トイレの改修やったらトイレの改修、設備屋、そして防水工事、防水専門の業者しか防水はできませんわね。外壁工事も。そういったことで分離発注していったら。新築なら一手に任せて世話なしにやる。どこの家でもみんな分離発注ですわ。トイレ直すのに、真っさら、一流の大きな工務店に言ってトイレ直してくれという人はまずいてませんわね。経費が取られますので。

ほんでこの最低制限価格、これも職員がやるんじゃなしに設計屋がやる。今の設計屋はでたらめになっていますわね。7千万円、100万円、この設計価格、人に任せた設計金額です。これが一番最低だという証拠も何もない。そこでまた追加工事が出てくる。そうしたことの繰り返しをずっとやっていますわね。そこでちゃんと計算できるように見積価格を上げてもらって、町が設定した最低制限価格より下に入れた人は振り落として、一番確実な人に落ちるとというのが本来の入札。その入札を、これ何回も今まで失敗していなかったらいいですよ、午前中に言った府の大宝地区の水路の工事でも、南部流域の人が通れる大きな管にぶち当たってそれで工事が延びた、そういうのがずっと毎回毎回河南町では続いている、そんな中でまだ。

議員になったら住民の代表で、少しは耳を傾けていただかないかん。そしてそういう私も経験を踏んで、二十七、八年の経験を踏まえてこういうところに立って、それが今までの、仕事を知っている中での住民の人に恩返しやと思ってこういう発言をしていますけれども、一向に聞き入れない。これは全て町長ですよ。トップがこういうふうなことを曲げない。職員を守る。職員を守るのは警察がいますよ。不正入札に関しては。それを勉強会でも言っても、ついつい議員が、何が悪いかって議員が値段を聞く、それで口を滑らす、最後には議員がこういう発言をしてのにその議員が悪いということで話を収めていく。今までもいましたよ。18人の議員からずっと。悪いのは1人だけでした、今まで。その1人の異端児の話を持ち出して、ほんでいまだにくじ引でやる。これ18年言い続けているけれどもね、やめるまで言い続けやんなきゃあない。自分の使命やから。どうですかね、ほんで。

土木建築の入札とか目に見えて分かる。せやけど物品やほかの入札、でたらめですよ。コ

ロナでもそうですわ。コロナでも、何名のオペレーター、何名のオペレーターと言うけれども、それを誰も検証しない。言いつ放しや。10人で受けてもらいます、それを検証するすべもない。ほんでお金を払う。業者がすみませんでしたと言うてきてそれが発覚。全部こういうふうにしてんの町長ですよ。変えようと思うたら町長が変えられるんやけれども、町長、変える気ありますか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

本町の入札に関しましては、今までの経験からいろんなことを検討して、今のいろいろ改良、改良を加えてやってきているということでございます。今回も一般競争入札で、予定価格、最低制限価格の公表という形で進めておりますが、その後、事後審査も行って、本来この会社がどれぐらいの能力があるかということを再度もう一度検証の上、仮契約を締結するという形を取っております。その都度見直しをかけてきているんですが、他市町村、全国の状況等をいろいろ検討しながら、見ながら、本町において一番今までベストの形の入札に持っていきたいというのはやまやま持っておりますけれども、どちらにしてもいろんな弊害が出てくるということでこれが一番ベストとは思っていませんが、今の状況でいくと今の状態で進めるのが一番ベターではないかというふうに考えております。したがって、今現在の入札の執行の仕方は、いろいろ検討した結果、日々検証してバージョンアップしてきた入札のやり方というふうに考えておりますので、もう少しこのまま、検討はしますが、続けていきたいと考えています。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

この期に及んでまた同じような返事で。ベターじゃなしにベストを選ぶのが町長の仕事や。ベターやったら誰でもええやん、町長は。ベストを選んでいくのが本当の町長の仕事。

少なくとも分離発注したらどうですか。防水は防水、外壁は外壁、トイレの改修はトイレの改修、それやったらそなん3 km以内や4 km以内にどっさり業者がありますよ。信頼できる業者が。親切で安い、すぐ飛んできてくれる。そういうところを、ベストを選ぶのが町長の仕事や。何もベターを選んでくれと言うていない。自分が首切られんようにベター選ぶんやったら、4年間そないしていたらええやん。日本中の首長で、ああ、この人立派やなとい

う人はみんなベストを選んでやる。よろしくをお願いします。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

力武議員。

○5番（力武 清）

この契約は、請負契約、工事契約となっておりますけれども、まず聞きたいのは、施工設計は幾らで契約されているのかお聞きいたします。

それと、今回応札された大新クリエイトとの関係を密にしていく設計業者なのか、そのあたりの関係もちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

設計のほうは、今これから見積りをいただく設計——管理のほうですか。管理、監督——ほうはこれからちょっと見積りをいただくところでございますけれども、予算額は270万円程度で考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

要は、この間の経験からして、設計と施工業者とのコンタクトがうまくできていなくてトラブルになったケースが何件か発生していますので、そのあたりは密に役場が主体となって指導して行っていただきたいという思いで質問させていただきました。

それと、今回の契約における支払い方法なんですが、契約の細かい数字が出せるんかどうかわかりませんが、着手金と中間と完了後、そういうふうな3分割になっているのか一括支払いなのか、契約内容はお教えいただけますか。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

前払い金につきましては、河南町公共工事前払い金に関する内規というものがございまして、請負代金額が500万円以上の公共工事に対しましては請負金額の40%以内の額というふうに定めております。中間払いとかも、そういうふうな規定は全部ございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

最後なんですけれども、10者が応札に応じておりますけれども、入札に参加されていますけれども、それぞれの業者さんは、経営診断、きちんと当然出されていると思うんですけれども、そのあたりの評価はちゃんとチェックされているのか、最後お聞きいたします。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、入札をするに当たりまして、業者選定に当たりまして審査会がございます。その段階で、ある一定数字をクリアしているもの等の業者を選定していることと、最終的に、そこから入札、落札された業者に関しましては新たにそういう点検をしております。

○議長（大門晶子）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論は終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

続いて、日程第10 議案第6号 府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更にかかる同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

タブレットの110ページをお願いいたします。

#### 議案第6号

府営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）計画の変更にかか  
る同意について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第7項の規定により、府営土地改良事  
業（広域営農団地農道整備事業岩湧地区）の計画の変更に同意したいので、同条第8  
項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月6日提出

河南町長 森 田 昌 吾

本議案の提案理由でございますが、次ページ、111ページの位置図をご覧いただきたいと  
思います。

まず、経緯から説明いたしますと、右の図の緑のラインでございますが、本町の東部、平  
石から持尾を通過しております広域営農団地農道金剛地区は、本町のほか、富田林市、河内  
長野市、羽曳野市、太子町及び千早赤阪村の6市町村を受益地とし、平成9年に完成してお  
ります。

一方、今回上程しております赤いラインの岩湧地区は金剛地区の延伸部に当たり、国庫補  
助事業の採択に当たりましては、従前の金剛地区である本町を含む6市町村を受益地といた  
しまして、それぞれの市町村の議会の議決を経まして大阪府営事業として申請された経緯が  
ございます。

このようなことから、岩湧地区の事業計画の変更につきましては、土地改良法の手続にお  
いて関係6市町村の議会の議決を必要とされるため、提案するものでございます。

変更の内容でございますが、前のページの議案書に戻っていただきまして、事業名は広域  
営農団地農道整備事業岩湧地区、施工区間は河内長野市清水（国道371号）から河内長野市  
日野（府道河内長野かつらぎ線）、事業量は延長5.5kmで、変更はございません。費用の概  
算は107億6千万円を129億2千万円に、工期は平成11年度から令和5年度を平成11年度から

令和7年度に変更するものでございます。

変更理由につきましては、本事業を進める中で当初の想定地層とは異なる硬盤層が確認されたため、道路掘削工法を特殊削岩工法に変更する必要性が生じたこと、また、軟弱層による不安定な斜面ののり面保護対策工や、トンネル掘削時の崩落防止対策工が追加となったことなどにより、事業費が増となり、事業期間を延長する必要性が生じたものとお聞きしております。

なお、岩湧地区につきましては河内長野市域のみの事業実施であることから、事業費の地元負担は河内長野市のみで、河内長野市以外の市町村には経費負担はございません。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、諮問第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

ページは112ページでございます。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年6月6日提出

河南町長 森田昌吾

記といたしまして、住所、氏名、生年月日の順で、5の方がいらっしゃいますので順にご提案申し上げます。

住所 河南町さくら坂2丁目4番6号

氏名 大城一郎

生年月日 昭和55年10月27日

住所 河南町大字白木1113番地の2

氏名 堀久和

生年月日 昭和27年3月23日

住所 河南町大字大ヶ塚106番地

氏名 田毎智子

生年月日 昭和53年12月28日

住所 河南町大宝2丁目17番16号

氏名 政井由利子

生年月日 昭和49年9月10日

住所 河南町大字芹生谷229番地

氏名 西山澄代

生年月日 昭和33年7月16日

以上、5の方を推薦いたしたくご提案申し上げます。

1人目の大城一郎さん、堀久和さんは、現行に続いて引き続きお願いするものでございます。

人権擁護委員ですが、本年の12月31日で任期満了となります。先ほど言いましたように、5人のうち大城一郎さん、それから堀久和さんの2人は続いて推薦したいと思っております。退任が3人いらっしゃいますけれども、その退任の3人の方の後任として、田毎智子さん、政井由利子さん、西山澄代さんのお三方をそれぞれ推薦したいと考えております。

新任のお三人の方につきまして少し略歴を申し上げますと、田毎智さんは、浄土真宗本願寺派顕証寺の若坊守をされておられます。地域住民の信頼が厚い方でございます。保育士、幼稚園教諭、医師免許を有し、保育園勤務経験があり、特に子供の人権問題について深い理解と見識を有されておりますので、人権擁護委員として積極的に参加していただいて、活躍が期待されるというふうに思っております。

政井由利子さんですが、保育士、ホームヘルパー2級の資格を有しておられます。児童、高齢者関係の人権問題に深い造詣がありまして、子育ての経験や自分の活動における多数の子供さんとの関わりの中で、特に子供の人権について関心を持たれておりますので、人権擁護委員として活動が期待をされるものでございます。

西山澄代さんでございますが、家族の介護経験等から高齢者や女性の人権について強い関心を持たれておられると聞いております。その経験を生かして、人権擁護委員の活動に役立てていただけるものと考えております。また、近年メディアでよく取り上げられております子供に関する人権に特に興味を持たれておられますので、幅広い分野で人権問題について積極的に活動をしていただけるものと考えております。

以上のお三人の方、新任を含めまして5人の方を推薦したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

本件についてご意見などはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、諮問のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、諮問のとおり推薦することに決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

日程第12 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書を議題といたします。

紹介議員である力武議員から提案理由の説明を求めます。

力武議員。

○5番（力武 清）（登壇）

それでは、タブレット824号の2ページ目をお願いいたします。

請願第1号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書

請願者

全日本年金者組合

太子・河南支部 今田清秋

河南町さくら坂2-11-9

紹介議員

河南町議会議員 力武 清

令和5年6月6日提出

めくっていただいて、請願理由の説明を朗読でもって説明させていただきます。

少子高齢化社会に突入した日本では、社会の活性化には高齢者の社会参加がこれまで以上に活発にならなければなりません。しかし、加齢性難聴による機能の低下は、日常生活が不便になりコミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす要因となり、うつや認知症の危険因子となっています。

政府は、2015年に策定した「新オレンジプラン」の中でも、認知症を引き起こす危険因子として加齢や高血圧の他、難聴も挙げられています。また、2020年6月の全国市長会では、介護保険制度の提言の中で「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること」を採択し国に要望しました。さらに2021年3月の21大都市高齢者福祉・高齢者医療主管課長会議でも国に公的補助制度の創設を要望しました。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、すでに補聴器購入に対しての公的補助制度がほぼ確立している欧米諸国に比べて極めて低く、2018年に日本補聴器工業会が行っ

た調査によるとイギリス47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%に比べて日本は14.4%にすぎません。日本の普及率の低さは、補聴器価格が片耳当たり概ね10～30万円の高額で、保険適用がなく全額自己負担という実態が原因として考えられます。

高齢になっても生活の質を落とさずに心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるため、以下の事項をお願いいたします。

(請願項目)

1、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要請して下さい。

2、加齢性難聴者の補聴器購入に対する町独自の公的補助制度の創設を検討して下さい。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

力武議員、少しお待ちください。

これより質疑を行います。

中川議員。

○10番（中川 博）

紹介議員の力武議員にお聞きしますけれども、請願の理由、今るる読んでいただいたんですけれども、概ね国に対しての加齢性補聴器の公的制度の創設をとということが主な請願理由になっていると思うんです。でも、2番で町独自の公的補助金制度も検討してくださいというように、多分追加されているような感じに見えるんです、この請願理由を見たときに。

そこで、私はちょっと出られなかったんですけれども、議会運営委員会をちょっと視聴しておりましたら、いろんな意見出ていたと思うんです。その中で、河南町の例えば医療的な部分のそういう補助規定はどうなっているのかとかいうような質問とかもされていたと思うんですけれども、その辺のことをちょっとお教えいただきたいのと、それともう一点ですけれども、河南町ですけれども、河南町は力武議員もご存じのように交付金で町財政賄っているという部分がありますので、その中で河南町独自のそういう政策につきましては、当然ですけれども、そこが過剰になったら税の無駄遣いだと言われますし、またそこが少なかったら福祉の低下やということで、その辺我々も判断が難しいところなんですけれども、ここで例えば町独自の公的制度の創設ということほどの辺の層を見ておられるか。例えば非課税所帯とか、または年齢的な部分で、加齢ですから65歳以上だと思うんですけれども、どういう制度を考えておられるのかということなんです。私も目がずっと悪いんで、高齢になったらや

っぱり老眼も入ってきていますから、補助あったらええなと思いますけれども、それは期待しませんけれども、どういう層を設定というか、希望されておられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

お答えします。

まず、国の制度として障害者手帳を交付された方には、河南町も手帳交付者に対して補聴器の補助制度を創設されております。

もう一つは、児童生徒に対する、難聴者に対する制度も、これは大阪府の制度の運用ですけれども、されているということで、ほぼほぼいずれも70dB以上の難聴者に対する補助制度が確立されているということです。国と大阪府ね。

それと、今回提案させていただいているのは、こういう制度の中間層というか、加齢性ですから概ね65歳以上の方が、障害者手帳を取得までは至らないけれども、聞こえにくいとか、ちょっと聞きづらいとか、そういう人たちに対する補助制度を創設してほしいということで、国と本町、役場のほうに2つ併せて請願を検討してくれという内容でございます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

先ほどちょっとお聞きしたのは……

○5番（力武 清）

答弁漏れしました。すみません。

どの層を考えておられるかということが答弁抜けていたと思うんですけれども、概ね30dBから70dBぐらいの中等症難聴者に対する人を対象にしたらどうかなという思いです。だから、障害者手帳が交付されない層に対する人に補助制度を創設してほしいという中身。年齢とかそういうんじゃなくて、そこのところを考えて提案させていただいております。

所得については、実務的なことは、請願採択されたら原課のほうにお任せをしようかなという、お任せしたらどうかなというふうに思っています。

ただ、附属資料で各議員に配付させていただいている、机上配付させていただいたんですけれども、資料見ますと、全国でそれぞれ自治体で独自にやられているところはいろいろ考

え、その役場の実態の考えが反映されているかと思っておるんですけども、非常に幅広い取り組みをされていますけれども、所得税が非課税のところを補助対象にされているとか、そんな関係なく所得制限なしのところもあるし、そのあたりは、運用については、また議論をしたらいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。力武議員が熱心にやっていただいて、今、力武議員のほうからお話が出た資料等もいただきましたので、全国的に大体どういう基準とかいうのも私も見させていただき分かりましたので、また今後、河南町に合ったそういう補助制度ができればいいということで、身の丈に合った補助制度になるように、また今後そういう、検討段階だと思いますので、実施されるようになりましたらまた検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

加齢によることなんですけれども、これは、70dBと言いましたよね、それは両耳で。僕、片方聞こえにくいんですけども、昔から、いや別にこれというたあれはないんですけども、音がどの方向から聞こえているかというのだけが、ちょっとそのときだけ困りますんですけども。そういった両耳で70dBということですね。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

全国の自治体、補助制度を設けているところを調べましたら、両耳で30dBから70dBというところを基準にして自治体独自の補助制度をつくっておられます。先ほども言ったように、71dB以上の方は身体障害者の対象になりますので、ここの請願の中身でいいますと、概ね30dBから70dBの中等の難聴者に対する対応をしてほしいという中身でございます。両耳で。

○議長（大門晶子）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、力武議員、自席のほうにお戻りください。

これより採決を行います。

本案を原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり採択されました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

第2日目の会議は、6月21日午前10時に開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでした。

午後2時45分散会

~~~~~

令和5年 6月21日(水)

# 令和5年河南町議会6月定例会議会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会





令和5年河南町議会6月定例会議会議録

年 月 日 令和5年6月21日（水）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （9名）

|     |    |    |    |     |    |
|-----|----|----|----|-----|----|
| 1番  | 高田 | 伸也 | 2番 | 松本  | 四郎 |
| 3番  | 河合 | 英紀 | 4番 | 大門  | 晶子 |
| 5番  | 力武 | 清  | 6番 | 佐々木 | 希絵 |
| 7番  | 廣谷 | 武  | 8番 | 浅岡  | 正広 |
| 10番 | 中川 | 博  |    |     |    |

欠席議員 （1名）

9番 福田 太郎

地方自治法第121条の規定による出席者

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 町 長                     | 森田 昌吾  |
| 教 育 長                   | 中川 修   |
| 総合政策部長                  | 渡辺 慶啓  |
| 総務部長                    | 多村 美紀  |
| 住民部長                    | 大門 晃   |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長      | 田村 夕香  |
| まち創造部長                  | 安井 啓悦  |
| まち創造部理事                 | 玉田 武久  |
| 総合政策部秘書企画課長             | 森口 竜也  |
| 総合政策部危機管理室長             | 木矢 哲也  |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長 | 田中 啓之  |
| 総務部人事財政課長               | 後藤 利彦  |
| 総務部契約検査室長               | 岩根 有津佐 |
| 総務部副理事兼施設営繕課長           | 牧野 勉   |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事         | 中崎 誉之  |
| 住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長    | 北野 朋子  |
| 住民部保険年金課長               | 桶本 和正  |

住民部 税務課長

渡 辺 恵 子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

和 田 信 一

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

辻 元 哲 夫

まち創造部地域整備課長

藤 木 幹 史

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

中 海 幹 男

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

中 筋 美 枝

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

谷 道 広

教 ・ 育 部 教 育 課 長

藤 井 康 裕

教 ・ 育 部 こ ども 1 ば ん 課 長

山 田 恵

教 ・ 育 部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

梅 川 茂 宏

課 長 補 佐

門 林 純 司

会議録署名議員

10番 中 川 博

1 番 高 田 伸 也

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1

# 令和5年河南町議会6月定例会議

令和5年6月21日（水）午前10時00分開議

## 議事日程（第2号）

|      |           |           |           |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 日程第1 | 一般質問（1日目） | .....     | 92        |
|      | （個人質問）    |           |           |
|      | 3番        | 河合 英紀 議員  | ..... 92  |
|      | 5番        | 力武 清 議員   | ..... 103 |
|      | 6番        | 佐々木 希絵 議員 | ..... 128 |
|      | 7番        | 廣谷 武 議員   | ..... 145 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（大門晶子）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。福田議員は欠席との連絡を受けています。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問1日目を開きます。

○議長（大門晶子）

本日の議事日程は、タブレット822、令和5年6月21日6月定例会議一般質問（1日目）に送信しています。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日、6月1日開催の議会運営委員会の審議結果において、対面式・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席から答弁をお願いいたします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内といたします。質問回数は、一般質問通告書の発言の要旨に記載された質問1項目につき、質問発言を3回以内と決しておりますので、ご了承をお願いいたします。

質問に入る前に、議長より申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いいたします。理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いいたします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は、河合議員、力武議員、佐々木議員、廣谷議員、以上の順で発言を許します。

最初に、河合議員の発言を許します。

河合議員。

○3番（河合英紀）

議席番号3番、自民・夢・希望、河合英紀です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、3事項質問させていただきます。1つ目はインボイスについて、2つ目は河南町高齢者人材センターについて、3つ目が町の活性化について質問させていただきます。

まず、1事項目、インボイスについて質問させていただきます。

先日、農事組合法人かなんの総会に参加させていただきました。そのときに自由討議の質問の中で、やっぱりインボイスの質問で紛糾したというか、すごい熱い討論が行われて、農家の皆さんがすごく不安に思っておられるということがすごく実感できましたので、その辺のことで質問させていただきます。

まず、1項目めです。インボイスの制度はどのような制度なのか、教えてください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

インボイス制度とは、令和5年10月1日から開始される消費税の適格請求書保存方式のことです。適格請求書、インボイスとは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、双方がインボイスを保存することで消費税の仕入れ税額控除が適用されることとなります。制度開始後6年間は仕入れ税額の一定割合を控除できる経過措置が設けられておりますが、経過措置終了後はインボイスがなければ仕入れ税額控除は適用されなくなります。

なお、売手がインボイスを交付するためには事前に適格請求書発行事業者の登録をする必要があります。登録すると課税事業者として消費税の申告が必要となります。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。今の説明がそのとおりですけれども、聞いていても難しいんですね、やっぱり。なので、そここのところ、皆さん理解しようと努力はされているんですけどもなかなか難しいという状況が、今もう10月から始まるということなんですけれども、あると思っています。

そこで、2つ目の質問です。農家にはどのような影響が考えられるのでしょうか。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

インボイス制度が開始されるに当たり、農業者は課税事業者または免税事業者のいずれの場合においても対応や検討が必要となります。

まず、農業者が課税事業者の場合でございますが、売り先での関係では売り先の求めに応じてインボイス、適格請求書でございますが、これを交付する必要があるございます。次に、仕入れ先との関係では、仕入れ税額控除するためには仕入れ先からインボイスを交付してもらい、保存しておく必要があるございます。

なお、仕入れ先が免税事業者の場合はインボイスを交付してもらえないため、経過措置終了後は仕入れ税額控除ができなくなります。

次に、農業者が免税事業者の場合でございますが、売り先が消費税や免税事業者、簡易課税事業者である場合は、課税事業者と同様にインボイスの交付を求められないため、これまでの取引と変わりはありません。また、仕入れ先との関係においても特に変わりはありません。しかしながら、今後の取引先との関係を見据えた場合、このまま免税事業者とするのか、または適格請求書発行事業者の前提条件である課税事業者となるのか、経営判断が必要となってきます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。今の説明でも非常に難しい。もう課税事業者、免税事業者等々すぐくややこしい制度なんだというのはよく分かるんです。ということは、免税事業者にはあまりないけれども、仕入れ先であったりとか売り先であったりの関係性によってインボイスを登録しないといけないか、あかんのかみたいなところを考えていかなあかんというところでも、もう既に農家さんは混乱しているという状況なんだと思います。

逆に、仕入れ先というか、売ってくれている道の駅かなんにはどのような影響があるんでしょうか。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

道の駅かなんへの影響でございますが、道の駅かなんの指定管理者である農事組合法人か

なんは適格請求書発行事業者に該当し、登録したことを確認してございます。道の駅かなんで販売した農産物等は消費税が課税されているため、インボイス発行事業者からの仕入れの場合と免税事業者から仕入れた場合では違いが生じることが考えられます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。道の駅かなんの総会の説明では、今まで、売った値段に対して13%の手数料を農家さんは支払って売ってもらっていたところなんですけど、このインボイスが始まったら消費税分も少しだけなんですけれども多く取られるという認識が間違っ  
てはいないんですけれどもあって、その分がすごく損したと。決して損はしていないんです。普通に税を払っているだけなんで決して損ではないんですけれども、実際の農家さんは物すごい損した気分になっているというのが現状なんです。

なので、そこのところでわけの分からんこういう新しい制度で混乱しながら損するというのが今は先に回っている状況なんですけれども、決して損はしていないと分かっているんです。分かっているんですけれどもあえて、減収になってはいないんですけれども農家さんらは減収になると思っているんですよね。

なので、減収になると思っているというところで、何かその農家さんらに違う形で何か補填できるようなことはないのか、教えてください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

インボイス制度は消費税に関するものでございますので、いろいろなケースが考えられるため、一概に減収になるかどうかの判断は難しいと考えております。したがって、農業者以外にも免税事業者は多数ありまして、補填することは難しいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。これで補填していたらおかしな話になってくるんでそれでいいと

思うんですが、何が今回インボイスの問題かといったら、難しい制度に何かせなあかんという不安というのが多分一番の問題だと思うんですね。そのところをちょっとでも安心できるお手伝いというのは町としてもしていかないといけませんし、農家だけじゃなくて個人事業主さんとかも河南町はいっぱいいてると思いますので、そのところを何かしていかないといけないと思うんですけれども、町としてインボイス登録の相談などはできるようになっているんでしょうか。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

インボイスにつきましては消費税でございますので、インボイスに関する相談につきましては、国税庁ではホームページでのインボイス制度特設サイト、これらやインボイスコールセンターを設けまして、制度の説明や相談を受付されているということでございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。まずその不安を何とかしていくということを、私自身も皆さん相談を受けたら説明できるように勉強していきたいと思うんですが、町に相談された場合も丁寧に、しっかりその不安を取ってもらえるように対応していってもらえたらなと思いますので、よろしくお願いします。

じゃ、2事項目、河南町高年者人材センターについて質問させていただきます。

河南町は高年者人材センターというセンターになっていて、ほかの市町村の多くがあるシルバー人材センターではないんですけれども、シルバー人材センターと何が違うのか説明してください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

河南町高年者人材センターは、生きがいと健康づくりを目指し、定年退職後等において補助的、短期的な就業を通じて高年者の就業機会の増大や高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的として、昭和61年に発足しました。



ご質問のシルバー人材センターとの違いでございますが、シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に基づき都道府県知事の指定を受けた法人で、府内ではそのほとんどが公益社団法人でございます。

なお、60歳以上が対象であることや、臨時的、短期的または軽易な業務の機会を確保し、定年退職者等の能力の積極的な活用を図るという趣旨につきましては同様でございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。シルバー人材センターと同様だという今説明をしてもらいました。じゃ、なぜシルバー人材センターではないのか説明してもらっていいですか。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

シルバー人材センターとは、職員、業務の方法など業務の実施に関する計画が適正であり、かつその計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有することなどの基準に適合すると認められ、知事の指定を受けた者でございます。

シルバー人材センターではない事情としましては、会員数や就業延べ日数等が少なく、結果的に実績も少ないといった事情もあって、独立の法人として運営するには基盤が弱いことから、社会福祉協議会の事務的な補助の下で運営を行ってきたのが実情と考えております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。昭和61年に発足したときに、法人格を取ったりとかなかなか実績的にもしんどいというところで、高年者人材センターという形になったというのは理解できました。

もともとシルバー人材センターであったり高年者人材センターっていうのは、最初に説明してもらったように定年後の生きがいくくりというところで、非常に仕事をするということは最高のリハビリだと私も考えているので、非常にいいセンターというか制度だと思っているんです。なので、あえてまた河南町がどう思っているのかを聞きたいんですが、高年者人材センターに対して町として何を期待しているのか、説明してください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

昭和61年に発足した当時と比べ、定年延長等による就業機会の多様化や身近な余暇の機会の増加などの変化が生じていますが、現在も一定数の登録者や人材センターへの仕事の依頼もごございます。また、一定のご家庭からの草刈り、清掃、ごみの処理などにも可能な範囲で対応しているところでございます。

町の高齢者保健福祉計画では、引き続き、高齢者の活躍する機会の確保を図るとともに社会参加を通じた介護予防を行っていくこととしておりますが、高齢者が末永く元気に生き生きと活躍され、社会参加や生きがいがづくりを推進していくための一つの資源として、高年者人材センターの活動の継続を図っていく必要があると考えております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。本当に非常に有効なセンターだと思いますし、町民に、これ活用していただいている方にとっては本当に介護予防にもつながる制度だと思っています。

ということは、今、社会福祉協議会にお願いしているということなんですが、じゃこの高年者人材センターに対して予算としてどれくらい補助しているのか、教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

高年者人材センターにつきましては、現在、町社会福祉協議会が事務局として日々の請求書の作成、入金、出金などの伝票処理や会計処理など様々な事務的支援を行っております。これに対して高年者人材センターでは、その売上げのうち、事務費収入分により社会福祉協議会への業務費や燃料費、消耗品費、処分費、保険料などを支出して人材センターの運営を行われております。町からは、社会福祉協議会運営助成金の中で人材センターの事務局に対する補助を含んでおります。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。社会福祉協議会に対しては、高年者人材センターにはそれに対して特別補助はしていないということが分かりました。

河南町高年者人材センターというところがやっぱり町として必要やとは思いますが、社会福祉協議会としても、そのところのお金がなかったら運営していくのがしんどいというのが実情だと思うんですね。それで実際に働いてくれている人たちも、ある意味企業から最低賃金の給料で高年者人材センターを通じてやるということは、最低賃金のお金からその手数料分というか、諸経費分引かれた上の給料を払われているというようなことになっていると思うんですね。

なので、本当に必要やとは思いますが、楽ちんサポートとかも今はありますし、それも同じような意味合いがあって河南町としてやられているということもあると思っています。必要やと思っているんです。必要やとは思っているんですが、何でもかんでもやっていっていったら社会福祉協議会さんももう業務が多過ぎてしんどいという状況になっているという状況、それにお金がついてきていないのであればそれもしんどいという状況、これは地域包括と同じように、もうやることがいっぱいあり過ぎてしんどい状況だと思うんです。そういう意味で、やっぱり何かしら整理をしていかないといけないと思っているんです。

それで、本当の意味で町が必要やと思っているんやったらある程度予算をつけるべきだと思いますし、そうでないのであれば整理していくという方向性を出していかないといけないと思うんですが、河南町高年者人材センターについて、今後も町に必要なセンターと考えているか説明してください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

先ほどもお答えしましたとおり、高齢者の社会参加や生きがいを推進していくための一つの資源として必要であると考えております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。必要と考えているのであれば、ぜひともちょっとだけでもいいので予算をつけてもらえたらなというふうに思っています。

あと、最初の事項で質問させてもらったインボイス関連について、最後、質問したいと思

います。

同じように人材センターで働いてくれている人たちもインボイスの影響を受けると思うんですが、同じような影響はないのか教えてください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

河南町高年者人材センターに関しましては、従来は人材センターには何ら影響がございましたが、今後、人材センターは会員に配分金を支払ってもインボイスを得られないことから仕入れ税額の税控除ができず、人材センターが消費税分の納税義務を負うこととなります。当面経過措置があり、すぐには大きな負担額とはなりません、どのように財源を確保するかは人材センターにとって課題でございます。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

先ほどの質問で、道の駅は農家から消費税分を取ると。人材センターは人材センターで負担するというような、このような場所によっても違うことが今回の質問でよく分かったんですけども、お金がない中でさらにそこを負担するということは、人材センターはさらに苦しくなっていくという状況だと思うんですね。

もちろん、何でもかんでも町に補助してくれというんじゃなくて、やっぱり努力もしていく必要はあると思うんです。今のやり方ではなくて、もっと広げていくとかもっと職種を増やしていくとか、そうやって利用者数を増やしていくとかという努力は必要やと思うんですけども、何せ社会福祉協議会も忙しいのでなかなかそこが難しいというのが実情だと思うので、また予算化のほう、考えていただいたらなと思っていますので、よろしく願います。

じゃ、3つ目の事項に入ります。町の活性化について質問させていただきます。

先日、カナちゃんバス記念式が行われました。私も参加させてもらって非常に楽しい1日を過ごさせてもらいましたし、子供たちも喜んでいただけたのではないかと考えていますし、参加してくれた、出店してくれはったお店の人たちもしっかり物も売れたという状況だったので、よかったと思うんですが、改めて町の評価を教えてください。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

当日は晴天に恵まれ、約500人の方に来場いただきました。これまで新型コロナの影響によりイベントなどを中止しておりましたが、5類に移行後の初めてのイベントであり、コロナ対策を実施した中で行いました。

その中で企画いたしましたイベントのうちカナちゃんバスの無料体験乗車ツアーでは、約50人の応募枠に150人以上の方から応募いただきました。参加者からは、近つ飛鳥風土記の丘や金山古墳など、再認識するきっかけになったと評価をいただきました。

また、町内のお店によるマルシェでは10件の事業所が出店していただきましたが、準備していただいた物品は概ね完売したと報告を受けており、多くの方に満足いただけたものと評価しております。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。準備も時間がない中、すごく大変だったと思うんですけども、非常にいいイベントだったと思います。ありがとうございました。

ただ、一つだけ私として残念なことがあったのが、その参加してくれはったお店が、今、河南町はいろんなカフェとか新しいお店ができているにもかかわらず、いつも関わってくれているようなお店が中心だったりとか道の駅だったりとかというところで、もっと新しいお店も参加してくれるのかなという期待があっただけに、あまりそういうところがなかったというところがちょっと残念だったなと思っているんですが、イベントに参加してくれる店舗を増やすために必要な課題というのをどのように考えているか、教えてください。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、町内のお店によるマルシェとして10の事業者の方に来店をいただきました。当日、参加には至りませんでした。日程等が合わなかった事業者も8件ございました。

今後も継続的にこのようなイベントを実施していくことで、事業者にとっても宣伝効果が

あるものと期待してもらえそうなイベントを取り組んでいきたいと思います。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。今もあったように、イベントをやっぱり継続してやっていかないと、参加する側も流れがつかめないし、どうやったらいいかとかというのも見えてこないの、なかなか一見では参加しづらいというようなものもあると思うんです。

そういう意味では、やっぱり定期的に河南町の中でそういうイベントを開催していく必要があると思うんですが、あともう一個私が思う課題として、やっぱりつながりが今ないということだと思っています。河南町には商工会の河南支部もないですし、その後に来た商人の会という会も今は休止状態で、動いていないという状況です。やっぱり横のつながりというのをつくっていくということをやっぱりいかないといけないと同時に、今までのように町主導で、何でもかんでも町がお膳立てするから出てくださいみたいなやり方をしておいたら継続もしんどいと。やっぱりそういうような、商工会のような新たな組織みたいなものをつくって、自主的にそういうところに河南町を活性化させていくということが必要なんではないかというふうに思っています。

3つ目の項目の質問をさせてもらいます。

商工会などがいないため、町内の商店につながりがない。今後のイベントを盛り上げるためにも何か組織をつくれないうのをお願いいたします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

今回のイベントに参加いただいた事業者には簡易的なアンケートをお願いしております。アンケートの結果を基に、興味を持っていただいた事業者も含め意見交換会を開催したいと考えております。その中で、今後のイベントについて意見交換し、継続して取り組むことによってそのようなことも考えたいと思います。

○議長（大門晶子）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。コロナが明けてインバウンドも取り込んでいかないといけないと

いう状況の中、観光としても河南町、これから力を多分入れていってこればと思うんですが、何でもかんでも町がしているという状況はどうかというふうに私自身は思っていますので、やっぱりそのような組織というのが必要な時期に来たのではないかというふうに思っています。

そののどうしても最初のきっかけづくりというのだけはなかなか個人の事業主同士では難しいので、そこだけ町がきっかけづくりをしてもらって、そのような組織をつくっていきけるように後押しすると。主導にならず後押しするような形というものをしていってもらえたらなというふうに思っていますので、その点も前向きに検討してもらえたらなというふうに思っています。

今回の私の一般質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

河合議員の質問は終わりました。

次に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○5番（力武 清）

通告に基づきまして質問させていただきます。議席番号5番、力武清でございます。

まず、DX、デジタルトランスフォーメーションを活用した行政運営の在り方から質問させていただきます。

岸田首相は今年の施政方針演説、1月23日の国会の開催のときに、デジタル社会への移行が当面の政治課題の一つと述べて、地方創生に向けて、全ての基礎となる取組がデジタルの力で地域の社会課題を解決し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するデジタル田園都市国家構想がその一つですが、光ファイバーや5Gなどのデジタルインフラの整備を着実に進めつつ、今後、全国津々浦々で本格的なデジタル実装を進めますと強調しました。その典型はマイナンバーカードの普及の取組が代表でありますけれども、この間、本町でも積極的にやられてきましたけれども、直近の受付状況と交付状況がどうなっているか、まずお伺いいたします。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

本町では、マイナンバーカードをより多くの方に取得していただくため、庁舎1階ロビー

での業者委託による特設窓口の設置やカナちゃんコイン7,500ポイントの付与、各地区への出張申請サポートなどを実施し、マイナンバーカードの普及に努めてきたところでございます。

ご質問のマイナンバーカードの申請状況と交付状況でございますが、5月31日現在の申請者数は1万3,513人で、89.2%の申請率となっております。交付者数は1万1,804人で、77.9%の交付率となっております。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

驚異的な数字で申請と交付が出ておりますけれども、体制的にはアウトソーシングとしてポイントをつけて普及に取り組まれた結果が現れているのがよく分かりました。また、そこで普及が進むにつれて、行政からの住民へのサービスの在り方が変化してきていると思えますけれども、どういった点で現行との関係で変わっていくのか、示していただきたいと思えます。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

マイナンバーカードは国が進める大きな事業でございます。マイナンバー法等の一部改正案が6月2日に可決成立されました。この改正案により、健康保険証についてはその機能をマイナンバーカードに乗せ、来年秋に一体化されることとなります。あわせて、政府は6月9日にデジタル施策に関する重点計画を閣議決定されました。その計画の中でも、運転免許証の機能をマイナンバーカードに搭載するほか母子手帳との連携を強化されるなど、計画は毎年改定され、今年に関連して、マイナンバーカードの利用拡大に向けデジタル化を一気に進める考えが示されています。

また、町でも様々なサービスの提供を受けることが可能となるように進めてまいります。令和5年度におきましては、国のデジタル田園都市推進事業（行政手続デジタル化事業）の支援を受けて、本町ではマイナンバーを利用することにより、書かずに申請手続等ができ、利用者の負担を軽減、時間短縮できるようなシステムを構築いたします。そのほかに、図書システム整備事業についても本町では先行して、マイナンバーカードに図書カードの機能を



盛り込み、カードでの貸出しができるようにいたします。

スマート窓口の構築に向けて鋭意検討、研究を重ね、利用者の利便性向上を目指してまいります。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

どんどんマイナンバーに附属して一体化、ひもづけ化を進めようとしてはるのとはよく分かるんですけども、ただ、毎日のように新聞報道でトラブルが発生している。これが非常に、後でも質問しますけれども、保険証との一体化の問題が大きくクローズアップされてきている。これについてはまた後で詳しく質問します。

それと同時に、もう9割近くの方が申請されている。実際もらってはる方がもう77%ということで、ほとんどの方が取得されているんですけども、逆に言うたら、ここに来て取得をちょっとためらってきている状況もあるのではないかなというふうに思うんですけども、取得者と被取得者のサービスの格差が出ないように行政としては配慮が必要ではないかというふうに思うんですが、そのことに対してどのようにお考えを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

マイナンバーカードの取得は義務化されておられません。取得者がより便利にDXが活用でき、行政手続などができるようになります。本町においては、行政サービスに基本的に格差は生じないよう、スマート窓口による手続を進めるとともに従前どおりの手続も行ってまいります。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非、マイナンバーに対する不信感とか疑問を持っている方に対する、被取得者に対する配慮を積極的にやっていただきたい。重ねてお願いしておきます。

次に、国民健康保険証ひもづけとの一体化の問題についてお伺いいたします。

マイナンバーカードの取得者の中で国保加入者の人数と割合はどうなっているか。また、医療機関の受付の対応は把握されているのか、お聞きいたします。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

マイナンバーカード取得者で国保被保険者の数について、個別に出しておりません。今後、一元化を実施するに当たりまして把握する必要も想定されますので、把握するように調整してまいります。

医療機関の受付につきましては、国の調査によれば4月30日時点で南河内郡の申込率は93.5%、運用開始率は71.0%となっております。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

最初の質問の中で、保険証が来年一体化されるという流れの中で、まだマイナンバーカードを取得した中で国保の加入者が把握できていないというのは、これはちょっと問題やと思うんですね。早急に、一体どれだけの人が国保と一体化されているのか、ちょっと調査を独自でも努力してやっていただくことをお願いしておきたいと思います。

マイナンバーカードへ一元化した保険証の更新はどうされるかということなんですけれども、現行の保険証の場合は1年ごとに加入者に対して、被保険者に対して毎年お手元に届くようになっておりますけれども、マイナンバーカードを取得していない方への保険証はどのようなことになるかということと、また、その数はそう多くないと思いますけれども、事情によって資格証明書あるいは短期証明書を発行されている方はどうなるのかということと、更新手続きが本人が申請するようになってきますけれども、マイナンバーカードと一緒にした場合、これは申請を忘れた場合はどうなるのかという疑念が生じてきます。そのあたりの対応をどうされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

マイナンバーカードと保険証が一体化すると、保険証の情報が変更するたびに随時更新の情報へと上書きされる仕組みとなっております。このため、年1回の一斉更新の事務や転入転出、就職退職などに伴う健康保険証の交付事務がなくなると考えられます。

マイナンバーカードと保険証のひもづけをしていない方、事情により短期被保険者証や資格証明書で受診されている方につきましては、申請に基づき資格確認書を発行することになっておりますが、具体的な運用については確定しておりません。しかし、資格確認書の申請漏れ等により無保険者扱いにならないよう、何らかの措置が講じられると考えられます。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

今、国の方向では、マイナンバーカードに対しての更新は5年というふうに私、理解をしているんですけども、私は以前にこの場で、今の紙ベースの保険証の更新を3年ごとにして経費を少しでも安くすればいいんじゃないかと、発行手続、いろいろとお金がかかるということで、ちょっとでも経費を削減するために発行手続を3年ごとにしたらいいんじゃないかという提案をしたんですけども、そのときに担当課の見解は、毎年更新することによって保険料の支払い状況を把握すること、それが必要だということで1年ごとにやっているんだという回答でありました。その点どうされるのかということでもあります。

もう一つ、毎年発行する事務経費を抑制できるということやけれども、毎年更新による経費の抑制はどの程度を見込んでおられるのか、再度お聞きしたい。紙保険証を希望している方も合わせて5年ごとにすれば手間が省けるんじゃないかということやと思うんですけども、その点どのようにやろうとしておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

マイナンバーカードと保険証が一体化となれば、保険証の情報の更新は随時されることになるため、これまでの保険証のように年に一度更新する作業はなくなります。デジタル化によって被保険者情報が更新されることとなりますので、その都度確認していくこととなります。

事務経費につきましては、マイナンバーカードに一体化することで年に1度の一斉更新に

要する費用が年間で約135万円程度の削減が見込まれますが、システムの改修やサービス利用にかかる費用が必要となるかと考えております。

紙の保険証の方の取扱いにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、具体的な運用については確定しておりません。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

そうですか。

マイナンバーの今問題になっているトラブルについてお聞きしたいと思います。

マイナンバーカードに対して、この間、誤って交付したり誤って登録したり、個人情報流出につながるトラブルが全国各地で報道されております。とりわけ深刻なのは、誤登録による保険証書の問題で、他人の番号が登録されて診療されたケースが報道されています。

本町では誤登録の報告などがあったのかどうか、調査されたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

マイナンバーカードの誤登録につきましては、本町では報告を受けておりません。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

報告がないということなんですけれども、引き続き慎重な調査をお願いしたいというふうに思います。

それで、大阪府の開業医のお医者さんが加入しておられる大阪府保険医協会というのがあるんですけれども、ここの調査アンケートでは、55%の開業医のところで205件のトラブルが発生したという報告が回答されております。顔認証がなかなか反応せずに時間がかかる、カードリーダーが機能しなかったという問題ですね。それとか、患者の名前が登録が間違っただまになっているとか、保険証の期限が切れているはずがオンライン上は有効になっている

たとか、こういう回答がアンケートの結果、見受けられました。こうしたトラブルの発生に対してどのような対応がなされようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

トラブルの発生に対する対策についてのご質問でございますが、現在、国において問題解消のための実態調査等が行われておりますので、その結果を注視し対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

国は今、名誉挽回ではないけれども一生懸命調査をしようと、躍起になってデジタル庁を中心にやられようとしておりますけれども、病院窓口の負担軽減となりすまし受診の防止を上げております、国はこのメリットとしてね。上げておりますけれども、今の状況というのはメリットよりもデメリットのほうが大きいのではないかというふうに思います。デメリットの大きさを考慮するならば、マイナ保険証の利用を当面、解決のめどがつくまで控えるべきだと思います。特にマスコミの調査の中でも、共同通信社は7割、約72%の方、朝日新聞56%、毎日新聞57%がマイナ保険証へと一体化することに対して反対の回答をされているんですね。こういう調査結果が出ています。

だから、今いかにマイナ保険証へと一体化することに対して疑念を持っておられる方が多いかというふうに思うんですけれども、その点で当面解決のめどがつくまで休止すべきだと私は思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

国の調査によりますと、マイナンバーカードによるオンライン資格確認件数は全国的に増加しており、着実に浸透してきております。転職や転居に伴う保険証の切替えが不要となったり、特に医療の分野では過去の健康医療データに基づき重複投薬の防止など、よりよい医療を受けることができる、被保険者にとって大きなメリットがあると思われま

国におきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を含む改正法が6月2日に可決成立したことにより、健康保険証は来年秋にマイナンバーカードと一本化されることとなります。

岸田首相は、6月12日に開催された衆議院決算行政監視委員会で、マイナンバーカードをめぐるトラブルやミスが相次いだことを陳謝した上で、データやシステムを総点検し取組を進めていく考えを改めて示されております。マイナンバーカードの保険証利用の停止等は考えておりません。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

保険証については以上の質問ですけれども、次に情報の共有化のところについてお伺いしたいと思います。

マイナンバーカードの普及状況については先ほど質問しましたのであれなんですけれども、次の質問は、スマートフォンあるいはパソコン、タブレットに関しての質問を行います。

スマートフォンの普及状況は把握できているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町におけるスマートフォンの保有状況は把握できておりませんが、総務省が発表する令和4年度情報通信白書によりますと、我が国におけるスマートフォンの世帯保有率は88.6%と報告されております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

今私もスマートフォンを持って便利に使わせていただいているんですけれども、それだけもう一般化、市民の中に普及しているなというのは分かるんですけれども、ただ、通信機器で言うたらまだガラパゴスケータイで、スマートフォンを持っていない方もまだこの調査によると1割ちょっといてはるということなんで、そのあたりの関係で質問させていただきたいんです。

現在、役場から住民への情報発信は、月々発信されている広報かなんとスマートフォンやパソコン、タブレットなどの電子機器への発信、防災無線で伝達などがあります。情報を共有化するには、いろいろな媒体をうまく活用して多くの方へ確実に届ける責任が役場の仕事としてあるのではないかなと思います。その点での問題意識、改善策についてお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

情報の共有化において、行政の持つ責任は非常に重要であると考えております。行政が提供する情報が広く住民に届くようにするためには、多様な媒体で提供されるべきで、様々な手段を活用することが重要であります。

広報かなんですが、紙媒体のほかホームページやLINE、マチイロアプリなどを活用して発信をしております。ホームページやLINEなどデジタル配信は、必要な情報をいち早くお届けすることができるツールでありますので、引き続き、正確で最新の情報を提供していくように努めてまいります。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

紙媒体としての広報かなんの役割は、非常に情報のツールとして内容豊富なもので、よく読まれている方は本当にそれに頼り切っておられる方もたくさんおられます。しかし、自治会に配布を依頼されて役員が当番の方がそれぞれ家庭に配布されているんですけども、問題は、自治会に入っていない方あるいは脱会されている方は配布されていません。また、自治会に入っている方も、配布担当の役員を任せられていますけれども、高齢化などによって負担が重くなってきています。

ほかの自治体の状況も同じような問題を抱えて、自治会の存続活動の在り方が問われてきているんですけども、広報かなんの配布を業者委託にするところも近年増えてきております。お隣の太子町も一部配られてきているんじゃないかなというふうに認識しているんですけども、本町もそういった紙媒体の広報かなんの配布の状況を検討すべきに来ているんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

議員仰せのとおり、紙媒体による広報についてはまだまだ重要な情報発信の役割を担っておると考えております。一方で、挟み込みチラシについては極力削減し本紙面に掲載するなど、地区及び自治会の負担軽減にも取り組んでおります。全住民に情報が届くよう、役場はもちろんのこと、かなんびあや公民館に配架するほか、町内の事業所の協力により、スーパーや郵便局、農協などの窓口にも配架しているところでございます。

広報の外部委託の状況でございますが、近隣市町村におきましても外部委託を導入している自治体も増えてきている状況にあります。本町におきましても外部委託による広報配布を調査検討しておりますが、広報配布に係る経費が大きく要するなど課題が多いと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

⑤のDX推進による行政の省力化・効率化との関係で質問させていただきます。

役場でのDX化を進めていくことは、事務作業の省力化、効率化を図っていくのに必要不可欠のことだと認識しておりますけれども、反面、デジタル技術は、使い方や管理の仕方を誤ると個人的にも社会的にもいろいろ困った問題が起こってきます。

神奈川県横浜市、川崎市、東京の足立区、徳島県徳島市で先月、これ原稿前の話なんであれなんですけれども、マイナンバーカードを使った証明書のコンビニ交付で他人の住民票や印鑑証明が誤って交付されました。厚生労働省の集計では7,312件ということが発表されておりますけれども、こうした問題は対岸の火ではないと思います。

あの事件を受けて本町での点検や委託先との確認はされたと思いますが、結果どうだったか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

本町では、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスにおいて複数の自治体で不具合が生じたことを受け、運用を一時停止の上、実機点検を行い、コンビニ交付システムの安全性を保障すべきと判断しました。このため、6月1日にコンビニ交付を終日停止し実



機点検を行った結果、問題なく動作していることを確認しております。

本町では、現在のところ不具合は生じておりません。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

本町で誤っての交付がなかったことは幸いかなというふうに思います。

それで、デジタル技術の活用で人々の幸せ、サービス向上に役立つ、使いこなすことが大事だと思いますけれども、その利用を誤らないための工夫、ルールが必要だと思います。その点での取組、どのように考えておられるのか見解を求めたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

デジタル技術を活用する目的は、利便性や処理速度の向上であると考えております。一番のメリットは、来庁することなく電子証明書による電子的な本人確認などができる点です。例えば、住民票の写しや印鑑証明書が必要な際は簡単にコンビニ交付できる、また、電子申告で自宅のパソコンから確定申告をすることができるなどです。

しかしながら、マイナンバーカードには個人番号、住所、氏名などの個人情報が記載されていますので、これまでと同様に取扱いには気をつける点がございます。カードの紛失や暗証番号を他人に知られないよう管理するなどの対策が必要です。コンビニの端末で交付を受けたときなど、カードの取り忘れがないかの注意喚起は行われております。

町においても、広報などにおいて引き続き、マイナンバーカードの取扱い等についての注意喚起などは行ってまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

役場の業務の省力化、効率化という面では、どのように進めていこうとされているのか。職員の定数がなかなか増えない、増やさない現状がある中で、DXをうまく活用してカバーできるところはカバーすべきことだなというふうに思っておるんですけども、その点でどのように業務の省力化につなげようとしているのか、そのあたりの見通し、どうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

さきに答弁で触れさせていただきましたが、デジタル田園都市推進事業（行政手続デジタル化事業）について、本年度、窓口の改善に向けた取組を進めているところでございます。同時にR P Aの導入も予定しております。

これらの技術を用い、単純作業の自動化などを行い、住民の利便性向上と職員の業務改善を行い、効率・正確性の向上を併せてできるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

その点やっぱり認識が、いかに効率化していくかというあたりの全庁的な取組、是非やっていただきたいなというふうに思っています。

それでは、⑥の住民に分かりやすくというあたりの問題点なんですけど、先ほども質問しましたけれども、役場から発信されているのは住民にとって分かりやすく、また使いやすく、なじみやすくという点での工夫が大事やというふうに思うんですね。その点、スマートフォンなどを利用することによって便利さは今後ますます社会的に進んでいくことになると思います。

一方、D XやS N S難民を起こさない取組が必要ではないか、そういう時代の中に取り残される世代も見受けられる、そういうことに対しての問題意識、どのように捉えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

D X活用の目的は住民の利便性の向上でございます。D Xによる住民サービスについては、マイナンバーカードを活用しつつ、住民にとって分かりやすい、使いやすいサービスを展開していきたいと考えております。

一方、議員仰せのD X、S N S難民といいますか、手続に不安がある方に対しては、昨年度は、マイナンバーカード取得時に還元されるポイントの手続方法の相談を受けるために出張講座の開催、また庁舎内に特別コーナーを設けるなどの対応を行ってまいりました。今後

も、行政手続などに変更など生じたときは、利用の方法や使い方などの周知を徹底し、必要に応じ特別コーナーなどの開設なども検討してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

今の答弁を受けてちょっと再質問させていただきたいんですけども、やっぱり若い人とか、機械慣れしている方はこういうことにすっと入っていけるんだと思うんですけども、ただ、触ることすらちょっとためらうような人たちもたくさんいてはることもまた事実なんですよね。そういった人たちに対するフォローも、やっぱりこれだけ例えばマイナンバーでも8割近くの人がもう申請、交付もらっている。スマートフォンもそうやし利用されている。でも、その中でもついていけないという方がいらっしゃる。そういう人たちに対するフォローを、やっぱりさっきの情報の共有化ではないんですけども、役場からオンラインでLINEで情報が入ってくる。僕らは見えるけれども見えない人もいてはる。そういう差をなくすためにどうするかというのが今後の課題だというふうに思うんですよ。

そういった意味で、スマートフォン教室なりタブレットの講習なり、やはりまず触ってみる、使ってみるということをやるといいんじゃないかな。自治体によってはスマートフォン教室をやったり、昨年、社会福祉協議会だったか、コロナ禍の中で住民たちの企画がなかなかできないということで、タブレットで更新をするということでタブレットの使い方の講習会をやられていますよね。そういうことを役場として主導的にやれないかなという思いですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

今年度もやっておりますけれども、公民館で公民館活動としてスマートフォンの教室を開いております。この辺も引き続き、また開催をお願いしながらやっていきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

スマートフォンの取扱いの業者というのは大手で3社ありますけれども、自治体によってはそういう大手の会社を通じて協力をしていただいている実態もあるので、その先進事例を

見ながら河南町、本町でもやれるように検討していただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

ここで、力武議員の質問の途中でありますが、11時15分まで休憩したいと思います。

休 憩（午前11時00分）

~~~~~

再 開（午前11時15分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

力武議員。

○5番（力武 清）

休憩前に引き続き質問させていただきます。

大きい項目の2事項目ですけれども、公共施設のトイレの設置と改修についてから質問させていただきます。

まず、公共施設のトイレの設置や改修についてお聞きしますけれども、今回は野外施設である公園や体育施設、史跡などの現況、どうなっているかという点で質問させていただきます。

今や水洗化や洋式化、ウォシュレット化が当たり前になってきている時代ではないでしょうか。その点で、役場が管理してきているトイレはどの程度進められておりますか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

トイレを設置している公園は、白木山公園、石川公園、ネオポリス公園及びなかむら公園でございます。白木山公園は洋式トイレ3基、和式トイレ1基、石川公園は洋式トイレ1基、和式トイレ3基を設置してございます。ネオポリス公園は和式トイレの上に洋式便座を置いた簡易様式となっております、なかむら公園は和式トイレ1基となっております。

水洗化の状況は、なかむら公園を除き全て水洗化となっており、ウォシュレットなどの温水洗浄便座につきましては全て非対応でございます。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

体育施設、史跡のトイレ現況についてですけれども、まず、体育施設のテニスコートの管理棟には和式トイレ3基を設置しております。このトイレには、管理棟の中にあることから今年度に温水洗浄便座、ウォシュレットなどになるんですけれども、温水洗浄便座付洋式トイレに改修する予定です。多目的運動場、駐車場ですけれどもそこには和式トイレ3基、温水洗浄便座がない洋式トイレ1基を設置しております。野球場には、温水洗浄便座付洋式トイレが2基、和式トイレ8基を設置しております。グラウンドゴルフ場、ぷくぷくドームに近接するグラウンドゴルフ場でございますけれどもそこには仮設トイレとして和式トイレ2基を設置しております。石川スポーツ公園には、仮設トイレとして和式トイレ3基を設置しております。

次に、史跡であります寛弘寺古墳公園には、温水洗浄便座がない洋式トイレ3基、和式トイレ1基を設置しております。また、金山古墳公園にはトイレを設置しておりません。

水洗化の状況については、グラウンドゴルフ場及び石川スポーツ公園の仮設トイレ以外は全て水洗化となっております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

野外施設での今現況の報告を受けたわけですが、公園のトイレで水洗化、また洋式化、ウォシュレット化を進めなければならないと思いますけれども、その対象公園は今どこだと認識されておりますか。

体育施設における改修が必要な場所は、総合グラウンドの駐車場と球場内のトイレが対象になると思うんですけれども、そのあたりの問題意識、答弁いただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

町としましては、まず水洗化及び洋式化を進めたいと考えており、今年度になかむら公園のトイレの改修工事を予定しております。

ネオポリス公園のトイレは、洋式化及び温水洗浄便座は設置していませんが、便座の故障や異常時などの対応の課題もあるため、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

野球場のトイレについてですけれども、一部でありますけれども令和5年度に男女それぞれ洋式トイレを1基ずつ、温水洗浄便座付洋式トイレに改修を行いました。

野球場及び多目的運動場のトイレについては、今後、町体育施設長寿命化計画に基づき、施設全体の長寿命化工事に併せてトイレの改修を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

野外施設でトイレというのは、どの体育施設にしる公園にしるやっぱり多くの方が利用される施設ですので、そのあたりで計画的に改修や未設置のところは設置していく計画が必要だと思っておりますけれども、その点どのように考えておられるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

先ほどもお答えさせていただきましたように、公園のトイレにつきましては、やはり快適に使っていただきたいというところもございますので、その辺につきましては改修の内容につきましては財源等もございますので、その辺を含めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

同じく、同じような答えになるんですけれども、やはり財源の問題がございますので、その辺も鑑みまして、長寿命化計画に基づいて工事のほう検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

今年度、令和5年度の予算審議の中でほかの議員なんかも関心があって、なかむら公園の水洗化について質問が寄せられておまして、便器の改修、水洗化に合わせて、水洗化が決まったということで利用者の待望の改修となる予定ですけれども、この改修計画に当たって利用者にとって安心、快適な施設になってほしいのです。その改修計画を改めてどういう計画なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

現在設計業務を発注済みでございまして、今後詳細を決めてまいります。既に令和5年度当初予算の予算決算常任委員会で説明しましたように、なかむら公園のトイレ棟の建屋を生かした上で、公共下水道への接続に併せて洋式化を行うこととしてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

度々改修というのは、そんな3年ごととか4年ごとに改修されるわけじゃないんで、せっかくの改修の機会ですので、なかむら公園の場合でしたら、土日になったら結構子どもたち、子連れの方が利用されているのを見かけるんですけども、そういった点で利用者に配慮した取組、それと多目的化の今の建屋のままだったら難しいかと思うんですけども、何とか工夫ができないだろうかという思いがあるんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長

○まち創造部長（安井啓悦）

公園を訪れる全ての人を対象に、誰でも自由に使いやすい施設となるよう留意する必要があると考えてございまして、先ほどの繰り返しとなるんですけども、財源的な課題もあることから、水洗化及び洋式化の改修の中で、できるだけ快適な利用ができる施設となるよう検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非前向きな取組をお願いしたいと思います。

次に、③の未設置施設への取組状況についてお聞きしたいと思います。

この問題は、まず金山古墳公園、以前から問題になっておるんですけども、この取組めどは立っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

金山古墳公園のトイレ設置ということですが、金山古墳は平成3年度に国の史跡に指定されまして、公園として整備管理をしており、憩いの場や歴史学習の場として親しまれております。町としましては、今後も町内外から多くの方々にお越しいただきたいと考えております。今後、金山古墳は、土地開発公社で保有しております用地について、環境保全を基本とした環境保全整備事業の整備を進めていくことを考えており、その整備の中でトイレの設置も併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

非常に前向きな回答でしたね。うれしい回答ですね。理事者の答弁としては珍しいなと思うんですけども、特にこの金山古墳は、古市古墳群と併せて歴史遺産に登録されて、南河内もやっぱり、以前にもちょっとお話しさせていただいたんですけども、全国的に珍しい双円墳ということで位置づけられて史跡に推されているという場所ですので、もっと観光施設、歴史学習の場、生涯学習の場としてもっと生かせる場として今後期待されるんです。その点で、トイレもやっぱりそういう点で積極的な設置をお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、④の未改修施設への取組なんですが、未改修施設を順次計画的にスケジュール化すべきだというふうに思っております。安井部長のほうから、石川公園とか白木山公園等々順番に言われております。教育委員会所管のところも寛弘寺古墳も対象になっているし、それと、寺田地区のグラウンドゴルフ場には簡易トイレが設置されておりますけれども、この簡易トイレも現状のままなのか、もう少し衛生面でも配慮したようなトイレに改修されるのか、その点の見通しも併せてお聞きしたいなというふうに思っております。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

まず、公園のトイレについてお答えさせていただきますが、今年度になかむら公園のトイレを改修することで、ネオポリス公園以外の公園には少なくとも1基の洋式トイレを備えることとなり、一定の水洗化及び洋式化の対応は図られたものと考えてございます。

今後におきましては、それぞれのトイレのリニューアル、そのリニューアルの段階でさらに充実した施設となるよう、改修内容を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

寛弘寺公園のトイレの温水洗浄便座設置については、設備の老朽化も勘案しながら改修の検討をしてまいりたいと思います。

寺田地区のグラウンドゴルフ場については、先ほど現況のところでお答えさせていただきましたように、今仮設トイレのほうがございますので、当分はその仮設トイレのほうでお願いしたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

哲学者なんかがよく話をされるんですけども、トイレは人権だというような言い方をされる方がいらっしゃるんですね。本当に人間の営みの中でトイレする場所というのはほっとする場所というか、体調を崩したときでも駆け込みできるような場所であるし、そういった意味では、いろんな町内には野外施設がありますので、その点、そういうことも配慮した取組をぜひお願いして、次の項目にいきたいと思います。

3事項目、役場人事についてお伺いしたいと思います。

今年、令和5年度の人事配置で一番の特徴は、理事者側の席に副町長の看板がないということがあるんですけども、人事を置かなかつたと、副町長をね。これは町長の専権事項なんで、私ら議員がどうのこうのということでもないんですけども、本町の副町長人事は、武田町長のときに副町長として本町役場出身の森田町長自身が就任されて以来、森田町政に

なってからはほぼ大阪府より2年ごとに出向されてきておるんです。今年は、そうした人事をやめて、副町長の席が空席ということでそういう方針を取られました。なぜ空席ということでされたか、単刀直入にお聞きしたいと思います。町長自身にお願いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

副町長の人事の質問でございますけれども、私が町長に就任した1年間、副町長を置かずにやってまいりました。その後2年間、大阪府から城田さんに来ていただいて副町長を務めていただき、今年の3月31日まで副町長の職に就いていただいたという経緯がございます。

令和5年度ですけれども、私の任期も余すところ1年というふうになりましたので、副町長を1年ということで置かないということで、幹部職員の集団指導体制でこの1年進めていくということで、そういう配慮で副町長を置かずにいこうというふうに決めました。

なお、コロナ禍によりましてやはり職員の事務の負担というのもすごく増えてきています。コロナ禍によって見えてこなかったサービスの在り方もあります。そういうようなものも踏まえまして、各職場で働く職員の環境、そういうふうなものも配慮して、人員の増というのもその中でやっていくということで、こういう形で進めさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

私は、町長がそういう判断をされたことにとやかく疑問を持つわけじゃないんですけれども、組織の在り方として、役場の組織体制の中で町長があり、それで副町長があり、教育長が三役としていてはる。これの体制をやっぴり維持すべきだというような思いがあります。

というのは、行政のトップ人事と町長自身のマニフェスト、選挙公約の執行を担う役割としての副町長の役割というのは大きいものがあると思うんですね。役場の総務、皆さん理事者側のところで部長たち、座っておられますけれども、やっぱり町長自身の方針と部長との間を埋める役割と、議会との関係においてもクッションとして役割が副町長にはあるんじゃないかなという思いがしています。

スムーズな運営をお互いやっていくという意味で副町長の果たす役割というのは大きいのかなというふうに思っておるんですけれども、その点で、今年設けられた集団指導体制の中

で職員の向上レベル、能力アップという視点も見受けられますけれども、その点で組織のありようとしてどうなのかなというあたりで町長の考えを再度お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

自治法で、首長、それから副町長、それから教育長というようなそういうような役職が決められておるといのは重々承知しております。ただ、その形が全てにマッチングするとは、その時々で考えていく必要があるのではないかと考えています。

ただ、やはり職員の全体の人件費のバランスとかいろんなことを考えながら、令和5年度はこういう形で進めていくという形で進めてまいりたいと思いますので、部長の当然能力アップというのもあるんですけども、この点については議員の皆さんのご協力もひとついただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

町長の任期が今年度限り、令和5年度ということで、ということは2期目を指すということも、質問項目にはなかったんですけども、そういう意図も見受けられるんですけども、そういう幹部職員の登用、副町長に役場の人事から吸い上げていくのか、それとも従前どおり大阪府からの人事の派遣を要請するのか、または第三者的な人事を遂行していくのか、そのあたり、町長自身の恐らく来年以降どうされるのか、選挙公約との関係も出てくるのかなと思うんですけども、町長の政治姿勢としてどういうふうな方向性を持っておられるのか、表明できるものだったら表明していただきたいなというふうに思います。

○議長（大門晶子）

町長、お答えできますか。森田町長。

○町長（森田昌吾）

私の任期があと1年ということはもう決まっていることですので、その先のことのご質問の内容でございますので、現在のところはお答えは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

そういう答えになるでしょうねということで、次に、外部派遣の人事の登用の問題の検証を質問させていただきます。

昨年来、民間会社からの出向人事で2名の方を地域振興アドバイザーとして受け入れてきておりますけれども、改めてこの民間から来られた2人の役割、これはどんな内容か、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

近鉄グループから出向いただいた2名の地域振興アドバイザーにおきましては、町の魅力発信による地域活性化として、民間企業の視点や発想を基に、主に農業や観光などの地域資源を活用した地域活性化方策の立案に取り組んでいただいております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

近畿日本ツーリストから派遣された人事が急遽この5月で破棄されたことを我々伺っておりますけれども、マイナンバーカードの普及促進策で事務作業の過大請求が今社会問題になっておりますけれども、関係で5月9日に我々議員には契約を破棄したという報告があったんです。このことによって、この人たちに求められていた役場からこういう仕事をやってほしいな、こういう期待をしていたなということがあったかと思うんですけれども、それに対しての支障、影響がどのような問題があるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

近畿日本ツーリスト株式会社とは、本庁と契約する新型コロナウイルスワクチン接種業務に関する委託において過大請求があったことから、出向に関する協定を解除いたしました。

この解除による影響はというご質問ですが、近畿日本ツーリスト株式会社には主に観光分野における地域活性化方策を検討してもらっておりました。出向解除による業務の遂行に必要なスキルや知識を持つ人材が不足することで業務の停滞が生じる可能性はございますが、

在任中には専門業種の視点から見た町の現状、課題報告を受けておりますので、引き続き、観光分野における地域活性化の立案に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

観光分野と農業振興策をどういった形で第三者の視点から意見とか提案を受け入れる、このこと自体は僕は何の問題もないと思うんですけども、私、先ほど質問のところでもマイナンバーのときということやったんですけども、ワクチン接種の過大請求ということで改めさせていただきたいと思うんです。

そういったことがあって1名の方が帰られたということなんですけれども、そういったせつかく町内にある観光資源をどう生かすか、あるいは農業振興をどうやっていくかというあたりの試行錯誤されている最中にこういうことがあったら、やっぱり支障は出てくると思うんですよ。だから、やっぱり相当な人件費を払って契約しているわけですから、その中間的な成果も併せて町民の方、議会にも報告すべきだというふうに思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

出向解除に関しましては、5月9日の全員協議会でも報告はさせていただきまして、これまで取り組んでいただいた内容を基に河南町の課題と現状というのは分析いただいた。その中で、今後できることは何であるかというのは残った職員で考えていきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

最後の質問事項、4事項になります。アウトソーシングについてお伺いいたします。

役場の仕事がどんどん民間へ業務委託がされて、それが増えてきております。職員の定数が本体で決められているもので、ある面、外部委託せざるを得ない状況というのは理解するんですけども、単純な職員のカバーをする業務から専門職を兼ねるような業務まで幅広く委託をされてきている。今の近畿日本ツーリストの問題もそうなんですけれども、政策的な

部分まで関与するような実態も見られるようになり、役場の在り方そのものが問われてきております。

そこで、本町における人事配置など、業務委託する際の職務権限や組織的な位置づけ、役割を明確にする必要があるかと思いますが、その点でどのような見解を持っておられるか、示していただきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

本町における外部委託、いわゆるアウトソーシングの状況でございますが、建築設計業務や工事施工監理業務等の専門的な知識や技術が必要な業務のほか、各種計画策定業務や施設の清掃業務など様々な業務を外部に委託しております。ほかの自治体においては、窓口業務の一部を委託するといった事例も見受けられるところでございます。

外部委託する際の職務権限や組織的な位置づけ、役割の明確化というご質問ですが、業務委託であり、職務権限は町にございます。業務の効率化や専門的な機器を利用することなどにより、経費の削減につながると考えております。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

ワクチンの接種業務における委託で、本町を含む複数の自治体で業者による過大な請求があったことが発覚して今社会問題になっており、刑事事件にも発展しかねない状況になっておりますけれども、業者による報道機関への発表で明らかになったわけですが、契約内容との差異がどういった内容であったのか、改めてお伺いいたします。

それと、日々の点検と言いますが、日報などの確認作業はどうであったのか、その点でも検証すべきことであると思っておりますが、その点でいかがでしょうか、見解をお聞きいたします。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務委託の過大請求についてですが、コールセンタースタッフに係る人件費と事前研修費の2点において契約内容と差異がございました。

1点目のコールセンタースタッフに係る人件費ですが、令和3年3月29日に契約締結し4

月1日から業務開始としておりましたが、3月30日と31日の勤務が確認できませんでした。

2点目ですが、コールセンター業務の開始前や新たに従事するスタッフに対して行う事前研修の経費ですが、提出された受付業務マニュアルや応答集を用いて、従事する前に研修を行っているとのことではありますが、事前研修を実施した実績が確認できませんでした。

近畿日本ツーリスト株式会社から過大請求であるとして報告を受けており、現在、当時の出退勤簿等を提出させ確認を行っているところでございます。当時のコールセンターは、現在のように役場庁舎内でなく近畿日本ツーリスト株式会社の同じビル内に設置しており、日々現場で確認することはできませんでしたが、日報や月報で入電数や応答内容、予約数などを基に確認しておりました。

現在は役場庁舎内に設置しておりますので、毎日日報を提出させ、出退勤の把握を行い、町職員の管理監督下で業務をしており、再発の防止に努めております。

以上です。

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

今回問題になった過大請求のチェックが実務的に現課でできなかった、コールセンターが役場外のところに集中していたということで一々チェックできなかったという反省があるんですけども、ワクチン接種の際の社会問題になったことはもう仕方ないというか、後は過大請求をどう請求していくかということなんですけれども、ほかの外部委託しているところ、今やったらもう少なくなっていると思うんですけども、マイナンバーの受付というか申請の関係が2名ぐらい今来てはるんかな。そういうことになっておると思うんですけども、そのマイナンバーカードに関しての受付作業の点検などは再確認する必要はないのか、その点のチェックはされているのか再度お聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

マイナンバーカード窓口業務等につきましては、日々、カード申請数、カード交付数、マイナポイントサポート数を把握し、労働者の実労働時間についても出勤時、退勤時において確認しております。

以上です。

○5番（力武 清）

ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

力武議員の質問は終わりました。

ここで、少し早いんですが午後1時まで休憩としたいと思います。

休 憩（午前11時46分）

~~~~~

再 開（午後 0時58分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

議席番号6番、佐々木希絵から質問いたします。

4つの事項に沿って質問しますので、よろしく願います。

まず初めに、外国籍の住民、また外国にルーツを持つ住民についての質問をいたします。

2022年、在留外国人というのは全国で296万人を超え、1年間で20万人増えている状況です。大阪府だけを見ても26万人以上と、1年間で6.7%も増えています。町内にももちろん増えているので、その現状と対応策についてお聞きします。

今回は、在留外国人に限らず、町内在住の外国籍の住民、日本籍で外国にルーツを持つ住民にまで範囲を広げてお伺いいたします。

まずは、町内での人数、関連している国、生活支援制度、過去の相談内容、町立学校に在籍する人数、過去からの推移、傾向、生活実態などについて、今、町で把握している数字、そして町で必要と考える取組をお聞かせください。

外国籍であってもなくても河南町に住む住民であるからには町行政サービスの対象者であるはずであるし、ほかの町民と何らかの差があってはいけないと思っています。そのあたりも町としての姿勢はどうかというのが聞きたいです。よろしく願います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）



町内在住の外国籍住民や日本籍で外国にルーツを持つ住民の人数につきましては把握しておりませんので、住民登録されている人数でお答えさせていただきます。

本町で住民登録をされている外国人の方は令和5年5月末現在165人、前年度より23人増えており、増加傾向にあります。なお、町立学校には7人が在籍されています。主な国籍につきましては、韓国、中国、ベトナム、フィリピン、パキスタンの方が多く、就労状況等は分かりませんが、永住権を持つ人、就労や留学が目的と思われる。

生活支援制度につきましては、日本人と同様のサービスが受けられるようになっており、その他、在日外国人の方で一定の要件を満たす人を対象に在日外国人高齢者特別給付金の制度があります。

外国人の方からの相談は、就学や生活一般に対する相談を受けております。就労状況や職種など生活実態につきましては把握しておりません。

議員仰せのとおり、本町にお住まいの外国人の方に対しては同じサービスを受けていただけます。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今、同じサービスを受けてもらうことができるということも答えていただいて、就学や生活一般に関する相談を受けているということを知ったんですけども、実際には、就学に関する相談はあっても、生活に関する相談というのは過去なかったというふうに伺っているんですね。このあたり、167人といったら少ないようでいて割と多いじゃないですか。去年の国勢調査の結果で言ったら、北加納地区で175人で、もちろんそれより少ない地区ってたくさんあるので、一つだんじりを持っていてもいいぐらいの人数ではあるんですね。その人たちがもちろんほかの住民と同じサービスを受けることができる、これは当然の話ではあるんですけども、じゃ実際ほんまにサービスを受けられているかどうかというところなんです。町住民であればサービスを受けられると言っているんですけども、それは窓口のサービスももちろん含みますよね。そのほかに一般的な住民が受けているサービスってどんなものがあるのか、2問目を聞きます。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

一般的な住民サービスといたしましては、例えば日常生活のごみの収集であるとか給水であるとか就学の面であるとか、カナちゃんバスの利用とか、いろいろあると考えております。以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

いろいろある中に窓口で何かあったら相談ができるというのも、一住民が受ける権利のあるサービスであると思うんですね。それが本当にできているかというところ、今まで生活に関する相談を受けていないというところで、外国籍住民にとってはこの窓口相談というのがすごく使いにくいものになっているのではないかと推測します。

国としては労働力確保の視点から外国人の受入れ枠というのを広げているんですけども、今、当事者たちが何か困ったことがあったときに対応するのは基礎自治体なんですね。国がいっぱい受け入れているけれども、結局対応というのは自治体に丸投げの状態なんですね。

いろんなデータを見ようと思ったんですが高槻市にしかなくて、高槻市が外国籍住民を対象に行ったアンケートによると、日本生まれ日本育ちのオールドカマーと在住歴5年未満のニューカマーというのに分けてやっているんですけども、ニューカマーの外国籍の住民が一番困るのが、言葉が通じないということなんですね。それはそうですよね。そのうちの52%、半分以上が今住んでいる場所への帰属意識があって、43%が社会参加への意欲があると。もうほかの住民と変わらないですよ、そしたら。だけど言葉の壁を感じてそれができていないと。

行政というのは日常生活で必要な情報を発信するという大きな役割を担っているということ、先ほど力武議員の質問にも答えておられたと思うんですけども、行政から情報を得ていると答えたのはニューカマーの中でたった2.2%です。日本語が分からないからその情報を受ける機会を逃しているということで、行政サービスを受ける機会ももちろん逃していると想像できるんですね。

河南町でも、そういう外国籍とか外国にルーツがある住民が増えているという現状の中で、情報発信はしているけれども、その情報を受信するという部分とのギャップを埋めていく必要があるかと思います。特に、一番情報共有が必要な防災とか災害情報の多言語化、また、多言語でできないのであれば簡単な、子供が小学校1年生、2年生ぐらいで習うぐらいの日

本語での発信というのをしてほしいし、例えばほかの自治体では、日本語話者ではない住民を対象にした窓口相談日を設けるなどしていますけれども、河南町ではそういった対応をどのように捉えておられるのか、お聞きします。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

現在、外国人の方への対応としましては、11言語により、生活や就労等に関する情報提供や相談対応を行っている公益財団法人大阪府国際交流財団の大阪府外国人情報コーナーのリーフレットを住民生活課窓口配架し、相談の案内をしております。また、外国人のための人権相談につきましても、引き続き大阪府の相談ダイヤルを案内いたします。

外国人の方を対象とした相談日を設けてはとのご質問でございますが、大阪府や政令市である大阪市と堺市や比較的人口の多い中核市では、外国人の方を対象とした相談窓口を開設されておりますが、多言語対応など難しい点があると考えます。

防災情報の多言語化対応としましては、令和3年3月に作成させていただきましたハザードマップに英語、中国語、韓国語の表記をしています。

また、多言語での防災情報の発信のご質問ですが、緊急情報など防災行政無線を通じて発信した内容は町ホームページに連携しており、多言語で受信することが可能です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

まず今、大門部長、答えていただいたので、河南町に何か相談に来ても大阪府に行けど。府の相談コーナーを案内していると。河南町がやることと大阪府がやることって、もちろん同じじゃないですよ。ごみの相談であったりとか、先ほどおっしゃっていただいたようなカナちゃんバスの相談であったりとか、そういうのも大阪府に言うんですか。そんなむちゃなことないですよ。

ハザードマップに中国語、韓国語、英語表記したということなんですけれども、表記だけはしてくれています。でも中身が全く、これが何について書いているかというタイトルだけは分かるけれども、それでじゃどうしたらええねんというところまでは書いていないんですね、これは災害のところやけど。それで多言語対応しましたというのは本当におかしくて、これ、言っているけれども、平易な日本語でも作ってほしいということを私は、前から申し

ているんですね。それは、何年か前の子ども・子育て会議の中でも、子ども一人で何か被災とかあったときに、一人で対応できないと答えた人が7割、8割、9割と大分多かったんですよ。そこでも結局、課題は課題のままでどうしようもないまま、その会議が閉じられた。そういう子どもたちにとっても、簡単な日本語で簡単なことを書いたハザードマップというのはすごく有効なんですね。日本人の大人にとってもディサビリティがあっても簡単な日本語でやったら読めるという方もたくさんいらっしゃるんですね。誰でも彼でも識字できているという前提でやるのは、もちろんこの識字率の高い国なので結構なんですけれども、こういう重要な情報ぐらひはせめてそういうふうな対応をしてくれてもいいんじゃないかと思うんですね。

多言語対応が難しいということなんですけれども、多言語対応、何が難しいんでしょうか。今、ChatGPTとか翻訳機とか優れたツールが幾らでもある中で、一つの案として、いつもいつもやるのが難しいのであれば、例えば特定の相談日を設けて、年に1回でも半年に1回でも安心して相談に来られるような体制をつくってほしいということなんです。それが大きな都市しかしていないというのであれば、ふだんからそういうツールを使っている相談体制というのが今どき何でそんなに難しがるのか分からないです。

前に聞いたときも、住民票の取得であるとかそういう程度の窓口対応でも、日本語がしゃべれない住民が来たときにわざわざ英語をしゃべる職員を呼びに行ったということをおっしゃっていたんですね。その方がいらっしゃる時はいいけれども、別にその人も業務範囲の外じゃないですか、通訳というのは。窓口で別に普通にそういう翻訳機能があるツールというのを使うことに何の支障があるのか。日本語能力が高くない住民が窓口に来たときに、今現在、町としてはどういうふうに対応されているのか。実際に相談には来ていないという話なんですけれども、実際に来て込み入った話、ごみとかの話をしたときにどうされるのか、お聞きします。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

現状でございますが、先ほど議員仰せのとおり、英語が話せる職員が何人かいますので、その方をお願いして、通訳的なことはしていただいています。

以上です。

○6番（佐々木希絵）

質問、ほかにもいっぱいしました。町長、教えてください。ツールを使うのに何がそんなに支障があるのか。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

議員仰せのツールを使うということですがけれども、本町でも対応可能なことは何か、方策につきまして研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

十分に研究してください。ChatGPTって普通にアクセスしたら普通に使えるものなので、私も使っていますし、この中にも普通に使っている方、幾らでもいらっしゃると思います。

英語で対応しているということをも対応しているかのようにおっしゃっているんですけども、主な国籍について、先ほど大門部長おっしゃっていたのは韓国、中国、ベトナム、フィリピン、パキスタンですよ。英語でほんまにいいのか。ほんまに意思疎通、それできるのか本当に疑問です。

今、住民人口を増やしたいと言っている中で、外国籍の方というのがどんどんこの河南町でも増えているような状況で、自分たちがお客さまのように思われているとかよそ者のように思われているというふうに感じてしまったら、それは行政サービスの求めるところじゃないと思うんですね。今までやったら、あそこに外国人がいてというのがすごく特別なことで、例えば20年前とか30年前やったらお客さんみたいな感じでやっていたかもしれへんけれども、もう今の時代、普通にいはるし、普通に住民として河南町への帰属意識を持っていたり、いろんな行事に参加したいという意欲も見せてはるのに、いつまでもよそ者みたいににして、窓口対応もちょっとよく分からへんねんというような、大阪府にすぐつなぐねんとかいうのでは時代遅れやと思います。

その辺、安心して河南町民であるというふうにして窓口相談にも来られるように、雰囲気だけでも町長、今後整えてくれますか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

河南町にも外国人、たくさんいらっしゃるというのは先ほどのあれでも分かってきているんですけども、やはり言葉の問題、もともと長く日本に住んでおられる方の2世代、3世代、になってくると日本語を話せるんですけども、新しく来られた方、そういう方については言葉の壁というのがすごく大きな問題だということは認識しています。

ただ言語対応について、今これだけの情報化が進んでいろんなアプリとかいうのもあるということで、私なんかでも常々ずっと思っているんですけども、いろんなそういう言語変換ツールとかそういうようなものを活用するというのも一つの方法であると。国のほうでもそういうふうなツールを出している部分もありますので、そういうようなものを使って一時的に対応をしていくというのも一つの手なので、それとあともう一つは、これだけDXの関係で窓口もやりますので、翻訳機能があるというようなことも活用しながら、それはこちらから英語を発信するとか、ほかのラテン語とかスペイン語とかで発信するというのはなかなか難しい点があるので、ここは受け取り側のところで、ある程度言語選択とかそういうようなものを活用していただいて、町の情報とかそういうようなものが取れるような形を広めていくというか、これでも見られます。そこは、ホームページなんかを見ると言語選択なんかできるという形になっているので、日本人の方はそういうところは全く意識しないでずっと見ていると思うんですけども、外国人の方がそういうところをきっちり見ておられる方もいらっしゃるかと思うので、そういう点では活用できるような方向で進めていきたいと思っています。

が、何分まだ情報のところでいろんな年代の方がいらっしゃいますので、使い方がまだまだ普及していないというか、使い方がなかなか分からないという点もありますので、そういう点は何らかの形でフォローできれば、こういうところができるんだよということをやっと簡単な日本語でも通じればというところで、手招きでもしてやっていくというのが努力かなと思っていますので、そういう方向で進めたいと思っています。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。この件に関して初めて前向きなことを得られました。よかったです。町住民の皆さんでも、日本語をしゃべれない方でも安心して、河南町に住んでよかった

と思ってもらえるようによろしくお願いします。

次に、罹災証明書のことに入っていきます。

まず、河南町で災害が発生したときに罹災証明書を発行する手続とか手順についてお伺いいたします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

罹災証明書につきましては、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、平成25年の災害対策基本法の改正により罹災証明書の交付が法律で位置づけられました。災害に係る住家の被害認定基準運用指針を用いて、市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を行っております。

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊または準半壊に至らない一部損壊の6区分とし、被害認定の研修を受けた職員が被災された家屋等を調査いたします。

調査手順につきましては、被災された方から罹災証明申請書で申請をいただき、河南町職員が家屋等を調査し、その家屋の被災の程度を決定し、その後、被災された方に罹災証明書を発行しております。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。今、一般的な手順というのを説明していただいたんですけども、次の効率化に向けてという部分なんですけれども、ご存じのように、熊本地震では16万人が被災しまして、罹災証明書の発行に数か月を要しました。その間、被災したにもかかわらず、受けられるはずの支援を受けることができなかつた人たちというのがたくさん発生したことがあったので、国ではスマホ利用で、一部被災なら自分で申請できるような制度の変更がありました。

今、全国で地震が頻発していることもあって、河南町でも現地調査だけではなくて、申請から発行までスマホ一つで完了するように対応できるように整えてほしいです。これも、そんなに難しい話ではないみたいなんです。住民さんにとっても役場側にとっても楽になるという話なので、是非お願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

罹災証明に係る事務の効率化といたしまして、災害に係る住家の被害認定基準運用指針を用いて被害の規模を判定する必要があるため、一定の事務処理時間は必要となります。ただし、軽微な被害の場合は自己判定方式で被災者自身が判定結果を準半壊に至らない一部損壊とすることに同意することで、撮影していただいた写真により判定するため、現地調査を省略し、比較的短期間で罹災証明書を交付することができます。このケースでは、マイナンバーカードを保有する方は、国が運用するぴったりサービスを利用することで電子申請は可能となりますが、運用面などの課題もあることから導入について検討はしてまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

運用について課題があるということなんですけれども、具体的にどういう課題があるのかというのを教えてほしいです。まずそれを聞きます。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

被災された方が国のぴったりサービスを用いて申請するため、河南町の住民のどの方が申請されているかという確認を町の職員が毎回行わないといけないという作業がございまして、どのタイミングでどの方が申請しているかというのを逐次確認することについてはなかなか難しい面がありますので、その辺がちょっと課題となっております。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

これ、3回目なるんですけれども、運用面での課題、小規模な災害であったら被害届、この申請自体が出るか出ないか分からないから、職員がずっと監視していくのはすごく難しいというのは分かるんですけれども、例えばすごく大きな災害、河南町の家屋の半分ぐらいが割と一部損壊であり全壊となっているとかの大きな災害であれば、当たり前のようにこれを



使っていないと、逆に役場側も住民側も回らないと思うんですね。そのあたり、大きな災害であればこれを使おうという意思があるのかどうか、町長はどうでしょう。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

被害の罹災証明を発行する手間というのはすごく大変だということは、この前も東北のほうの地震のときに相馬市のほうですごく家屋の被害があったということで、全国には家屋の判定士を何とか協力いただけないかということで、その水平展開ですよ。そんなのがあって、町のほうでも2名、2週間ほど出していたんですよ。それも結構、1日に何軒も行けないというすごく大変なことがあるので、やはり公平にやるというのが一つ、一番大変なことなんです。軽微なところがどこまでかというのもなかなか判断基準も少しまとめないといけないし、そういう事務的な区分分けもまずは必要なと。

あと、そのツールを使って簡単にできるのであれば、やはり事務軽減という面ではすごく効果的なものというんですか、申請を自分でやっていただいて、自分で全ての写真とか、そういう被害状況が分かるもの全てをそろえるということで、申請者にとってもアプリを使うというのはすごく大変なんです。今までなら来てもらって写真を皆撮ってもらってという、そういう形を多分やっていると思うんですよ、職員が。それを自ら全部やっていただけるということは非常にありがたいんですが、その基準というのがまたもう一つ、この写真では判定しにくいとかいろんなことがまた想定されるので、先進的にやっておられるところのそういう課題とかいろんな問題点を研究しながら、導入に当たっては、導入すべきだとは思いますが、そういう点はちょっと研究しないといけないかなと思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。導入しないといけないと思っているとの答えで安心しました。

誰に対しても、誰にとっても別に不利益のある話ではないので、お金もかからないですし、是非よろしく願いして、次、パートナーシップ、ファミリーシップの制度についてお伺いいたします。

過去に何度も質問したことがあるこの制度の話なんですけれども、導入自治体の制度自体

が著しく今変化しているので、今やったら河南町にもフィットする形がつかれるのではないかとこのところで質問いたします。

既にご存じのとおり、先月、全国で2例目となる同性婚を認めないことは違憲であるとの司法判断が出ました。早急に合憲となるよう法改正することを求めるのはもちろんなんですけれども、法改正されるまでの一つのこの方たちの権利を守る制度としてパートナーシップ制度というのがあります。

この制度は、2015年に渋谷区が初導入して以来、全国に広がっている制度です。法的に婚姻が認められない関係を婚姻に相当すると自治体が証明書を発行することで、家族に限定されたサービス、携帯の家族割とかそういうものとか、社会的な配慮を受けやすくする制度です。例えば、公営住宅への入所の権利であるとか生命保険の受取人として指定するであるとか民間サービスの家族割など、いろいろな影響があるんですけども、最もこれ、やってほしいなと思うのは、入院とか介護の施設に入所されているパートナーへの面会が家族に限定されているということがあるために、長年連れ添ったパートナーでも最後の立会いとか面会がかなわないことがあるということなんです。

最近では、同性パートナーの間にいる子供も一緒にファミリーと認めるファミリーシップ制度へと進化しているということです。これ、ちょっと分かりにくいかもしれないんですけども、同性パートナーって子供を育てていたら、その子って誰かとの母子家庭か父子家庭であるという認識で、もう一人のパパかママか知らんけれども、その人は完全なる第三者のただの同居人とみなされて、この親子関係というのが証明できないためにいろいろな不利益を被るということなんです。いざというときにその人が部外者になってしまうところで、ファミリーシップ制度へと進化したということになっています。

さらに最近では、自治体間で連携して住所異動に伴う手続の負担軽減を図る自治体も増えていると。大阪府下では、府内10市と大阪府が連携して自治体間連携というのをやっています。これにはお隣の富田林市も参加している状況です。

以前こういう質問をしたときには、河南町には公営住宅がないと。小さな河南町ではこういう制度はフィットしないということを言っておられたんですけども、今のように進化した制度だと河南町にも十分フィットするものができると思います。

今、この制度を取り巻く現状についてどのように捉えておられるのか、河南町の動きも併せてお答えください。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

大阪府では、性的マイノリティー当事者の方がお互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を令和2年1月22日から開始し、この制度による宣誓書受領証の交付を受けた方につきましては、府営住宅の入居申込みが可能となるほか、大阪府立病院機構が運営する病院では、手術の実施などに当たっての同意は、パートナーシップの関係にある方も可能になるようです。

また、令和4年9月1日より府内で同様の制度を実施している8市と、令和5年5月1日からはさらに2市と連携を開始し、議員仰せのとおり、現在大阪府と10市の自治体間で連携を開始し、府内での転居時に必要となる手続を簡素化しています。連携により、転出した自治体への宣誓書受領証の返還手続や転入した自治体で再度の宣誓、現に結婚していないことを証明する書面の提出が不要となり、より利用しやすい制度となっています。

また、パートナーシップ、ファミリーシップ制度では、パートナーとなるお二人だけでなく、子や親などのご家族との関係も認められています。

この制度につきまして、本町でも導入してはとのご質問でございますが、まずはこの制度の理解を深め、先進事例を調査研究したいと考えます。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

先進事例を研究するという事なんですけれども、先進事例はもうこの間、何人もの議員が質問しているときに研究すると答えているので、研究はし尽くされているはずなんです。制度を取り巻く現状というのは今、大門部長からもお話があったんですけれども、では、河南町はどうしていくのかということなんです。

LGBTQ+の方というのは、これ何年か前に私が初めてこの質問をしたときに、その当時の部長はそんな人河南町にいないですということを打合せ段階でおっしゃっていたんです。さすがにその考えは今ではもうないとは思いますが、河南町にも必ずいますし、その方が苦しんでおられるかどうかというのはまた分かれへんけれども、人数的には一定数の苦しんでおられる方がいらっしゃるであろうということは推測できるんです。

いろいろな当事者の方の話とかを聞いても、何でここまでこの制度をやってほしいと私が

何回も何回もしつこく言うのかといたら、やっぱりこの方たち、自殺率がすごく高いんですよ、いろいろな差別を日常的に受けるから。特に、ティーンエイジャーでは最大40%が自殺を企画した経験があると報告されているんです。LGBTQ+以外の人やったら7%から13%ぐらいに対して、その方たちは40%が企画しているということで、大人にとってももちろん苛酷な状況は変われへんけれども、多感な年頃のティーンエイジャーにとって、彼らが置かれている背景というのがすごく苛酷なものであるというのが分かります。

この制度ができたからといってすぐにこういう苛酷な状況が即座に改善されるというものではもちろんないんですけども、町として、その人たちの婚姻を祝福しますと、いないものと思っていないですという姿勢を示すということが一つの救いになると思うんです。なので、河南町でも展開してほしいんですけども、今後、河南町でどうしていくのか、調査研究だけではなくて、一体何が支障となってやらないのか。大阪府ではやっているというのであれば、河南町で受け付けて、それを大阪府に直接そのまま提出する窓口になってもいいし、いろんな方法論があるはずなんです。そういうことを何一つ考えていないのかどうか、お答えください。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

住民一人一人が多様な性の在り方を尊重し、かなんジェンダー平等推進プランの基本理念である「みとめあい、ささえあい、自分らしくかがやくジェンダー平等のまち」の実現を目指すため、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の導入につきましては、国、府、近隣市町村の動向を見ながら、先ほども申しましたとおり、先進事例を調査研究してまいりたいと考えております。また、町のほうで何ができるのかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○6番（佐々木希絵）

すみません、部長、何が支障になっているのかという質問を私はしています。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

支障はないんですけども、先ほども議員仰せのとおり、まだ43市町村のうちの10市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入されております。お隣の富田林市は導入され

てはいますが、多くの南河内の市町村につきましてもまだ制度の導入はされていないので、そのあたりを注視しているところでございます。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

事この人権の問題に関しては、その言い訳は通用しないです。10市しかやっていないから河南町でもその方たちの人権を認めるような制度はつくらないということは通じないんです。支障はないのであればやってください。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

すみません。何度も同じ答弁になりますけれども、この制度につきまして、本町では、まずはこの制度の理解を含めまして、また先進事例を調査研究して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

また聞くので、またそのときには研究結果なども聞けるようによろしくお願いします。

最後、不妊治療への助成に関する質問をいたします。

要望がすごく多いんですね。私のところにもちょこちょこ、その要望というのをいただきます、町民の方から。

日本産科婦人科学会のまとめによりますと、2019年に体外受精で生まれた子供というのは6万598人でした。国内の総出生数は86万5,239人だったので、およそ今、14人に1人が不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供になるということです。もちろん、河南町でも毎年不妊治療の末に数人が授かっているのだと思うんですけども、それだけ需要の高い不妊治療の一部が保険適用になりました。そこから1年がたちましたので、河南町の現状をお伺いいたします。

河南町で今、不妊治療をされている方の現状をお示してください。人数とか平均費用、保険

が適用されてからその方たちの負担が減ったのか増えたのか、それとともに、河南町で行っていた不妊治療、また不育治療の変遷であるとか過去の助成人数とか出産人数も併せてお聞かせください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

不妊治療・不育治療の現状ですが、平成28年度から令和4年度まで、保険適用外——これは医療保険給付適用外になるんですけれども——の特定不妊治療で大阪府の支援事業の承認を得られた方を対象に、治療1回につき5万円を上限に助成を行っておりました。不妊治療助成事業を利用された実績ですが、23人で204万5,542円の助成を行っており、延べ23人が利用し17人が出産されております。

令和4年度から保険適用となったことに伴い、令和4年度をもって事業廃止とし、新たに令和5年度から不育症治療費助成事業を実施しております。この事業は、保険適用外の不育症治療の一部を年度当たり1人30万円を上限に助成を行い、経済的負担を軽減し、もって次世代育成支援に寄与することを目的に実施しているところであります。

また、不妊治療が保険適用になったことで自己負担が増えたかにつきましては、町で把握できますのは、国民健康保険加入者で令和4年度中に不妊治療をされた方は5人で、年間5千円から35万円の自己負担となっております。各健康保険で治療費の月額自己負担上限額があり、高額療養費の対象となる場合がございますので、所得によりますが、負担が軽減されるとともに不妊治療を受けやすい環境になったものと考えております。

保険適用外につきましては、補助制度のときは年間2万円から79万円の負担となっていました。保険適用になったとしても、保険適用外の治療があるため治療費にかなりの幅があるということで、個々には負担増になったかどうかは分かりません。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

要は、今までと制度が変わったので、今まで助成を受けられていた層の人たちがどういうことになっているのかというのは町では把握していないという話なんですね。保険適用になったというのが一見いいことのように言われるんですけれども、もう無数にある不妊治療の

方法の中のごく一部が保険適用になっただけであるということなんです。

例えば、保険適用の治療とそうでない治療を組み合わせたときには保険適用から外れると。一度ここで外れてしまったらまた次に保険適用に戻ることができなくなるとか、すごく制度が複雑で使いにくいんですね。これが、例えば島根県では、この制度を保険適用に切り替わる前に、自分のところの管轄の医師会とか、不妊治療を行っているお医者さんの会とかにインタビューをして、負担が増える人がどれだけいるかということを知ったら、恐らく負担が増える人は50%以上いるだろうと。保険適用になったにもかかわらず費用が増えるという方がすごく多いということを事前にキャッチして、保険適用になるタイミングから助成金も廃止しないという決定をしているんですね。

NPO法人F i n eというところが、こういう不妊治療の方たちの支援をされている団体なんですけれども、1年たった今、不妊治療をされている方にアンケートを取っています。保険適用前と比べて医療費が増えたかどうか。「増えた」と答えた人は31%いると。「保険適用になって悪くなった」と感じている人は73%いらっしやると。その理由としては、保険適用の範囲が分かりにくいとか経済的負担が大きくなったとか、やっぱり一定数、保険適用になったことによって逆に負担が増えたという方がいらっしやるんですね。

先ほども申し上げたように、島根県ではそういう助成制度を継続するという事になったんですけれども、同様にそういう制度を継続するという判断をした都道府県が4割、20府県あるんですけれども、これ大阪府が入っていないんですね。

今、田村部長がおっしゃっていたように、今まで過去7年間で23人が204万5,552円、合計で助成をしたと。そのうち17人が出産していると。すごくこれ、こういう捉え方はおかしいかもしれへんけれども、言うたらすごくコスパがいいですよ。町民1人当たりに対して毎年毎年地方交付税というのが10万円入ってきますよね。と前、町長が言っていたんですね、総務部長のときか何か。と考えると、毎年毎年17人生まれているから、毎年これによって204万円使ったことによって毎年170万円入っているはずなんです。そういうことから考えても、これを継続してほしいというのが私の考えです。

不妊治療の専門医のブログには、不妊治療を農業に例えて話をされているんですけれども、農業といっても土を耕して種をまいて肥料と水を与えて、育てて収穫するという過程なんですけれども、それって、言うのは簡単ですよ。でも実際には、農業をされている方、ここにもたくさんいらっしやるけれども、土の状態はどうかなとめっちゃ見て、気候、今日大丈夫かな、暑いかな、ハウス開けに行かなあかんかなと。種の特性、この種ちょっと暑さに弱い

ねんなどか思ったり、肥料を与える割合、タイミング、時期、収穫時期、めちゃくちゃデリケートな作業なんです。

それは不妊治療でも同じで、保険適用になったものをこうやって種をまいて、卵子を育てて体外に取り出して精子採取して受精させて、育てて子宮に入れると、着床させるという、言葉で言うのは簡単やけれども、ほんまにやることはデリケートなことで、オーダーメイドで細かく調整することによってようやく成功率が上がるという作業なんです。これが、保険適用になったことでその作業を平準化してしまうということになっていて、逆に、だから、保険適用で安くなったからといって成功確率が上がることは恐らくないであろうというのがこのお医者さんの見解だったんです。

ということもあるので、大阪府では今、助成制度の継続というのはやっていないんですけども、今までと同じ制度でいいので、河南町でももう一回この制度を復活させてほしいです。もちろん不育症治療というのもやってもらって、それもすごくありがたいというのは分かるんですけども、やっぱり不妊治療の部分でももう一回助成をしてほしいと思うんですけども、町の考えはどうでしょうか。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

助成制度が必要ではとのことですが、不妊治療が保険適用になったことで、1か月に支払った医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたときは高額療養費として支給されます。令和4年度から保険適用となったところがございますので、これからデータを蓄積、分析し、妊娠、出産を望む方々のニーズ把握に努め、自己負担額の増加に対する助成制度については研究してまいります。

今後は、妊娠しても流産や死産を繰り返されている不育症の方が受けられる保険適用外の不育症治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えています。

今後とも、より一層妊娠を考えている方に寄り添い、保健師や助産師による相談などを行ってまいります。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）



不育症の部分で助成を行うということで、不妊症のことは、まだちょっと1年しかたっていないからよく分かれへんねんということだと思っんです。

さっき一番初めに聞いたときでもそうだったんですけども、保険、国保の部分しか把握していないということで、それこそが私も問題やと思うので、まず、いろんな不妊治療をされている方とか富田林医師会管内で不妊治療に携わっておられる先生方とかに関しても、どういうことになっているのか、その実態というのを調査していただけますようよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

佐々木議員の質問は終わりました。

ここで、午後2時まで休憩いたします。

休 憩（午後1時49分）

~~~~~

再 開（午後2時00分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、・谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

一般質問を行います。議席番号7番、廣谷武。

今回は、学校教育、観光、また施設について質問させていただきます。これは住民の皆様から受けた質問ですので、よろしくお答えをください。そして、詳細はまたこの中で説明しますけれども、再質問は町長と教育長にお願いいたします。

では、始めさせていただきます。

まず、コロナが5種になって大分落ち着いてきて、マスクも取れて、よくなりました。そこで、いろいろなイベントが開催される。そして祭りとか盆踊りとか町内では行われる。もう野球観戦も声出しもオーケーということになってまいりました。そういう中で、校内、校外における学校教育の在り方というような質問でございまして、どういったことを注意してやっておられるのかということをお聞かせください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

本年5月8日、新型コロナウイルスの感染症が5類感染症に移行し、現在、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおいては、適切な換気の確保や手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが引き続き重要である一方、感染状況が落ち着いている平時においては、学校教育活動においてマスクの着用を求めないことが基本となっていること、学校給食の場面において黙食は必要ないことが示されています。

本町の各小学校においても、教職員間でマニュアルを共有し、マスク着用の有無によって差別、偏見等がないよう適切な指導を行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでおります。

また、学校外においても、スクールバスの利用に当たっては、児童生徒の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うことなどに留意するほか、これまでのコロナ禍では控えめやった校外学習や、地域や地域外で行うイベント等の参加増を考慮し、事故防止、安全確保の指導に努めております。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。生徒に生活指導、それをどういったことでやっておるのかという質問ですわ。コロナの間、何年間、外に出ていかない、祭りもない、盆踊りもないということの中で、質問された住民の人は、家でも教育する、地域でも教育するけれども、学校は勉強だけじゃない。団体生活、また地域の文化が人間関係などを育成していく、基本的にそういうところですか。そういうところを一般質問ですからやっているわけで、マスクを外すとかそういう答えをもらってもじゃあないということなんです。

そこで教育長に尋ねるのは、本当に小さなコミュニティーが今コロナの間であって、これは大きなコミュニティーになっていって外へ出ていく。友達の輪も広がる。今まで知り合っていない人と友達になる。そこで今、マスコミで言われているような高額のアパート、そういうところに誘われてしまう。お金は楽しんでもうからないんだというようなことを徹底的に、私ら小さいときには働かざる者食うべからずとか、近所の人がそういったことがあって汗を流して働くと。今はユーチューブやITが発達していろんなお金のもうけ方がある。莫大なお金をやる。最近ではユーチューバーが海外に行って国会議員にまでなって逮捕される、

そういった事態も起こっている。そういう中で子供の教育というのはどうしていきべきかというのがある。その中で、学校の先生が借金をして、強盗に入って人を殺してしまう、そういうことも起こっておる。

そういう中で、学校教育の中で教育長の方針として、この失われた何年間、コロナがあった間から、ぱっとこれ正常に戻っている。祭りでも3年間か2年間なかった。お隣の北大伴地区ですか、だんじりは死傷者まで出た。それは、先輩から後輩に受け継いでいくだんじりのやり方はこういうふうに引くんだ、安全面はこうだという指導がその間飛んでしまっている。分からない者たちが引くからそういう事故が起きる。これは現実の話です。

そこで教育的に、これは難しい答えか分かりませんが、教育長としてどういう方針でやっていくのか、お答えください。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

今、廣谷議員のほうからご質問がありました学校で今何を大事にしていくのかというあたりで、ちょっと私の考えも含めて、日頃から学校長、校長会を通して伝えていることをお答えさせていただきます。

まず、このコロナ禍3年間、確かに学校教育はそれまでの過ごし方とは違いがありました。今おっしゃっている、確かに学校は教科の勉強も様々あります。それも大事ですが、どういうふうに関わっていくのかとかいろんな部分ですね。それも含めて、今までからもそれは指導はしてきていましたし、このコロナの3年間の中で、確かに制限がかかる部分というのは活動の部分でもあったり、具体的に言うとマスクの部分もあったりしますが、けれども何よりも大事なことは、やっぱり相手のことを考えるんやということ、それから、日頃の勉強をしっかりとやっておくことがいろんな場面で、外へ出たときとか学校以外の部分で生きてくる活動なんやと、力なんやということを常日頃ずっと伝えてきましたし、コロナ明けでも、この3年間でいろいろ工夫したこと、そやけれどもそれまでと変わりなくやってきたことについては自信を持ってこれからも続けていってほしいと。

要は、何もない平時の活動、勉強も含めて、それ以外の生徒指導も含めてやってきたことが、これから先、アフターコロナになっても必ず生きてくるんやと、そこは自信を持ってやってほしいというふうには伝えております。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。是非、河南町から犯罪者が出ないように、本当にそれを願っております。

2項目め、これからの季節、熱中症どうなるんかと、単なる簡単な質問ですわ。

全国の自治体はこれに気をつけてますわ、学校はね。それでも、急に6月の蒸し暑いんか何か知らんけれども、熱中症がばたばた学校で出てますわね。これだけ皆やいやいや言うて気をつけているのになおかつこれが出ているというのが、もう一度、一から考え直したほうがいいんじゃないかと。まあ通り一遍倒な答えですやろうけれども、一応答えをください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

昨年の夏の時点で、体育の授業におけるマスクの着用は原則として必要ないこと。気温、湿度や暑さ指数が高い場合は熱中症への対応を優先することなどを留意しつつ、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用するべきとの考え方がベースでありました。現在では、感染状況が落ち着いている平時においては学校教育活動においてマスクの着用を求めないことを基本としております。

マスクを着用しない状況では、息苦しさやマスクによる熱の籠り具合は解消されると考えていますが、それにとどまらず、空調設備等による適切な教育環境の実現や、状況に応じて水分補給や休息の頻度を高めたり活動時間の短縮を行っております。さらに、通学時に木陰で休むことや水分補給をすること等、熱中症対策について注意喚起を行っております。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。そういった対策をしてもまだあちこちで熱中症が起こっているのが現実ですわね。

これ、住民の皆様からのいろいろな声を聞きまして、当然学校側はやっているやろうというのはもうそのとおりなんです。それでもなっているというこの現状で、いま一度やらなければならないというようなこと、水分補給、いろいろそれはもう完璧に誰でも知っています。

水分補給プラス塩分も取らなきゃならない。塩分と、それで持ち歩きできないというんやったらスポーツドリンクとか経口補水液、それを必ず学校に置いておく。置いてあるんか知らんけれども、そんな場合はどうか。

そして、いろいろなこと、もしか熱中症になってしまった場合職員が完璧な対応をできるのか。救急車呼んだら終わりやというんじゃなしに、それまで体の熱を取ったりクーラーのところへやったり、いろいろありますわね。そういった職員に対する教育はちゃんとやっているのか。もう一度そういうのを抜本的に洗い直して、ちゃんとした対策をやっているのかというようなことを聞きたいんです。そやから、その辺教育長、お願いします。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

今、もう議員のお言葉でも言うていただいたように、今のこのような状況ですから、コロナも含めてもう毎年、コロナ以前からやっぱりこの間ずっと暑い時期が続くようになってきましたし、暑さがもう昔と比べたら尋常じゃないので、その辺については再確認は毎年していますし、例えば今おっしゃっていた保健室等には経口補水液も当然ありますし、具体的な指導としては、子どもたち、なかなか難しい。だから喉が乾く前に飲みなさいとか、あるいは飲みたくない子がおったとしても定期的に先生が声かけするとか、あるいは昔であればどうでしょう、体育の時間に水筒を持っていくなんてあまりあり得へんかったかもしれませんが、今はもう体育の時間でも普通に水筒は必ず持って行って、途中で水分補給しなさいとかというふうな、以前、それこそ10年前とは違うような指導はもう現場の中でも大分根づいていると考えています。

なので、これからもそうですし、あと私がやっぱり大事ななと考えるのは、熱中症対策だけじゃなくて、子どもたちに教えなあかんことは教えなあかんし、こんなときにはこうせんいかんよとか、熱中症のとき、暑いときには帽子かぶらなあかんよとかというようなことを指導すべきことは指導した上で、いろんな場面で子どもがやっぱり自ら、ずっと先生がそこにおるわけにもいかへんし、大人がそばにおるわけにもいかへんので、自らこういうときにはこうしたらいいんやというふうな対応ができる子どもたちを育てていきたい。

具体的に、例えば学校の場面でも、ほんまにこちらからは言わへんでも、日頃言うていることは自分の判断でできたなというふうな場面があれば、それは積極的に見逃さずに、よう判断したねとか、ようできたよ、それでいいんやでというふうなことを声かけしながら自信

を持たせたい。そういうふうな形で、常に誰かが何かを声かけないかんという子どもたちにとって受け身ではなくて、学んだことを自らが考えて行動できるような、そういう子どもたちを育てていきたいというふうに考えているので、そういった面も含めてこれからも学校と共に頑張っていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。時代に即したそういう対策をよろしくお願いします。

次に、河南町観光について、農林商工観光課と生涯まなぶ課というのが新設されましたね。それで、観光担当課の役割というのを本当にちゃんと担っておるのかということについて、農林商工観光課について今役割はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では農林商工観光課で観光に関する業務を担当してございます。観光担当課が担う役割としましては、町の魅力を発掘、向上させるとともに、関係機関等と連携し町内外へ本町の魅力の発信、情報提供を行い交流人口を増やすとともに、町の活性化を行うことだと考えてございます。

具体的な取組としましては、観光資源となる自然環境や景観、歴史や生活文化、特産品、食、芸術芸能等について新たな魅力の発掘に努めており、ダイヤモンドトレールや日本遺産の構成文化財である葛城修験の経塚についての魅力発信、また近年は、イチゴ農家等の参入が盛んになってきたことからフルーツのPRも行っております。

情報発信の活動としましては、ガイドマップの作成やホームページへの掲載、イベントでのパネル展示等を実施しております。

広域的な取組としましては、本町を含む南河内の8市町村と大阪府、公益財団法人大阪観光局、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社などで構成する華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会や、日本遺産である葛城修験の構成文化財が所在する市町村と府県などで組織する葛城修験日本遺産活用推進協議会で、広域的な連携によるイベント等への参加などPRに努めているところでございます。

また、百貨店の協力を得まして、毎月第4土曜日にH o o p（あべのファッションビル）におきまして道の駅かなんが農産物の販売をしており、それと併せまして河南町のPR活動も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。観光担当課の役割というのを尋ねました。

ダイヤモンドトレールとか華やいで大阪と。華やいで大阪キャンペーンというのは、もう20年ぐらい前に何か武田鉄矢氏が楠木正成を演じて大河ドラマの「大平記」で放映されたのをきっかけにつくったというようなものですわね、もう20年たっていますけども。なかなか華やいで大阪をあれして河南町が参加しているというのをあまり聞いたことがない。それでまた葛城修験道、これ112キロですわ。大阪湾と紀伊半島の間の友ヶ島水道から始まって、それで奈良の亀の瀬まで行く間に28基のお経を埋めたあれがあったと。そこに28分の2で河南町が2個を担っておるといふようなところですよ。

そこで、近鉄のH o o pも何か大盛況で、いいんですけども、観光担当課となったら、今後のところであれしますけれども、もうちょっと落ち着くまで人数を増やして、せっかくなつくたんやから大々的にやるというように何か考えられないのか。せっかくなつくた課ですので、町長、どう思われますか。これでいいのか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをいたします。

観光担当課をつくりまして力を入れていくということをしているんですけども、最後に、これでいいのかと。全ての事務についてこれでいいのかというのはないので、全体として、やはりやるべきところはやっていくというのが基本的な方向でございます。

その中で、適切に人員配置をして何とかというところで、それはもう少し人員があればとかいろいろあるんですけども、現状のところでは、町の発信として観光にも力を注いでいくということを発信するための農林商工観光課という名称でやってきたわけですから、当然、その分については頭の視野の中に入れていくんですけども、現状で対応して何とかやって

いこうと思っています。

ただ、観光といってもいろいろあって、今いろんなところで観光への対応についてどうしていくかというのは、やはり河南町だけではなくて、もう少しエリアを広げて共同してやっていくということも必要になってくるかと思えますし、それから河南町単体でPRしていくものをPRしていくということは地道にやっていきたいと思っています。

ただ、近鉄との連携については、あべのH o o pの道の駅の朝市もやっているんですが、少し百貨店の中にも販売のブースを設けていただくということの話も進めておりますので、その点で少しずつ拡大していきたいと思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。あべのH o o pで参加するときは町長が必ず行って、何かやってはるのがフェイスブックに載っているというのをよく見かけますけれども、フェイスブックというのは目に見えるツールですわね。いろんな方面で頑張っていたきたいというように思われます。

そして、2項目め、観光ガイドマップというのが河南町にありますわね。名所旧跡をずらずらっと並べて、もう一つひねりがないというのが今の現状ですわ、見た感じ。これ、インバウンドも増えてきて、もうついそこまでみんなが来るという時代になってきて、何も無いんだというよりもありますわね。大阪市内に近いという利点もございますわ。そういった中で、ガイドマップについてももっとちゃんとやったらいいんじゃないかというのもございます。

ホームページで調べたらワールド牧場しか出てきませんわね、民間が。そんなところで民間を載せるんなら、河南町には飲食店からいろいろございますわ、体験をするところから。じゃらんか何やいうところで河南町の観光とやったら、ベストテンでも出てきますわね。そしたら、今日びそういう時代においてガイドマップをそれだけ旧式なもので収めておくかというのはいささか疑問に思われますので、もっとちゃんとPRをする、本腰を入れる、それができないなら人数を増やせということですから、逆に言ったらね。ガイドマップを完成するまで人数を増やしてやって、それでまた違うところに行ったらいい。適材適所で、人事の今さっき質問してはったけれども、それやったら副町長を雇ってそこへ充てたらいいんやから、そんな削ってどうやこうやという問題と違うねん。足らんとこがいっぱいあるんやから、

副町長やから何もしたらあかんという決まり事は何にもないんやから、ガイドマップだけや
っとけというて言うたらいいねん。

そんな本当に全体を見て河南町をどうしていくかと考えたらそういった方向にやったらえ
えだけの話で、ガイドマップについて現実どう思っているのかお聞かせください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では、かなん観光ガイドマップや岩橋山登山MAP、また日本遺産（葛城修験）マッ
プ&ガイドなどを作成しております。特に、現在の河南観光ガイドマップにつきましては古
墳や遺跡などの文化財、また豊かな自然に焦点を置いた内容となっております。

近年は、イチゴ農家参入やカフェなどの飲食店の出店が増えていることなどから、関係機
関と連携を行い、より一層充実したガイドマップの作成に取り組んでまいりたいと考えてご
ざいます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今答えをもらいましたけれども、町長、どう思われますか、ガイドマップ。ちゃんと新し
く、河南町のカフェが増えて飲食店もある。それで近鉄から来た職員が河南町の集客はワー
ルド牧場だけやいうて、何にも見てないねん。誰でも言うで。もう百姓のおっちゃんでも分
かることや。それが近鉄の何千万円も払うた社員がそれ言うて帰ったというて、もうあほら
していかん。

それやったらこれ、議員は10人いますわ、10人議員。全部、今の議員は河南町在住です
わ。そやから、その河南町の在住の議員の話聞いて、それでちゃんとやっていく。これ、
17年議員しているけれども、議員が提案したことを一切この役所というのは取り入れへん。
何でか。大義名分がないから取り入れません。それなら給料を払うて近鉄の職員を雇うたら
大義名分がつくんか。河南町の税金を使うて、給料払うて。それが大義名分。それで河南町
の議員が言うたら大義名分にならん。それで、言うたことは一切聞き入れやん。そんなばか
な話あらへん。これが現状ですわ、俺の17年間議員生活の中で。

それ、どうかガイドマップ、ええように進めてくれますか。町長どうぞ。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

ガイドマップの件でいろいろなご提案をいただいているということなんですけれども、議会のほうで取り上げていただいたものについて、当然ながら町のほうでも検討をするところとは以前と変わらないと思います。その中で、必要なものを取捨選択しながら町は取り入れていくという形を今まで取ってきたと思っていますので、全く議会を反映していないというのは少し私と考えが違うかなというふうに思っています。

ガイドマップについては、やはり今現在のガイドマップ、旧態依然のガイドマップであると、まあ言えば広く薄く全体を捉えてというふうなそんな形のガイドマップになっているというのは私も常々感じていることであって、今、多分ここに座っている部長連中にも日頃申し上げていますので、私が言っていることは多分、・谷議員が言っていることと同じことを日々言っております。

ただ、それに取りかかるためのいろいろな制約があるので、それを1つずつ解決してくれということで今、申し上げます。一つは特化したようなガイドマップ、それからビジュアル的なガイドマップ、いろんな提案は日々庁議等で提案しているんですけれども、やはり現実に実際に動き出すまで少し時間がかかっているというような形で考えておりますので、職員のほうで少しいろいろ考えていただけるものと期待をしております。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。是非お願いいたします。部長たちもよろしくお願いいたします。

そして、3項目め、今後の観光促進についてお尋ねします。

観光促進いうてもこれといったものがない。ないものからつくり出すのが観光ですので、全国自治体、皆そういうことを考えてやっているというのがある。それで、観光協会などもつくっていただきたいというのが第一。

第二に、商工会を復活してほしいというのが、午前中も議員が言っていましたように、現に河南町の商工会はありますわね、支部がないだけで。それで商工会に入っておられる方がいる。商工会と商工会議所の差は、商工会議所はたしか市が持つもので、町村が持つのが商

工会というようなすみ分けであって、担当の国のほうもちょっとだけ違うというのもあると思います。

現実には、社会福祉協議会がこの庁舎の中に入っているんやから、商工会もひとつどこか空間を空けて入っていただく。商工会、社会福祉協議会、また河南町、三位一体で河南町を大きくしていくというのは全国どこの自治体でもやっておることです。これはずっと、もう十何年間言っていますわね。そういった取組を是非やってほしい。それで、商工会は河南支部がないだけで、商工会の会員はいらっしゃいますわね、確実に。そこそこ大きな企業から全部商工会に入っておられます。それをもう一度戻すというようなことにしてほしい。そして、観光協会も商工会の中に発足していただいて、それで盛り上げていく。それで三位一体でやる。これはどこの町村でもやっていることなんですわ、全国。

よく近隣の市町村を調べてやるとかいうような答弁がありますけれども、これは全国やっていることなんです。その全国やっていることを河南町は唯一できていない。これ、できていないのは首長がやっぱりそれだけの意思がないからですわ。この一言ですわ。だから、観光促進について今後のことをちょっと聞かせてください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

観光の促進でございますが、本町の観光資源は自然景観や歴史文化など多方面にわたることから、引き続き庁内の関係する部署との連携を行うとともに、本町単独での観光の取組だけでは限界があることから、他の自治体や関係機関との連携を図り、広域的な観光の在り方を検討してまいります。

なお、大阪では2025年に日本国際博覧会（大阪・関西万博）が大阪舞洲で開催される予定で、国内外からの観光ニーズが高まり、大阪への注目も集まってまいります。これを機に、一層本町の魅力発信を華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会や葛城修験日本遺産活用推進協議会などとの連携により、河南町の魅力発信をはじめとする観光の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

万博もございますわね。いろいろあります。本当に河南町もこれから今さっき言ったように商工会と観光協会でももう一遍つくってやる。それで、万博の中央の広場、たしか大きな公園、林を造るといふのがある。各自治体、植木を持って集まるというイベントがありますわね。そこで、これ1年ほど前かな、河南町の木をもしか持っていくんやったら、馬谷の古川庭樹園が、名前を出したらあかんけれども、園芸組合からええやろうけれども、いろいろ河南町のフェイスブックにも町長のフェイスブックも出るからええと思うんやけれども。大きな木、古川庭樹園しか仕入れできない太い木、もう20mぐらい伸びて、先っちょ1本で太い杉の木みたいなやつが唯一、あれ全国で出荷するのは古川庭樹園だけですわ、全国で。それで、全国でそこが出荷する元ですわ、河南町の庭樹園は。それやったら、植木というたらその木が一番やっぱり代表的な植木ですわ。その植木を河南町の木と言うても過言ではない。河南町の木は何かと、全国の人が知ってはるわ。その木ですわ。それをメイン会場のど真ん中に植えたらどうやということを提案しましたけれども、一向に返事が来いひん。議員の言うことは大義名分ないからあかんといふのは確かにそのとおりですわ。これは17年間の経験ですわ。意見の相違か知らんけど。

そやから大阪万博の、それなら河南町は何の木を持っていったんや、一体。それを聞きたい。どうですか、町長。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

万博に関連して、いろいろと市町村のほうに協力というのは当然あって、本町のほうでも万博の桜ということで、この前、桜をぶくぶくドームのほうに植樹式をさせていただいて、万博の機運を盛り上げていくというようなことは取り組んでいます。

今、・谷議員がおっしゃったように、各市町村がその出展ブースにおいていろいろなイベントを模索したりというような具体的な話は、声かけとしては上がってきていますが、具体的にどのような形をどういった連携を取ってやっていくかというような話はまだ詰まっていないと思っています。そこが具体的にどういった取組を進めていくかというのは当然、府からいろいろ、万博推進担当課がありますので、その辺の情報はこれからも逐一収集した上で、必要なときには対策を取っていきたいと思います。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

メイン会場に植木を植えるという、そのことは各自治体から持ってきてくれるということで私も知ってるんやから、職員が知らんはずがないというようなこと。そやから、いち早くそれやったら手を挙げて、この議会が終わったらすぐ古川庭樹園に行って、太いええ木を探して持って行って植えてくれと。はよ植えやな根がつかんわ。

それでまた、この万博の日本館ですか、まだ入札が落ちていないというのがよく飛び込んでくる。応札で値段が合わんというて、3階建ての木造ですからいうてね。そういった状態もあるよってにまだ止まっているのか分らんけどね。

一応、植木を植えて緑の広場を大々的にセンターに持っていく、その木は自治体から持ってきてもらうというのがもう決定事項やから、是非、河南町、誰が見ても分かる。これは日本中からその木を全部仕入れてはる。有名な木ですわ。そやからよろしくお願いします。

3事項目、河南町の施設について、いろいろ施設はありますわね。公園、スポーツ、住民が利用する施設、管理状況とか運営はどうなっているのか。これ、コロナであまり使わなかった間にちょっとずつ人が増えてきて、あっ、ここ直さなあかん、あそこ直さなあかんと言うようでは本当に自治体の役目というのを放棄しているからね。そやから、準備としてどうなっているのかということをお聞かせください。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

公園の利用につきましては、コロナ禍においては感染拡大防止の観点から必要最低限の利用にとどめていただき、新しい生活様式を踏まえ利用していただくようお願いしておりましたが、本年5月8日からは5類感染症へ移行したことに伴い、各種措置が終了し、感染対策については個人の判断に委ねることが基本となりました。

公園は、自由利用の原則の下誰もがいつでも自由に利用ができる施設であるため、引き続き、遊具の点検や適切な維持管理を行い、誰もが安心して利用いただけるよう努めてまいります。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

スポーツ施設、公民館、図書館につきましても、5類感染症へ移行後、以前のような日常

生活を取り戻しつつある中、利用者は増加し、コロナ前の水準に戻りつつあります。

行動制限が解除され施設利用者の人数制限についても廃止となったことから各施設とも利用率は増えており、より多くの皆さんにご利用いただけるようになりました。利用者に、より安全に、また快適にご利用いただけるよう、各施設を巡視、維持管理、また用具の点検についても、より一層徹底してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

住民利用施設の管理、運用についてですが、かなんぴあについては、指定管理者としてかなん健康づくりパートナーズが令和2年2月1日から令和7年1月31日までの5年間、管理運営を行っているところです。

かなんぴあの会員数は、令和2年1月末現在1,247人、令和4年3月末現在888人と減少し、令和5年4月現在964人と増加してきております。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後は利用者が増える見込みでありますので、指定管理者と点検を行い、施設の維持に努めてまいります。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ちゃんとした管理と運営をよろしくお願いします。

これ、またそれで借りるのに町内、町外とかありますね。町内の人は2か月前かな、それで町外の人は一月前ぐらいに予約するのかな。そういう何か町外、町内の差別化は当然していただきたいんやけれども、そやけどこれ、初めての人もこういう施設を利用するために、管理と運用のことなんですけれども、急に借りたいなと思う人も絶えず新しい方がいてると思いますので、それはもう広報で徹底して是非、こんなの言うたら石川のグラウンドなんかあったら二月前にずっと予約取りして、ずっと同じ人が使っているやん。言うたら野球チームが使っている。一切ほかの人は入れないという状態になっていますわね。そういったことじゃなしに、誰でも気楽に使えるように、そんな今、使いたい人は2か月前に予約する人もあまりいてないからね、今。今言ったら今借りられたら一番ええというのがある。そやけど初心者に対して借り方をもっと親切に、住民の人全部に行き渡るようにやっていただきたい。

これはもうお願いして次の項目、利用増によってちゃんとした整備はしているのかというのが、全体、同じになりますけれども、それをお聞かせください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

利用者が増えていく中で、利用者の利便性向上のための改修工事は必要であると考えております。

また、今年度、テニスコートにおいて管理棟の長寿命化改修工事を行い、具体的にはトイレの洋式化、シャワー設備等の改修工事を実施しています。大宝地区公民館においては、屋上防水や外壁改修、トイレ洋式化、照明LED化等の長寿命化改修工事を実施しております。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

利用者の回復に伴う中で、かなんぴあも平成16年に完成以来19年が経過しており、修繕すべき箇所が増えてきております。施設の修繕は、修繕費30万円未満については指定管理者で年間300万円の範囲内で修繕を行っており、30万円以上につきましては町で修繕を行っておりますので、指定管理者と修繕に係る優先順位を協議し、利用者の回復に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。利用者増による整備ということなんですけれども、大宝公民館、屋上、トイレ、外壁工事をやる。これは先日、入場者を全て止めて工事するというのに変更したと。これ8千万円ですわね。使いながら改修工事をやるのに8千万円かかる。家も住みながら改修するのに8千万円かかって、これ、住みながらできへんから出ていってくれと言うたら値段は下がるはずですわね、すごく。利用しながら安全面をやって、いろいろなことを附帯して、経費が8千万円のところからやっぱり1千万円ほどかかるというような工事です。

それをこれ、工事落札してから、8千万円ですよ。入場者を止めるというて何の前触れも

なしに、やっぱり工事できんかったよってにやるいうて、それでそのまま8千万円。これ、すみません、人は使えないんですわ、一月空けてください、そやからまけて7,500万円でやりますというんやったら話は分かるけれども、これ非常におかしな問題や。言っておきますわ。そんなあほな見積りあらへんと。

それで、力武議員の話ですわ。トイレは人権だ、そうだそうだと後ろで僕も言っていました。そやから、ちゃんと優先順位、トイレ、駐車場、整備をお願いします。お金がないからできへんいうて、お金がなくても家では一番先に便所や風呂場はするねん、台所と水回りは。お金あるなし関係ないんや。住民の金や、それは。トイレと駐車場、観光にもあれするし、河南町を利用しはる人にも関係がありますわね。それを常に整備する。せんど平石のところは何が出た出たというて今さっきあったけれども、そやけどトイレも駐車場もない。岩橋山や岩橋山や言うても言うばっかりや。そやから優先順位もくそもあらへんねや。トイレは人権だ、確かに。やらなあかんことはやってほしい。それが、利用が増えるのに整備ですわ。

それで、時代とともに整備する。時代とともにLED、ずっとやってきた。時代とともにこんな電気があるよと、これ作っただけや。時代とともにトイレも改修、時代とともにせやなあかんねん、一番先に。クーラーもあるけれども、クーラーと扇風機を併用してやるというのが今の電気の消費量を落とす唯一の方策や。この議場でも、暑い暑いというて扇風機1台ほど今安いから回したら、もっと温度を低くできるか分からん。そういったことを是非やってほしい。

町長に、トイレは人権はどうですか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

いろいろご提案いただきありがとうございます。公園とかいろいろな施設、午前中にもいろいろご質問いただきました。

トイレが必要であるということは認識しております。その中で、やはりどこまで形を整備するか。多目的トイレもありますし、今、人権の問題であれば、いろんな方が利用できるような形にもしないといけないと。その整備のレベルもあるので、その辺も踏まえて考えていく必要があると思っています。

ただ、今トイレがないところとかというのは順次、できる限り何らかのトイレができるよ

うな形で進めていきたいと思っています。経費もかかることですから、それとあと下水道と
いうか、快適にするということは下水道につながりという、そういう選択肢もありますので、
その辺も踏まえて総合的に考えて整備していくという方向に進めていきたいと思っています。

午前中ありましたように、公園でもやはり公園の質によっても若干違って来るかなと思っ
ています。近隣公園とかそういう奥、広く誘致距離が長い公園と、やはり街区公園というん
ですか、近場で利用できるような公園とは若干その設備にも差があるというふうに思ってい
ますので、その辺も踏まえて考えていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。是非お願いします。

施設に対して今後の展開ということに移ります。

今後の展開はどういうふうになっているのか、お聞かせください。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

施設の整備面では、体育（スポーツ）施設において、野球場の長寿命化改修工事やテニス
コートのコートなどの改修工事などについて、令和4年2月に策定しました河南町体育施設
長寿命化計画に基づき順次計画的に改修、整備をしております。

また、図書館においては今年度、利用者の利便性の向上のため、マイナンバーカードを利
用した図書館システムを整備いたします。

整備面とは別に、またソフト面でも生涯学習の推進に向けて、高齢者向けスマホ講座等を
引き続き開催するとともに、生涯スポーツの推進では子ども水泳教室の拡充、令和5年度か
ら定員10名や、子どもから高齢者まであらゆる世代が参加し、一緒に楽しめるようなニュー
スポーツ（モルック）の振興などに取り組んでまいります。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

かなんぴあは、健康増進及び保健福祉の向上を図るとともに、地域住民相互の交流の場を
提供するため設置した施設であります。

今後も多くの住民の皆様に利用していただきたく、指定管理者と協議を行い、町内在住者を対象とした特典や魅力あるプログラム、イベントの企画に取り組むとともに、情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。今後の展開というのは難しいんですけども、よりよい利便性、誰もが使用できるようにやっていただきたい。

今後でちょっと町外の高齢者の人が、町外のかなんぴあの値段の違い、町内と町外の。それをずっと言うてはる。これは何で町外の高齢者の人は安いんやいうて、それで、町外の高齢者の人はかなんぴあで我が物顔で歩き回ってはると。これでは町内の高齢者の肩身が狭い。何か強いらしいわ、町外の方は。そやから、そういうことになったらおかしいから、そんなに我が物顔で歩きはるのはいいけれども、ちょっと高く取ったらどうですか。

それで、風呂も値段が高いいうて、何ぼか知らんけれども、今、町内200円、町外300円、小学校130円。そやから、ちょっと町内の人を値引きしたってほしいというのと、障がい者の人は無料ですね。町内の障がい者の人、町外の人でも無料、そやけど町外の方が押し寄せてきはると言うようなことを言うてはるから、来るのはええけれどもうちちょっとお金をもらったらどうですか。

そやから、提案ですけれども、町内をちょっと引いて町外の高齢者からちょっともらう、こんなの河南町議会しか言われへんけれども、その辺を調整したらどうかなというのが現実です。

議員の話はもう耳を傾けやん、大義名分ないから全然関係ないというのが朝の主張やったけれども、そうやない。今回の町長は議員の話も聞くと言っている。各会派、幹事長会議を、一遍すぐ開いて、また個人会派も混ぜて連名で要望書を提出したら通っていくんやないかと思しますので、いい答えを町長から初めてもろうたから、そういう具合にさせてもらわなあかんのか、この場で一遍考えるわと言わはるのか、どっちでもいいんですけども、今後の展開のところはどうですか、町長。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

要望書は各会派から毎年いっぱいもらっていますし、要望というのは議員というか、意見として受け止めております。要望ですので、全てができるかどうかを検討した上で、できるものとできないものと時期が早いもの、もう少し待つものとか、いろいろそういう取捨選択をやっていかないといけないんですが、全てが出せばいけるというものではないので、その辺はこれからも対話しながら進めていくというのが基本的な方向だと思っています。

ただ、いろんな議論をしていく必要があるので、やはり議会の皆さんと協力して、行政でいくと、いろいろ以前から言っていますように、車で行くいうと両輪やということもありますので、やはり片方がこけると車は動かないということになってまいります。その点、協力してやっていこうと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（大門晶子）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

値段を言うたけれども、答えがなかったということはあかんということやな。まあそれはいい。

これ以上言うたら、何か議員はパワハラや思われたらあかんからね。パワハラと違うところのすれすれの線をいかなしゃあないというのが現状ですので、答えがないというのが答えというようなことを思いまして、これで一般質問を終わります。

○議長（大門晶子）

廣谷議員の質問が終わりました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

以上で、本日の一般質問1日目の議事日程は終了いたしました。

一般質問2日目は、明日6月22日午前10時に開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでございました。

午後2時57分散会

~~~~~


令和5年 6月22日(木)

令和5年河南町議会6月定例会議会議録

(第 3 号)

河 南 町 議 会

令和5年河南町議会6月定例会議会議録

年 月 日 令和5年6月22日（木）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （9名）

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
10番	中川	博			

欠席議員 （1名）

9番 福田 太郎

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 昌吾
教 育 長	中川 修
総合政策部長	渡辺 慶啓
総務部長	多村 美紀
住民部長	大門 晃
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村 夕香
まち創造部長	安井 啓悦
まち創造部理事	玉田 武久
総合政策部秘書企画課長	森口 竜也
総合政策部危機管理室長	木矢 哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田中 啓之
総務部人事財政課長	後藤 利彦
総務部契約検査室長	岩根 有津佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧野 勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	中崎 誉之
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北野 朋子
住民部保険年金課長	桶本 和正

住民部 税務課長

渡辺 恵子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

和田 信一

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

辻元 哲夫

まち創造部地域整備課長

藤木 幹史

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

中海 幹男

まち創造部副理事兼都市環境課長

池添 謙司

(出納室)

会計管理者兼出納室長

中筋 美枝

(教育委員会事務局)

教・育部長

谷 道広

教・育部教育課長

藤井 康裕

教・育部こども1ばん課長

山田 恵

教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長

森 弘樹

教・育部学校給食センター所長

浅井 明郎

議会事務局職員出席者

事務局 長

梅川 茂宏

課長 補佐

門林 純司

課長 補佐

上野 文裕

会議録署名議員

10番 中川 博

1番 高田 伸也

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1

令和5年河南町議会6月定例会議

令和5年6月22日（木）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

日程第1	一般質問（2日目）	170
	（個人質問）	
	8番 浅岡 正広 議員	170
	10番 中川 博 議員	181
	1番 高田 伸也 議員	208
	2番 松本 四郎 議員	229

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（大門晶子）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。福田議員は欠席との連絡を受けています。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（大門晶子）

本日の議事日程は、タブレット821、令和5年6月22日、6月定例会議一般質問（2日目）に送信しています。

日程第1、一般質問（2日目）を行います。

これより個人質問を行います。

質問者は、浅岡議員、中川議員、高田議員、松本議員、以上の順で発言を許します。

最初に、浅岡議員の発言を許します。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

議席番号8番、自民・夢・希望、浅岡正広。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問を行います。

本日、大きく分けまして3事項お伺いします。町長はじめ理事者の皆様には、的確なご答弁をよろしくお願ひします。

さて、遡ること平成30年9月議会にて、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を府内どこよりも早く本議会にて全会一致で可決いただきました。また、令和3年12月定例会議では、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組に関する決議を今期の議員の皆様にも同じく全会一致で可決いただいております。

そのような中、今年も全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会が、先月27日、東京都内で開催されました。私も大門議長のお許しをいただき、大阪拉致議連の代表として参

加しました。当日、岸田首相の挨拶の中に「2002年以来、一人の拉致被害者の方の帰国も実現していないことは痛恨の極みである。また、拉致被害者のご家族もご高齢となる中で、時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人権問題であり、私自身、条件をつけずにいつでも金正恩委員長と直接向き合う決意である」と、このように述べられていました。

次いで、被害者家族で横田めぐみさんの母親で87歳になられた早紀江さんが力強く政府への訴えをされた後、体調の不良を考慮し、途中退席されました。早紀江さんの途中退席はこれまでにないことで、その場にいた私も驚きました。閉会后、家族会代表となられためぐみさんの弟、拓也氏と双子の弟である哲也氏と話すことができ、お母さんのことを頼むよと声をかけ、会場を後にしました。大会の状況は、その日の夕刻、報道でも取り上げられています。一日も早い解決を変わらず願うものです。

それでは、質問に入ります。

本日1事項め、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対策及び対応について3項目お伺いします。

まず、1項目め、本町の現状感染者についてお聞きします。

遡ること令和2年1月のことですが、日本人で初のコロナ感染者確認と大きく報道され、奈良県在住の60代男性でバス運転手であることなどの情報が流れました。また、乗車されていたバスの駐車場が河南町内に存在したことから、一時騒然となったことを記憶しています。その後、身近な方々からも感染者が増え、残念ながら今日までに多くの死亡者が出ました。3年以上にわたり人々を苦しめた新型コロナウイルス感染症ではありますが、様々な課題を残しながらも、ようやく5類感染症へと移行されました。

そこで、現状、町内感染者数の把握はできているのか、お伺いします。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

新型コロナウイルス感染症の本町の現状感染者についてですが、令和4年9月までは保健所において感染者の全数把握をされており、本町の感染者数も把握できておりましたが、令和4年10月から全数把握が簡略化され、市町村別の感染者数が開示されておられません。さらに、5類感染症へ移行された5月8日以降は、全国5,000の医療機関からの報告を基に公表する定点把握となっております。これは、1週間に確認された1医療機関当たりの感染者数

の平均値を示すもので、1.0人を超えると流行とされていますが、大阪府の5月29日から6月4日までの1週間の定点把握の数値は3.33人と高い数値となっています。大阪府内で見ますと、堺市の4.03人に次いで南河内が4.00人と2番目に高くなっています。

また、年代別に見ますと、大阪府内では10代が一番多く、次いで20代と50代となっており、若い世代での感染者が多くなっています。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

今お聞きしますと、行政機関においても現状のコロナ感染者数の正確な把握は困難であることが分かりました。しかしながら、近々の定点把握の数値では、府内で堺市に次いで本町を含む南河内が2番目に高くなっているということもあり、感染に対してはまだまだ気を抜くことができず、個人の予防が大切な状況であると考えられます。

報道などの専門部会によりますと、現在の状況が第9波の入り口に入ったのではないかと言われ、そのため医療関係の準備が重要とされています。また、全国的に警戒を強める医師会も出ています。そのような状態が再び起こった場合、本町も3年以上の経験を生かし、住民への対応は十分期待できるのか、念のため再度お聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

議員仰せのように、全国、大阪府の状況を見ましても、5類感染症に移行後、定点当たりの報告数が増加してきております。令和2年から3年以上にわたり、未知の感染症である新型コロナウイルスと闘ってまいりました。国はもとより、大阪府や富田林保健所、富田林医師会にご協力いただき、議会にもご相談、報告しながら職員一丸となってこれまで対応に努めてきたところでございます。

今後も、感染状況を注視し、今までどおり正確な情報を迅速に住民の皆様にお知らせすることを心がけ、関係機関とも十分連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

ここまで、未知のウイルスに対して担当する部署をはじめ、役場の皆さん一丸となって対応に当たっていただき、本町の住民のためにご尽力いただいたことは十分承知しています。ただ、二度と逮捕者が出るような委託業務契約にはだまされることのないよう、その部分についての対策は十二分に行っていただきますよう提言しておきます。

次に、2項目め、感染後の後遺症問題について伺います。

これまで、コロナウイルスに感染された方々が完治せず、罹患後症状、いわゆる後遺症で苦しんでおられる姿を幾度となく報道などから目にしています。そして、これは本町住民ではありませんが、私の知り合いに一時激しい脱毛症状が起こった方も存じています。

そこで、町内にコロナウイルス感染症による後遺症で苦しんでいる住民はどれぐらいおられるのか、またそれらについて今後どのような対策が求められているのか、本町の考えをお聞きします。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

感染後の後遺症問題についてですが、感染症にかかった後、感染性がなくなったにもかかわらず療養中に見られた症状が続いたり、新たな症状が出現したり、せき、呼吸困難、嗅覚障がい、味覚障がいなど様々な症状が報告されています。ほとんどの方は、時間経過とともに症状が改善しますが、一部の方で倦怠感や筋肉痛、頭痛などの長引く症状があることが分かっています。

本町において後遺症に苦しんでいる方の人数は把握できませんが、症状が残っている方は、かかりつけのクリニックや地域の医療機関を受診するか、大阪府コロナ府民相談センターで後遺症に対する相談に対応しておりますので、ご案内をさせていただいております。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

私は、厚生労働省から出されているコロナ感染者の後遺症対応につきましては少し疑問を抱いています。まだまだ未知の部分が多いため、我が国をはじめ、世界中で研究が急がれていますが、特に幼い子供たちの対応は十分行っていただきたいところです。本町にも、今後、

成人以下の後遺症の実態を注視していただき、対応に当たっていただきますよう提言させていただきます。

続きまして、3項目め、5類移行に伴い、以前の住民サービスの復活状況について伺います。

ここでは、コロナ禍に陥る以前の住民サービスは戻りつつあるのか。感染予防のため、人との接触を最小限に抑えることを余儀なくされた約3年半、思うように進まない住民サービスも多々あったように見受けられます。

そこで、コロナが5類感染症に移行された今、住民サービスの復活状況はどうか。また、コロナ禍をきっかけに見直しや廃止となった住民サービスは存在するのかをお聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限などを行ってまいりましたが、5類感染症の移行に伴い廃止されました。町も、新型コロナ感染症対策本部会議の決定を受け、感染の蔓延を防ぐため外出自粛や各種イベントの中止を行いました。集団住民健診は中止または規模を縮小しておりましたが、令和5年度からは以前の規模へと戻して実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症流行前に実施していた各種イベントの再開に取り組んでいるところでございます。各種イベントの実施に当たり、感染対策を図り、実施方法の見直しも行い、進めております。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございます。

町主催のイベント等につきましては、私も案内をいただける立場ですので、これまでの状況はおおよそ把握はできています。それ以外の部分で、例えばペットとして飼われている犬の狂犬病予防接種ですが、コロナ禍前までは出張サービスが行われ、足の不自由な高齢者からは非常に喜ばれていたことを聞き及んでいます。

これは一例ですが、ほかに日々身近な住民サービスが見直しや廃止とされたものはないの

か、再度、お聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

狂犬病予防集団注射につきましては、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の予防の観点から中止としてきました。この間は、かかりつけの動物病院などで個別注射をお願いしてきたところでございます。個別注射の対応でも、接種率の大幅な低下が見られず、また集団注射の状況は、頭数が年々減少していることに加え、衛生面や路上駐車の問題、犬同士のトラブルなどの課題が指摘されておりました。

以上のことを踏まえ、令和5年度は、かかりつけの動物病院などでの個別注射で対応していただきました。

次年度以降の狂犬病予防の集団注射につきましては、今後の検討課題と思っております。

なお、集団注射以外で、日々身近な住民サービスを見直しや廃止したものはございません。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございます。

今、一例を挙げて伺いましたが、全課共通のこととして認識していただきたいのは、住民の皆さんにコロナ禍以前より不自由を感じさせることは極力避けていただき、コロナ禍で衰退した住民サービスをより向上させる対応を強く提言しておきます。

次に、2事項めの本町の児童・生徒の安全に移ります。

ここでは2項目に分けてお聞きします。

まず、1項目め、気温上昇による熱中症対策について伺います。

皆さんもご承知のとおり、近年の異常とも言える気温の上昇により、熱中症で搬送される方が各地で増えております。また、今年5月の大型連休の例年になく暑さは記憶に新しいところですが、このように、毎年その時期が早まっているようにも思います。

そこで、近年、町内小・中学校で熱中症に関する事案の報告件数をお伺いします。また、それらに対する対策と現場においての対応についても併せてお聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

町内の小・中学校による近年の熱中症事案については、病院搬送する症状の事案はありませんでしたが、体育で立ちくらみするなどの軽い症状の児童・生徒に対しては保健室で養護教諭が付き添い、安静にしております。

今年5月にも、府内市町村の小学校で屋外での体育に起因する熱中症が発生しておりますが、町の各小・中学校では経口補水液を常備しているほか、空調設備等による適切な教育環境の実現や、状況に応じて水分補給や休息の頻度を高めたり活動時間の短縮を行ったりしております。また、通学時の熱中症対策についても、水分補給をすることや木陰で休むことについて注意喚起を行っております。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

近年、本町において学校での熱中症による救急搬送などの事案はなかったということで安心しました。それらは、日頃から指導に当たっていただいております担当部署はもとより、現場の教育者の目配り、気配りからなし得るものと考えられます。また、熱中症のリスクが高いのは、急な気温の上昇により体温調節が成人よりも劣る成長期の子供たちとも言われています。この後、3事項めでお聞きしますクーリングシェルターの仕組み導入の活用なども視野に入れ、引き続き、熱中症による子供たちへの対応を提言しておきます。

次に、2項目め、地震災害に備えた町内施設の耐震化残り0.4%について伺います。

去る5月18日の全員協議会にて、町内公共施設の耐震化の進捗状況について説明を受けた際、全体の0.4%を残すのみとのことでした。その説明を聞くや否や、私は残る0.4%がとても気にかかりお尋ねしたところ、近つ飛鳥小学校のプール施設であり、めったに人が立ち入るところではないので問題はないとの回答で、ひとまず胸をなで下ろしました。その後、私自身、外部から確認を行ったところ、確かにプール施設内に建物が存在しました。

そこで、改めての質問になりますが、今始まっているプール授業で児童たちはあの建物をどのように利用しているのか、お聞きします。

また、耐震化が施されていない建物を児童に利用させることについて、今回は教育長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

教育長の答弁の前に、私のほうから建物の利用方法と耐震化率について説明のほうをさせていただきます。

近つ飛鳥小学校のプール管理棟は、プールの授業の際に児童が着替えなどをする建物です。当該プール管理棟は、旧耐震基準時代の建築物ですが、平家で、かつ延べ床面積が小さいことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震診断義務づけ対象建築物ではなかったため、耐震診断を行っていない建物となっております。したがいまして、河南町公共施設総合管理計画において、分類上、耐震化未実施と表記しております。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

当近つ飛鳥小学校のプール管理棟につきましては、今部長のほうから答弁させていただいたとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律、これによる耐震診断義務づけ対象建築物ではありませんでした。建物の安全性については、必要に応じて状況を確認しながら管理をしております。今後も、児童が安心してプールを使えますよう、建物の維持管理を行ってまいります。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

今お聞きしますと、当初から法律で対象外とされている建物がなぜ本町の計画にカウントされているのか。上位法優先の原点からもかけ離れたものと感じるのは私だけでしょうか。近年、日本を縦断するように起こる地震、その規模も大きく、人的被害も増す中、先ほど取り上げた数字が100%であっても、全てにおいて安全であるとは言い切れないのが地震に対する我が国の現状であると考えられます。

また、先日報道に取り上げられていました大阪府北部地震、小4女児がブロック塀の倒壊により犠牲になり5年がたちました。私も、当時の会派で現地に伺ったことを記憶しています。あのように悲惨な犠牲者を出さないためにも、今回のように児童たちが肌を露出する状態で利用する建物に対してこの時期の再点検は重要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

まず、今議員仰せの地震に対する考え方については、おっしゃるとおりだと思います。そういった視点で備えを日頃からしておくことは大事であると、そんなふうに認識しております。当管理棟につきましては、令和2年10月に河南町学校施設等長寿命化計画の劣化度調査により外壁、内装などの点検をしており、また毎年プールの授業の前には教職員等が目視等によって点検を行っております。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

疑問が残る0.4%につきましては再確認願います。いずれも大切な本町の子どもたちのため、引き続きの対応を提言しておきます。

それでは、3事項めのクーリングシェルターの仕組み導入及び地下シェルターの設置に移ります。

ここでは、シェルターつながりで1つの事項としましたが、内容はそれぞれ異なりますのでご理解願います。

まず、1項目め、熱中症から住民の命を守るためのクーリングシェルターの仕組みの導入について伺います。

先ほどは、子どもたちの熱中症対策についてお聞きしましたが、ここでは高齢者を含む住民全体に向けての熱中症対策についてお尋ねします。

クーリングシェルターとは、既にご存じの方もおられるとは思いますが、極端な高温の発生時には熱中症のリスクが高まるため、冷房施設が整った場所をあらかじめ地域全体、いわゆる官民共同で確保することが熱中症リスクの低減につながるのではないかと、海外では既に本格的に取り組まれている施設です。我が国でも、環境省が方向性を打ち出し、国内でも取組を始める自治体が増えています。

そこで、それらの取組についての本町の捉え方をお聞きします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

環境省では、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す実行計画や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す特別警戒情報を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設されました。市町村では、冷房施設を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンターなど）を指定暑熱避難施設として指定・開放し、熱中症対策を普及、推進していく地域団体の活用などについて検討を進めているところでございます。

本町におきましても、町内の公共施設や町内のスーパー等をクーリングシェルターとして指定、開放するための研究をしていきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

国では、毎年、熱中症で死亡する人が後を絶たないため、これまでの熱中症警戒アラートから1段上の熱中症特別警戒アラートを設けてクーリングシェルターとの結びつけを考えているようです。本町も、取り急ぎ研究を進めていただき、ネットワークを構築し、住民への周知を図るなどの作業にかかっていたいただければと考えます。そして、本町住民が熱中症により生命を奪われるといった事案が起こらないよう、早期の取組を提言しておきます。

次に、2項目め、緊迫する近隣国からのミサイル発射がイベント化される中、地下シェルター設置の重要性について伺います。

ご承知のとおり、これまで頻繁に近隣国から我が国に向けて弾道ミサイルが発射されています。また、ロシアによるウクライナ侵攻が続く中、地下施設の活用が取り沙汰されています。海外では、いち早くスイス、シンガポールが公共施設で、またイスラエルでは一般のオフィスや商業施設でもシェルターの設置を義務化するなど、有事に備え、国民の生命を第一にそれらの取組が進んでいます。

一方、皆さんの記憶にも新しい先月31日早朝、沖縄地方に北朝鮮からのミサイル発射による全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートが発令されました。現地の防災無線で直ちに建物の中や地下に避難してくださいと流れ、それを聞いた一部の住民からは、「沖縄には地

下街も地下鉄もないのにどのような行動を取ればよいのか全く分からなかった。ただただおびえるだけだった」と報道されていました。

また、これまで3回にわたるJアラートを発令された北海道地方においても同じ感想が述べられています。既に、我が国主導で防衛力強化に向けて今後5年間の整備計画で新設や建て替えをする自衛隊施設を地域住民向けの地下シェルターとして活用できる設計とする方向で進められていると聞き及んでいます。

それらを踏まえ、本町においても今後大きな事業、例えば本庁舎、この庁舎や各地区集会所の建て替え、及び防災拠点となるべき公園の整備などの時期が迫れば地下シェルターの設置を念頭に置いていただければと考えます。いずれも大がかりなものと予測されます。それゆえに、町長のお考えをお聞きしておきます。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

北朝鮮のミサイルというのはすごく報道もありまして、住民の皆さんも心配、いつ落ちてくるか分からないということで、そういうご心配は重々承知しております。地下シェルターというんですが、地下を造るということは、少しそういうところからの避難というんですか、そういう点では非常に効果は高いものというふうに理解しておりますけれども、やはり地下に逃げるといふ施設を造るのは、町の状況からして、どういう形にしても相当費用等もかかるということもあります。それから、どこにどれだけ造るとか、どのような避難経路を造るとか、いろんなことを考えていかなければならないので、国民保護計画、町のほうで持っていますけれども、その中では近くの堅牢なコンクリートの建物とか、そういう地下に地下室があるとか、地下施設があるとか、そういう建物があればそういうところにまずは避難というのを計画ではうたっておりますけれども、ただ、今すぐに対応するのはなかなか難しい点もありますので、その点も踏まえて今後検討していきたいと思っています。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

今町長にお伺いしますと、やはり費用負担にちゅうちょされているようです。しかし、これらも先ほどのクーリングシェルターと同じで、町内の商業施設や民間企業の協力も必要と

される中、まずは公共施設を手本とすることが重要視されると考えられます。国の政府与党では、ミサイル攻撃から人命を守るシェルターの普及を促し、設置費や維持費の補助など財政支援を視野に入れ、来年度にも打ち出す案が検討されています。私は、今日、明日にでもと申し上げているわけではありません。近い将来、本町において大きな事業の実施時期が近づけば、必ず地下シェルターの設置を念頭に進めていただきますよう提言しておきます。

最後に、今月9日、インテックス大阪で開催された防犯防災総合展2023に会派で視察した際、例年になくシェルターのブースに人だかりができ、ひととき目立っていました。人々の関心がそこに寄せられることを実感しています。それらも含め、本日お伺いした項目は、ほとんどが本町の住民の生命、財産を守る大切な部分であると考えます。各項目につきまして、引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。私の質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

浅岡議員の質問が終わりました。

ここで、50分まで休憩を取りたいと思います。

休 憩（午前10時38分）

~~~~~

再 開（午前10時50分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○10番（中川 博）

議席番号10番、公明党、中川博でございます。通告書に従って一般質問を行います。

質問事項は、子ども医療費・U-22（アンダー22）医療費について、带状疱疹ワクチンの助成について、河南町立図書館について、白木小学校の施設跡地利用について、不登校対策の確認について。次に、議長の許可をいただきまして順番を変更させていただきますので、先に軽自動車税の減免申請について、最後に熱中症対策についての7事項でございます。

今回は、今までの質問で確認しておきたい点も含め質問いたします。また、論点が明確になるよう質問は一問一答方式で行います。一部財源等についても触れますので、その点も踏まえ、町長及び答弁者におかれましては積極的に前向きな答弁をよろしく願いをいたしま

す。

それでは、1 事項め、子ども医療費U-22医療費について質問を行います。

まず、1 項目めですけれども、河南町子ども医療費、以後は子ども医療費と言わせていただきますけれども、その助成は、子供の健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることになっております。また、かなん医療・U-22医療費、以後U-22医療費と言わせていただきますけれども、その助成は、若者の健全な育成に寄与し、もって福祉の向上を図ること。全く同じ趣旨の目的が明記されているのにもかかわらず、差があるのはおかしいこととございます。まず、子ども医療費助成の医療機関窓口での手続を教えてくださいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町の子ども医療費助成制度は、議員仰せのとおり、子供の健全育成に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的として実施しており、0歳から18歳までの子供が医療機関等を受診したときの保険適用の医療等の一部を公費で負担する制度です。

子ども医療費の医療機関窓口での手続についてでございますが、大阪府内で受診する場合は健康保険証と子ども医療証を提示し、一部自己負担額、1回500円となりますが、それをお支払いいただいております。大阪府外で受診する場合は、子ども医療証が使用できませんので、一旦医療機関等の窓口で健康保険の自己負担額をお支払いいただき、後日払戻しの申請をいただくことで一部自己負担額を除いた分を償還しております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

今答弁いただきましたけれども、再質問をちょっとさせていただきたいと思います。

子ども医療費助成に関する条例第8条に医療証の提示規定がございます。その医療証には、住所、氏名、生年月日等が記載されており、保険証とチェックできるようになっておりますが、間違いはないかお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

議員仰せのように、チェックのほうはしております。

(「間違いない」と呼ぶ者あり)

○教・育部長(谷 道広)

はい。チェックというか、窓口でできます。

○議長(大門晶子)

中川議員。

○10番(中川 博)

それでは、2項目め、先ほど目的趣旨言いましたけれども、目的の趣旨でありますけれども、子ども医療費助成は、償還払いではなく現物給付方式になっています。同じ目的趣旨であるにもかかわらず、子ども医療費は償還払い方式ではなく、現在は現物給付方式になっております。後で関連質問いたしますけれども、前はU-22医療費助成の償還払い方式の理由をお聞きしましたけれども、今回は子ども医療費助成がなぜ現物給付方式になっているのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(大門晶子)

谷教・育部長。

○教・育部長(谷 道広)

子ども医療費助成で現物給付方式を採用している理由としましては、大阪府福祉医療助成制度に基づき、大阪府内市町村において実施されている現物給付方式と同じく、本町におきましても現物給付方式で実施しております。

○議長(大門晶子)

中川議員。

○10番(中川 博)

一問一答方式ですので次々こうなりますけれども。大阪府福祉医療費助成制度に基づきとの今答弁いただきましたけれども、18歳までの子ども医療費助成制度は町独自の制度であるわけでございます。その意味では、U-22医療費助成制度も同じ位置づけで、基づきならば同じようにすべきではないかと考えます。その証拠には、南富良野町や大野市でも現物給付方式になっております。かつて私、この子ども医療費についてやっぱり熱心に質問したことあるんですけれども、そのときは償還払い方式になっておりまして、なぜ現物給付にしないかというような質問したときに、そのときは健康保険のほうでペナルティーがかかると、だから現物給付できないんだというような回答もいただいていたんですね、以前は。でも、今

は現物給付になっているわけですから、このような回答いただくんですけれども、そこがちょっとおかしな話。子ども医療費については町独自で18歳までやっているわけですから。

そして、次の3項目めに入りますけれども、U-22医療費の場合は、19歳、厳密に言えば満18歳以降の最初の4月1日以降の者から22歳、これも厳密には満22歳以後最初の3月31日までの者が対象ですけれども、償還払い方式になっている主な要因は、前回、先ほど言いましたけれども、令和5年3月の定例会議の一般質問で答弁いただいているんですけれども、その答弁の内容は、対象とする年齢層で転出、転入も多くなると想定しており、医療証発行、回収等の事務が煩雑化すると。また、転出等による資格喪失後の返還事務の発生と回収の労力を要することが想定されるとの理由でございました、前回。しかし、全て想定範囲であるわけでございます。

そこで、前は福井県の大野市の担当者にお聞きし、前回ちょっと言いましたけれども、問題ないということでもございましたけれども、今回は2011年より学生対象ではございますけれども、うちは全ての方ですけれども、そこは22歳までの学生が対象ですけれども、22歳まで医療費を無償にされている北海道の南富良野町の担当者にお聞きいたしました。お聞きしましたところ、制度が開始されてもう既に12年たっておりますけれども、故意または過失の使用等のどちらもなく、したがって返還事務の負担はない——先ほどうちは返還事務の負担あるからできないという話だったんですけれども、この南富良野町は返還事務の負担はない。また、確実に償還払いのほうが事務手続は煩雑化すると、現物給付のほうが簡単であると。町の規模や状況が違ふといえども12年間ないという事実は大きいと思います。12年間なかったわけですから。

それでは、河南町で現実に実施されている子ども医療費助成の医療証の申請手続の流れはどうなっているのか。また、子ども医療証交付申請を1回申請するのと——1回でいいわけですから、先ほど18歳まで、U-22助成申請の場合はU-22助成申請書というのを医療にかかった場合、発生した都度何度も申請するのと比較したとき、答弁であったようにどちらが煩雑化するのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

子ども医療費の申請の手続の内容といたしまして、出生の場合は出生届を提出後、各健康保険で新生児の保険加入手続を行っていただきます。その後、健康保険被保険者証を持参の



上、こども1ばん課の窓口で申請書を記入していただき、医療証を発行する流れとなります。転入の場合につきましては、転入届の手続後、健康保険被保険者証を提示の上、こども1ばん課の窓口で申請を記入していただき、医療証を発行する流れとなります。

U-22医療助成事業につきましては、医療証は発行せず、医療機関受診時に健康保険の自己負担額を支払い、その後、対象者からの請求により一部自己負担額——1回500円ですけれども、それを差し引いた金額を町から返還する償還払いで実施しております。

子ども医療の助成対象者であります対象とする年齢層では、町内に大学があることにより転入・転出も多く、転入でいいますと令和4年度では74件、転出では76件となり、医療証の発行、回収、資格喪失後の受診への対応等の事務が発生するものと考えております。

議員仰せの北海道南富良野の医療費助成については、19歳から22歳の学生のみを対象としておりまして、対象者人数は51人となっております。河南町のU-22の医療費助成の対象者は732人となっております。事務の煩雑化の比較はできないのではないかと考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

今回回答いただきましたけれども、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

私、不思議に思うのが、いつも思うんですけれども、町が施策を打ち出す場合はそのできる理由を強調されるわけですね、いろいろこうやってできますと。私ども議員が主張すればできない理由ばかり強調されると。昨日も、ほかの議員が言われておりましたけれども、議員軽視というか蔑視ではないかというように感じるわけでございます。対象者が732人で転入者が74人ということは、概ね河南町で子ども医療費制度を利用されておられた方々がほぼ移行するわけですからスムーズなはずでございます。また、南富良野町と対象人数の違いを今述べられました、南富良野町は少ないから、うちは732人で多いから比較できへんと言われましたんですけれども、河南町はその対象人数、例えば732人を想定してU-22医療費制度に先進的に踏み込んだわけです。そこに河南町は踏み込んだわけでございます、人数を対象に。今さらできない理由に挙げるのはおかしい理論ではないかと私は思います。近隣も、全国においても22歳まで全員に医療費を無償にする制度は概ね追従できないと思います、ほかのところは。ですから、この制度の拡充は河南町が結論を出すしかないと思うんですけれども、その辺について再度伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

確かに、議員仰せのU-22というのは河南町のほうで決断し、今実施しているところです。確かに、近隣では18歳のところまでの医療費助成も大分たくさん増えてきておるところでございますけれども、やはりいろいろと関係機関等と調整も必要ですし、先ほど言いましたような年齢層が多いというところで、なかなか現金給付というのが難しいというところになります。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

例えば、さっき言いましたけれども、町がやろうとしたらできる理由を強調されて多分やっていただいていたと思うんですけれども、そこが我々議員が言うのもやっぱり同じことだと思うんです。町のやっぱりそういう住民福祉向上のため我々はやっているわけですから、同じ目的だと思うんですけれども、次、4事項めにちょっと入りたいと思います。

次に、医療証に書かれている注意事項の全文をちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

子ども医療証につきましては、医療証の裏面に注意事項を記載しております。記載事項としましては、1、この証は、医療費の助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。2、この証は、受給者以外は使えません。3、保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証または組合証に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。4、資格がなくなったとき、または有効期間を経過したときは、この証は使えなくなりますので、速やかに返却してください。なお、資格がなくなってからもこの証で治療を受けた場合、この医療費、自己負担額相当額になりますけれども、それは町へ返還していただくこととなりますので注意してください。5、氏名、住所または加入医療保険等に変更があったときは、速やかにその旨を届け出てください。6、この証が破れたり、汚れたり、または紛失したときは、再交付を受けてください。7、他の法令等により公費負担を受ける場合は、速やかにその旨を届け出てくださいとなっております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。

今お答えいただきましたように、この医療証にはそのような注意事項が書かれているわけですね。窓口では保険証とこの医療証を提示するようになっているわけですね。そう考えたらその2番目、今おっしゃっていただきましたけれども、受給者以外は使えませんと書いているわけですね。3番目に被保険者証に添えてこの証を窓口に提示してください。先ほど、住所と名前と生年月日を書いているから比較したらすぐ分かる話です。4番目に、資格がなくなったときは使えなくなりますので、速やかに返却してくださいと。また、医療費はそういう不正に使ったら町へ返還してくださいと書かれているわけですね。それなのに、なぜこのうっかりミスが発生することを前提にするのか分かりません。先ほど、一番初めに言われたのは返還事務が行われるから現物給付ができない、償還払いするんだと言われたんですけども、このようにちゃんと書かれているわけですね、注意事項が。せやのに、なぜうっかりミスが発生するという前提にこれを拒否というか、できないことの理由に挙げられるのか分かりません。

その上で、5項目めですけれども、今言いましたように子ども医療費助成においてこのような注意事項が明記されており、そのほか河南町子どもの医療費の助成に関する条例や施行規則、これも見ましたけれども、損害賠償との調整、また助成費の返還、届出義務、事実の調査、報告等、助成の制限、医療証の返還等が明確に定められておるわけですのでございます。それにもかかわらず、不正に使用された事例はどれぐらいあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

令和4年度中の件数となりますが、不正に使用された事例はありませんが、河南町から他市町村へ転出後に子ども医療証を利用された資格喪失後の受診につきましては22件となっております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

それちょっとお聞きしたい。再質問させてもらいます。

それでは、18歳までの令和4年度中の転出者数と医療費の返還件数がどれだけあったのか伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

まず、18歳以下の転入・転出になりますけれども、転入は88件で転出は25件となります。医療証の返還の件数はちょっと持ち合わせておりません。申し訳ないです。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ちょっと事前にお聞きしていたところ、返還はなかったとお聞きしていたんですけれども。返還した事務はなかったと。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

勘違いしております。すみません。返還のほうはしておりません。返還の事務なしに……。返還等はありません。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは、返還事務がなかったということでございます。

次に、先ほども聞きましたんですけれども、例えば町がやろうとしたら19歳までの転出が74名やったけれども、ほぼもう卒業と同時に転出するというようなことで、そういううっかりミスとか不正に使われることはほぼないというような、多分町がやるとしたらそういう回答されていたと思うんですけれども、我々議員が言うたら違う回答をされるわけです。

次に、U-22医療費において、先ほどの繰り返しになりますが、その都度、助成申請書に必要な書類を添付し提出し、決定通知書により通知を受けなくてはなりません。かえって手間がかかるのではないかと考えます。前回にも述べていただきましたけれども、支給方法の変更のみで新たな財源が必要ないのでございます。変更だけで新たな財源は必要ないわけで。

なぜできないのか明確な理由はお聞きした上で、前回、町長の答弁ではD Xの活用で考えた  
いと一歩前向きな答弁いただきました。それは評価したいと思いますけれども、でもD X活  
用は今後子ども医療費助成の申請手続と併せて検討していただき、子ども医療費助成の申請  
方法でも特段の理由がないのであれば、現状においてU-22医療費助成も是非導入してい  
ただきたいけれども、明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

U-22医療費助成を償還払い方式から現物給付方式に変更した場合、財源問題としまして、  
審査支払い機関への手数料の支払い、医療証発行対象年齢引上げのためのシステムの改修に  
伴う費用など、新たな経費負担が必要となります。また、国においては、現物給付方式に伴  
う医療費増については国民健康保険の国庫負担金の補助金対象外となっておりますので、補  
助金が減額されることとなります。

U-22医療費助成の現物給付方式の導入につきましては、事務手続の負担、財政的な負担、  
またD Xの活用などを勘案し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ちょっと再質問させてもらいたいと思います。

先ほど、目的言いましたけれども、若者の健全な育成に寄与し、もって福祉の向上を図る  
ことという目的の趣旨がばんとあるわけでございます。そう明記されているのにもかかわら  
ず、例えば、これも前回言わせていただいたと思うんですけども、例えば病気になり苦し  
んでいる若者が財布にお金がなく病院に行くのをためらって、さらに病状悪化させるような  
ことは十分想像できると思います。そのような状態が若者の健全な育成に寄与し、福祉の向  
上を図ることになるのでしょうか。今、前に座っている理事者の方々は裕福な家庭に育って、  
そのようなことは想像できないかもしれませんが、私は決して裕福な家庭では育って  
おりませんので、容易にそのようなことは想像できます。かつて、学生の頃、私も歯が痛く  
てすぐに行けなくて、我慢してバイトのお金が入ってから歯医者さんに駆け込んだことを思  
い出します。

もう一度お聞きしますけれども、まず目的の趣旨の初めの部分ですけれども、「若者の健

全な育成に寄与し」というところを踏まえて、この現物給付方式にすべきだと私は思うんですけども、まずはここは教育長にお聞きしたいと思います。

次に、福祉向上を図ること、福祉の向上を図ることという目的の趣旨については、森田町長から共に温かい答弁をちょっと求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大門晶子）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

まず、今議員のほうから目的のことについて、若者の健全な育成という部分で、確かにおっしゃっていることもよく理解はできますし、我々は当然若者に対して、子供も含めて健全な育成ということを大きな目的としています。ただ今回、今まで部長が答弁いたしましたとおり、いろんなことを考えた上での今回の措置ということをご理解いただきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

これは全く制度は同じなんですね。ただ、どうやってやるかというところで事業を2つに分けているだけでございます。ただ、そのやり方を、こちらは子ども医療費はこういうやり方、U-22はこのやり方でやりましょうと、こう決めているわけですから、特に全く同じにしなければならないという理由もないと私は考えています。いろいろ理由を、答弁を担当部長がしていますけれども、いろんなことを総合的に勘案して、この制度は、今の制度というんですか、制度は同じですが、その方法をこういう形でやっているということは、私は今のところいいのではないかとこのように考えていますので、このまま続けていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

前回、町長はDXのときには勘案するというふうに言っておられた。今マイナスですね、

答弁。ちょっとこれ大きな償還払い、一旦お金を出して立て替えやなんあかんわけです。お金があったらいいですけども、なかったらそれは払えないわけです。現物給付というのは病院でちゃんと精算してくれるわけです。このシステムを考えたとき、どちらが若者のそういう健全な育成に役立つかというのは明白なわけです、それ。この違いというのは、こちらのほうがいいわけです。ただ、今教育長が言われたいろんな事情があって今現在はできないというのは分かりますよ。でも、制度を比較したときに、こちらの制度が私は劣っていると思うんですよ、こちらの制度のほうが。せやのに、今町長はそのやり方はいろいろあるからどちらでもいいから今このままやというのは、前回の答弁と違う話じゃないですか、それは。前はDXのをやったときに前向きに考える、副町長もそのとき言うて町長はやらないとは言っていないというような回答を私いただきましたよ。なぜ今回はこのままいくというようなことを言うんですか。ちょっともう一回お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

以前に、DXを活用してやっていく、いきたいなど。DXを活用するということは、申請の方法とかいうのは今までと同じだけれども、これに対してDXを活用することによってその手間を幾分か省けるような形で進めていきたいと、こういうようなお話をさせていただいたと思うんです。ただ、現物給付でDXという形での話はしていなかったというふうに私は理解しております。ただ、この申請の方法についてはいろんな形で、いろんなDXを活用して我々の事務、それからU-22の対象の人の手間を少しでも簡単にできればということで、私は申し上げたつもりでございます。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

私は、現物給付すべきだという質問をずっとしているわけです。その中でDXを活用して前向きに考えたいというように、こう言われたわけです。今答弁がちょっと違うんじゃないかなと思います。そうなってくれば、昨日も議員言うておられましたけれども、議員として、そしたら今このU-22の場合は要綱になっておりますけれども、これを条例化して、もう議員でつくり上げていくしかないですよ、そうなってきたら。そのようなことはしたくな

いから今このようにこうやっているわけですから。いい制度でしたらやってくださいよ。

もう3回目ですから、次に入りたいと思います。

次も、ちょっとまた興奮するような話になるかも分かりませんが、带状疱疹ワクチンの助成に入りたいと思います。

今では、多くの町民の方から要望を受けておりますけれども、事の始めは1年8か月前の令和3年10月頃のある女性からお聞きしたことでございます。「主人が带状疱疹にかかって大変苦しんだけれども、河南町のかかりつけ医とワクチン接種の話をしたときに先生から河南町は予防接種に前向きだから助成してくれるのではないかと聞いたけれどもどうでしょうか」という質問がきっかけでございました。この先生は、町のいろいろな委員を務められ、町の方向性もよくご存じの方でございます。

河南町で高齢化が進む中、いろいろ調べる中で带状疱疹ワクチンの助成は住民の方が安心して暮らしていただくためには間違いなく必要な政策だと考え、現在まで質問を何度も続けてまいりました。河南町の最重要計画である河南町まちづくり計画の施策3-2では、先ほどのお医者さんが言われたように、「各種疾病の予防のため、医師会と連携して予防接種の接種費用の助成などの拡充に努めます」と書かれているわけでございます。以前、町長の答弁では、「安全性の確保と、住民の皆様も町のほうが助成するとなると、やはり安全でありますというような形に、あながちそういうふうに思われますので、その点については十分に検討してから考えていくべきかなと思っています。ただ、こういう状況になって、ほかのワクチンもいっぱいありますので、ほかのワクチンも含めて、やはり予防というものが効果があるものについては、導入について前向きにいきたいと考えていきます」とありました。よく国会答弁等で都合のよいところだけを切り取りと言われますので、あえてそのまま全文を載せさせていただきました。先ほどの話もそうですけれども、町長の全部答えを載せさせてもらいました。

町長の答弁のポイントは、1つ、町が助成する上で安全性を十分検討すること、2つ目がワクチンで効果があるものについては導入について前向きに考えると、この2点でございました。このことは非常に大事な視点で、改正健康保険法が成立し、後期高齢者の保険料が段階的に引き上げられますが、これは全世代型社会保障を具現化したもので、その要因は増え続ける医療費を抑えることの重要性を示していると思います。その観点で、予防に効果があるものは取り入れるという町長の考え方は正しいと思います。だから、町長の答弁からはできない理由がないのです。また町長、違うと言われたら仕方ないんですけども、答弁全部



言葉載せているわけですから、一言一句たがわず。

安全性については、5つの事例を前回の一般質問で具体的に述べさせていただきました。その上で分からない点は、富田林医師会管内の多くの病院では既に带状疱疹ワクチンの接種を行っているのにもかかわらず、なぜ富田林医師会が慎重であるのかということでございました。先ほど、河南町の先生も富田林医師会に属しておられるわけでございます。

そこで、改めて富田林医師会に問合せさせていただきました。富田林医師会の感染症対策委員会の委員長であるF先生にお聞きしたところ、「富田林医師会として消極的また慎重ということはない。安全性についても疑問を呈したことはない。ただ、助成がない場合は効果のあるシングリックスは値段が高いためビケンを複数接種することも選択肢である。河南町の助成については問題ない」とのことございました。ワクチンの効果については、部長答弁で高い予防効果があると述べておりますので問題はないと思います。

もう一点、国や近隣市町村の動向を注視しつつという答弁がありますが、よく思い起こしていただきたいと思います。かつて、私は多胎妊婦健診の助成拡充を訴えてまいりました。そのときも今回と同じように前町長や現部長と議論を何回もさせていただきました。そのときは、近隣市町村において徐々に増え続け、みんな取り入れられて、最終的に拡充していないところが千早赤阪村と本町だけになりました。ということは、近隣の動向は全く本町の施策に影響しなかったわけでございます。その数か月後には国も拡充を打ち出しました。国の動向も関係なかったわけでございます。最後は、多くの議員の皆様の賛同を得て実現いたしましたけれども、そのとき国や近隣市町村の動向はできない理由に何ら関係なかったことも申し述べておきたいと思います。

その上で、副反応については、日本環境感染学会ワクチン委員会のガイドラインにおいて、前回は述べましたけれども、ビケン、シングリックスとも重篤な副反応について特段問題は指摘されないとされております。前回答弁されました部位の疼痛や全身の倦怠感の副反応は、多くの方が今経験されているとおり、最近のコロナウイルスワクチン接種など全てのワクチンの接種に見られるもので、通常副反応は体内で免疫をつくろうとするときに起こりますけれども、3日から7日以内に多くの副反応は弱まるとされております。繰り返しますけれども、重篤な副反応は特段ないのであります。

よく考えていただきたいのは、仮に将来定期接種になったとしても——今定期接種の中にこれ載っているわけですが、次にやるべき中ということで載っているわけですが、たとえ定期接種になったとしても部位の疼痛や全身の倦怠感の副反応の状況は変わるも

のではありません。この副反応を理由にワクチン接種を否定することは将来の定期接種を否定することになってしまうわけでございます。

健康かなん21の計画には、一次予防に重点を置いた対策を行い、健康寿命の延伸を図っていくことが重要であるとされております。これも河南町の政策です。予防医学では一次予防、二次予防、三次予防がありますが、予防接種は一次予防です。河南町が推進している方向性に全く合致しているのでございます。

今まで何度も質問を繰り返しておりますが、私たち議員は一般質問で——さっきのこともそうですけれども、幾ら訴えても河南町の政策形成に全く効果がないのか。議員必携にはこのような記述があります。「議会は、地方公共団体の形成過程及び政策の実施過程に多面的に参画し、その要所で重要な意思決定を行っている。もちろん、現状では多くの施策は執行機関側でつくられ、議会に提案されるが、議員は本会議や委員会での質問——今質問していただきますけれども、質問、質疑、修正等を通じて政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議において最終的な政策の決定、すなわち地方公共団体の意思決定を行っているのである」とございます。つまり、私どもの一般質問が住民の福祉の増進に役立つ、また町の目指す方向性が同じであれば最大に考慮すべきだと考えます。

その上で、河南町まちづくり計画、先ほどの町長答弁、富田林医師会の回答、副反応について、健康かなん21、大多数の議員の要望、また要望に提出されていないほかの議員からもよいことは賛成するとのご意見もいただいております。等から、どう考えても河南町の方角性と同じ予防接種の重要性を取り上げているのでございます。それゆえ、带状疱疹ワクチンの助成を行わない理由がないものと考えますので、いち早く実施していただきたく、前向きなご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

带状疱疹ワクチンの助成についての再確認と今後の方針についてですが、現在販売されています带状疱疹ワクチンは生ワクチン「ビケン」と不活化ワクチン「シングリックス」がありますが、どちらも带状疱疹に対する予防効果があることは認識しており、助成を行うのであればどちらも対象として助成をすべきと考えております。

しかしながら、不活化ワクチン「シングリックス」については、接種対象年齢は50歳以上の成人となっており、生活習慣病も含めて様々な疾患に罹患している、または診断されてい

ることの多い年代であり、製造販売後における安全性監視に当たっては、副反応症例に関し詳細な情報を収集し、慎重に評価を行うことが重要とされ、フェーズ4が実施されているところでは、

また、富田林医師会の感染症部会の先生からは、「シングリックス」は接種費用が高額であるので、有効期間を考えると「シングリックス」を2回接種するなら期間を空けて「ビケン」を複数回接種していくほうが有効性の持続が考えられる。さらに、先生自身も「シングリックス」を接種したが、倦怠感がひどくつらかったとおっしゃっており、「ビケン」より副反応が強く出るデータもあるので、対象者にはよく説明する必要がある。また、接種に対する助成については医師会として要望してほしいと「シングリックス」の製薬会社グラクソ・スミスクラインの医薬情報担当者から言ってきているが、製薬会社から言われたからといって自治体に要望することは考えていないとご意見をいただいております。

今後とも、任意接種の助成は国や近隣市町村の動向を注視し、医師会のご意見を伺い、協議を重ねながら、導入については検討してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ずっと、今回で5回目なんですよ、これ質問して。ほぼ同じ回答なんですけれども、その間、この令和5年4月から東京都がやり出したんです。東京都いうたら1,300万人の人口ですよ。東京都がやり始めたことで東京都内の市区町村が全部今やり始めているんです。そのような状況の中で、今回答されたようにこれ安全性がちょっとあれやから、医師会も東京都の医師会に比べて富田林医師会の先生は立派だと思いますけれども、規模が全然違うわけです。そこがもう既に導入されているという大局観をちょっと見ていただきたいと思うんです。もう同じ回答ばかりです、今5回目です。

ちょっと再質問させてもらいたいと思いますけれども、このように多くの議員の賛同を得ていることは河南町議会の意思だとも考えても問題ないと思います、皆さん賛同していただいたわけですから。議会とは、住民を代表する構成の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であります。ということは、帯状疱疹ワクチンの助成を行わないことは意思決定機関の判断を無視することになると思うのですけれども、これ町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

内容については、部長が答弁したとおりで、いろんな情報を収集しながら判断していきたいというふうに思っています。ワクチンの補助の在り方については、以前の答弁した内容と今のところ進展はなかなかいっていないというような状況でございます。ただ、いろんなところの、国のところでもやはりそういう検証とかも行われておりますし、定期接種に向けていろいろ検討されていると思います。その辺の状況を踏まえまして、やはり検討すべきものかなと思っていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

質問したのは、意思決定機関の判断を無視するのかと聞いたんです。するかしないか。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

議会から要望とかもいただいています。これは無視しているわけではございません。そういうご意向、意見、それから全体としての総意、その辺を踏まえて、町としても検討していきたいと、こういうことでございます。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。

それでは、次の、時間があれですので。河南町立図書館についての質問に入ります。

公共図書館の挑戦という新聞記事を見ました。図書館が進化していると。今までは、どこも似たり寄ったりの地味な場所というイメージが強かったかもしれない。ところが近年、公共図書館の個性化が著しいという記事でございました。

河南町の本の分類方式は、日本十進分類法だと思いますが、それでは料理や裁縫といった本も工学に分類されるわけで分かりにくいわけでございます。そこで考えられたのが、身近でなじみの深いテーマで別途にコーナーをつくることでもございました。何か分類について工夫をされておられるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町の図書館におきましては、日本十進分類法に基づき分類し、項目の番号順、さらには著者順、刊数順等に並べて開架しております。ただし、旅行や手芸、料理といった人気があり、よく貸出しされる種類の本は十進分類順とは別に館内の最も目につきやすいところを開架しており、またテーマごとにまとめ、表示板をつけて利用者が見つけやすいようにしております。また、新刊コーナーや特集コーナーについては窓口カウンターの前に開架し、利用者の目につきやすい、手に取りやすいよう工夫しております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。いろいろ工夫をやっていただけるということです。

2項目めですけれども、最近の町立図書館が開催している講演会やイベントはどのようなものがあるのか、身近な図書館になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

町立図書館のイベントとして一番大きなものとしては、毎年、子ども読書週間に合わせて読書の普及・啓発及び新規利用者の来館を促すことを目的にこども図書館まつりを開催しております。また、読書ボランティアサークルの方々と連携し、来館者の皆さんへの絵本の読み聞かせ等を行うおはなし会を毎月第2土曜日に図書館児童コーナーで行っております。

さらに、小学校の学級へ出張訪問し、授業時間にテーマに沿った読み聞かせを行うブックトークや新年初めの3日間、テーマを決めて本を貸出しする本の福袋、小学校への巡回学級文庫及びこども園移動文庫の実施、巡回学級文庫通信「おまめちゃん」を発行し、小学校児童の家庭に毎月配布、読書習慣をつけるきっかけとするため、読書手帳を小学校全員及び希望者に配布、手帳を利用して本を100冊以上読んだ方全員に図書バッグを贈呈するなど、様々なイベント・事業を行っております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

2006年から先進的な活動を行っている図書館に対しまして、ライブラリー・オブ・ザ・イヤーという賞が授与されるようになったということでございます。今お聞きしましたように、様々な工夫をされているのならば一度挑戦してはと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町図書館は、利用者の皆さんがより利用しやすいよう、もっと足を運んでもらえるよう、利便性の向上に取り組み、また地域の皆さんの読書推進につながるような事業、イベントを積極的に行っております。今後も、積極的に事業、イベントを実施しながら、ライブラリー・オブ・ザ・イヤーへの応募については研究してまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

4項目ですけれども、過去に私、電子図書館の質問を行いました。令和2年12月の一般質問でございます。2年6か月経過しておりますけれども、そのときの答弁が「今後検討する」と、2年6か月前というものでございました。現在、全国の公立図書館では、コロナ禍などを背景にスマートフォン（スマホ）などで電子書籍を読める電子図書館の設置が進んでいる状況でございます。中には、GIGAスクール構想で1人1台端末が普及されたことを利用して小・中学生の読書に活用した福知山市や、身近では東大阪市などがあります。電子図書館を検討されたのか、伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

電子図書館サービスについては、令和2年12月から調査研究してまいりましたが、導入費用、ランニングコスト面での問題、電子書籍として提供できるラインナップ・コンテンツ数、特に新刊などがまだ少ない、また本町と同様の人口規模で導入している自治体が全国でもまだ少ないといった現状から、本町では導入に至っておりません。

しかしながら、GIGAスクールの構想での児童・生徒への端末の普及もあり、子供たちへのICT推進をさらに進めていく上でも、今後必要となるサービスであることは認識して

おります。課題であります導入費用、ランニングコストの件、提供できるサービスの内容等を引き続き注視しながら、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

これは、今後DXとかするので是非必要ですので、よろしくをお願いします。

続きまして、4事項めですけれども、白木小学校の施設跡地利用について伺いたいと思います。

平成31年4月、白木小学校、河内小学校、中村小学校が統合され、河内小学校はかなん桜小学校に継承され、中村小学校は中村こども園に再整備されました。しかし、白木小学校施設跡地は、有効活用を検討するとされてから4年以上も過ぎております。町長のタウンミーティングでも住民の方から問題提起されたと思いますけれども、現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

旧白木小学校周辺につきましては、市街化調整区域に位置するため、市街化を抑制する区域となっています。そのため、跡地を再利用する際には、その用途に合わせた活用方法を検討する必要があります。その用途によっては、都市計画法等の法令に適合する必要があるため、引き続き検討してまいります。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

引き続き検討という答弁ですけれども、もう4年以上が経過しているわけですけれども、いつまで検討を続けるのか。白木小学校というのは、明治6年にその淵源は、尋常小学校が始まって150年近い歴史があったんです。今の現地に行っても100年以上の歴史があるんです。その小学校を今何も使わない状況で、本当に地元の皆さんは何とかしてほしいという思いがいっぱいなんですけれども、再度いつまで検討を続けるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

跡地の利用につきましては、先ほども言いましたように法的な規制もございまして、法律の改正が伴わない場合は解決策を見いだすこともなかなか困難、いろんな環境の整備も必要となってきますので、今この段階で法律の枠内で検討の答えを出すということについては期間を切った答弁は難しいというふうには思っています。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ある事業者の方から、農業体験・自然体験をベースにした滞在型宿泊施設に活用との申出が出されたとお聞きしました。その経緯についてお聞きしたいと思います。何か2月にも申請されたらしいんですけども、何の回答もないということでございまして、経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

農業体験・自然体験をベースにした滞在型宿泊施設のほうの申請というか、書類を頂いたということはあります。ただ、なかなかその中身の内容のヒアリング、具体的な中身はまだちょっとできていない状況にはございます。また、その農業体験そのほかにも商業施設系であったり作業施設としての活用案についてはいろんなところから相談は受けております。

しかし、先ほども答弁いたしました、旧白木小学校跡地は市街化調整区域に位置することから、市街化を抑制する区域となっております。様々な提案を受けておりますが、土地利用規制の問題、それからアクセスする道路などを含めたインフラ施設の問題など、様々な見地から検討していく必要があると考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

できない理由、また検討すると言われたんですけども、そうなったら今後河南町としては具体的にどう考えているのか、今この現状をどう考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）



渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

白木小学校の跡地につきましては、当然何らかの活用は検討していくということには変わりはありません。ただ、今の段階で何ができるかというのを含めて検討している状況でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ちょっと再質問させてもらいたいと思います。

市街化調整区域であるため、なかなか活用方法が見つからないと答弁を何回もされておりますけれども、私が思うのは、小学校統合のときにそのことをちゃんと地元の方に伝えた上で白木校区の住民の方の理解を得ていたかということでございます、ちゃんと。住民の皆様からの意見を募り、小学校施設跡地を活用しようとワークショップを開催されたと思いますけれども、その後の経過を住民の方にちゃんと説明されたか、何も聞いていないというようなお話を聞くわけでございます。一番初めにそういうようにちゃんと理解していただいて統合に至ったのかどうか、このような状況、市外化調整区域で何もできないからというようなことを住民の方に言われた上で統合に踏み出された、それともこのように何か方法を考えるから統合に賛成してくれと言われたのかどうか、その辺のちょっと答弁を求めたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

小学校統合のときに白木校区、以後にもワークショップを開催して、どういった施設で利用したいというような意見交換は実施してまいりました。その段階では、当然住民の意見を吸い上げた上で、それが可能であるかどうかというのは当然我々も一生懸命検討していくわけなんですけれども、最初から何ができるかということが分かっていた上でできないという判断ではなくて、どういった施設ができるか、そういった意見を吸い上げた上でそれが可能かどうかというのをいろいろ調査していく中で、なかなか市街化調整区域の中で、この提案いただいた内容の施設整備が今ちょっと厳しいというような結論に至っていますので、統合する段階ではいろんな施設利用も考えたいということが当然あって、それを具体的にしてい

くというところで今課題が明らかになってきているということでご理解いただきたいと思  
います。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

理解はちょっとできないんですけども、その辺をちょっと本当に一生懸命考えていただ  
きたいと思います。

続きまして、5事項め、不登校対策の確認について行います。

前回の質問で、現時点では文部科学省から不登校対策に対する通知はなかったと、この前、  
回答いただきましたけれども、文部科学省から「COCOLOプラン」の発表がされたと思  
いますが、その取組についてまず伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

COCOLOプランは、不登校の小・中・高生が急増している実態を受け、令和5年3月  
31日に文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」として取り  
まとめられた通知が行われました。同プランの骨子は、不登校児童・生徒が学びたいと思っ  
たときに学べる環境の整備、不登校児童・生徒の保護者への支援、早期発見・早期支援のた  
めの福祉部局と教育委員会との連携強化等になります。

本町では、従来から「ほこすぎルーム」として教育支援センターを設置し、心理的・情緒  
的な側面等の何らかの理由で学校に行けない、または行きにくい小・中学校の児童・生徒を  
対象に、個に応じた適切な指導・支援を行うことで集団生活への適応、学校生活への復帰や  
自立を支援しているところであります。さらに、不登校児童に対して一部、学習の保障の観  
点から自宅において1人1台端末を利用し、授業のライブ配信を行っております。

令和5年度からは、同取組を拡充し、各小・中学校に教育支援センター指導員を派遣する  
出張型教育支援を実施し、不登校児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備に  
取り組んでおります。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。

令和5年度のいじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進の予算は85億円計上されておりますけれども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実の予算であります。河南町では、既に両方配置しているということでございますけれども、その予算は十分活用されているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

文部科学省では、スクールカウンセラーの配置充実、スクールソーシャルワーカーの配置充実に向けまして、いじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進に係る予算を計上されております。スクールカウンセラーは、府費による措置で本町に1名配置いただいております。中学校へは35回、小学校は各校4回ずつスクールカウンセラーが訪問し、児童や生徒が抱える様々な課題について解決のための助言や指導を行っております。

また、スクールソーシャルワーカーについては、大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金を活用して1名雇用しており、各小学校・中学校にそれぞれ週1回訪問し、生徒指導部会やケース会議に参加し、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

先ほど言いましたように、ちょっと順番変更させてもらって、7事項めを先にさせてもらいたいと思います。

軽自動車税の減免申請について伺いたいと思います。

広報かなん5月号には、確かに減免申請期間は5月24日水曜日と載っておりましたけれども、全ての住民の方が広報かなんを隅々まで見ておられるとは限りません。そこで、納付書送付書類の中には減免申請の期限が明確に示された書類が添付されているのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

軽自動車税減免申請期限についてでございますが、現状、広報かなん5月号に掲載し、お知らせしております。議員仰せの軽自動車税納税通知書送付時に同封しております軽自動車税種別割についてのお知らせには掲載しておりませんが、継続申請の申請書等を同封し、前年度減免申請のあった方には申請書等を同封し、申請漏れを防ぐための取組を行っております。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは、新規に申請される方にはないということでした。

次に、現実にある住民の方から、軽自動車税の減免の申請に行かれましたけれども、申請期限が昨日までなのでと断られたとのことでした。減免に対しまして、条例では町長が必要と認めるとなっておりますけれども、その必要の意味は弱者救済のためだと私は思います。この方は、以前普通自動車を利用されておられ、大阪府での減免申請は納付期限、つまり5月31日までだったので間に合うと思っておられたらしいのですが、なぜ大阪府と減免申請期限が違うのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

大阪府の自動車税減免申請期限につきましては、大阪府税条例第73条第2項により「納期限まで」とされております。本町におきましては、河南町税条例第90条、身体障がい者等に対する種別割の減免第2項において「納期限前7日まで」と規定しております。

大阪府との減免申請期限の違いについてのご質問でございますが、本町では減免の申請に対する審査を行い、減免とならなかった場合の法定納期限までに軽自動車税を納めていただくための期間等を考慮し、「納期限前7日まで」としております。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

回答ありがとうございます。

そのようなことがありましたので、私も近隣の富田林市、太子町、千早赤阪村、河内長野市などにお聞きしましたが、大阪府と同じように納付期限は5月31日までになっておりました。ただし、資格を判断する等の、今、部長が言われたように、等の件があるので、なるべく早く申請していただくようにはお願いしているとのことでございました。

その意味では、河南町においても「納付期限前7日まで」となっているので、絶対に駄目ということではなく、あくまで手続上のことではないかと思いますが、どうなのか。また、例えば河南町と同じように1週間前と規定している松原市において、同市の市議会議員に確認してもらった結果、やむを得ない場合は対応するとのことでございました。つまり、過去に何度も申請していたなど、明らかに知っていたら駄目ですけども、弱者救済の観点から、知らなかったと判断した場合は対応するとのことでございました。

また、ネットでほかの自治体を調べましたが、概ね減免申請期限は納付期限の5月31日になっておりました。大阪府下ではどうなっているのでしょうか。また、近隣市町村の動向を注視する河南町——よく近隣市町村の動向を注視と言われますけれども、なぜこのようになっているのか。先ほど、府税についてお聞きしましたが、町税でもこのように申請期限の差があるのはどういうことか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

申請期限の差というご質問でございますが、総務省の市町村税条例準則では、軽自動車税の身体障がい者等の減免申請期限は納期限の7日前となっておりますが、平成27年に総務省行政評価局が身体障がい者に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直しについて改善措置を講じる必要があるとあっせんされました。これを受け、条例の準則が改正され、申請期限につきましては、納期限までとするか、従来どおり7日前とするのかは各自治体の判断に委ねられております。本町では、従来どおりの7日前を採用しているところでございます。

以上です。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

申請期限なんですけれども、その変更というのは考えられるのかどうか。大阪府下で、今、松原市はそういう配慮もすると。大阪府では、ほとんどその納付期限になっているわけです。今、国のほうからもそういう通達も来ているわけです。そこで、そういう申請期限を5月31日納付期限にするのか検討するのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

今後の対応でございますが、本町といたしましては、大阪府下の市町村の大半が身体障がい者等に対する軽自動車税減免の申請期限を5月31日としていることや、減免を受けようとする方の利便にも配慮するという観点から、申請期限を5月31日までとする方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。

それでは、最後の事項に入りたいと思います。

時間もあれですので、1項目めはちょっと飛ばさせてもらいまして、2項目めから入りたいと思います。

高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組について伺いたいと思います。

熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われております。熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要でございます。高齢者の皆様は、暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあり、消防庁の調査では熱中症による救急搬送の約5割は高齢者となっております。高齢者の熱中症を予防していくためには、介護施設や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。

そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取組を進めているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

介護予防教室や集団住民健診時に実施しております認知症予防の啓発などの介護・保健事業実施の機会を利用して、高齢者に対する熱中症の注意喚起を行っております。また、町内の介護事業者にも働きかけを行いまして、介護従事者をはじめ高齢者の方々に対する周知・啓発を行っております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

時間もありませんので、ちょっと3項目も飛ばさせていただきます4項目めに入らせてもらいたいと思います。

エアコンの利用を控えることについて、電気料金が高騰する中でエアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様は、節約への意識が高い方も多いと思います。先ほどの資料にありましたが、資料をちょっと飛ばしていますので、エアコンの設置はしているのに使用していない高齢者の方が多く見られるわけでございます。あるのに使っていない。国も、熱中症対策推進事業として令和5年度の予算2.3億円を計上し、自治体における熱中症対策モデル事業への支援のガイドライン作成等に充てています。

そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、ちゅうちょなくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思いますが、近隣では高齢者等に一定の助成金を支給するなどの施策を行っているところもございます。電気代の高騰への対応も含めて、高齢者等に対して適切な支援が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（大門晶子）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

7月号の町広報紙において、節電しながらエアコンを使っただけのため、「エアコンを上手に使って節電しよう」という記事の掲載を予定しており、節電と両立しながら適度にエアコンを使っただけのような周知にも努めてまいります。

なお、高齢者を対象にクーラー設置に対する独自支援を行う例がございます。府内では、東大阪市及び泉佐野市において65歳以上のみの世帯を対象に一定額まで補助する制度を実施されております。他府県でも例がございますが、対象年齢や課税の要件、補助率、補助上限額など、各市町村で様々でございます。

このような先進例や町の財政的な面も考慮しながら、助成支援については研究・検討してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

今年の5月の熱中症の患者数は、前年度を上回っている今状況なんですね。ということは、やっぱり大分熱中症になっている方が多いと。6月後半に今なっているんで、さらに危険が増す時期になっております。細心の注意が必要でございますけれども、例えば平成29年から令和3年の5年間に都道府県別の熱中症死亡者数の一番ワーストツーが沖縄県です。一番悪いのは、ワーストワンが大阪府なんです。大阪府が一番やっぱり熱中症で死亡者数が多いということですので、今、田村部長のほうからそういう検討もしていただくということですので、是非検討していただきまして、そういう熱中症の高齢者の方がお亡くなりになることのないように是非検討していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。今日は大分興奮しましたけれども、目的は少しでも住民の方に福祉増進したいという思いでやりましたので、その辺、町長及び理事者の方にはご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

中川議員の質問は終わりました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休 憩（午後0時00分）

~~~~~

再 開（午後1時00分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、高田議員の質問を許します。

高田議員。

○1番（高田伸也）

議席番号1番、会派自民・夢・希望の高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、公共交通について、本町の危機管理について、自治会の課題の解消とデジタル化について、この3事項となります。

それでは、早速であります、1事項め、公共交通について。

前段に、新しくカナちゃんバスが導入されまして、住民の方の話を聞いていますと、非常に乗りやすくなったと。また、きれいだし、クーラーも効いて快適だという声がありますし、押しボタン式のチャイムについても違和感なく対応いただいているということで、最近に乗る方も少し増えてきたのかなという気がしております。

一方、昨日ちょっと感じましたのは、最近、代車のほうが運行されているというのもあって、トラブルがあるんじゃないかと一部危惧しているところがありますが、これについては、また改めていろいろとお話を頂戴したいと思っています。

それでは、まず1項目めですけれども、金剛バスのダイヤ変更に伴う影響と実態についてというところで、これは3月の一般質問におきましても、僅か1年あまりで引っ越されたと。新築して、家族の方が家を手放すという原因になったのが金剛バスのダイヤ変更であったという話をしましたが、現在既にこの4人家族の方は住居を売りに出されているという状況にあります。

本件につきましては、これまでも金剛バス様への申入れ、同時に河南町として臨時便の運行など何らかの対応を要望してまいりましたが、既に6か月を経過しているというところで

さらに、追い打ちをかけるようにと申しますか、この令和5年6月末をもって金剛タクシーの事業を廃止するという内容が同社のホームページで公表されるに至りましては、特に、住民の皆さんとしては、今後も安心して運行されるのか、それを心配されるという声が上がってきているという状況です。

ここで改めまして、現時点の状況等について、分かる範囲で結構です、お知らせください。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

金剛自動車株式会社に対しましては、町からも情報を共有すべく訪問等を行っておりますが、バス乗務員不足は解消されていない状況であるという以外の情報収集には至っておりません。今後も引き続き、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きした感じでは、進展はなかなかしていないというようなことは分かりましたけれども、ここで改めまして、幾ら臨時便等、役所の対応をこちらが要望しましても、何らかの裏づけがない限りは納得いただけないかなということもございまして、実は、緊急対策の必要性を裏づけるために実態調査を行ってまいりました。

場所は、近鉄喜志駅の東口と富田林駅の南口、この2か所でありますけれども、時期につきましては、5月の平日2日間。調査した時間帯につきましては、バスの最終便が出た後、8時半から大体午後10時5分程度、この1時間余りで4本の電車が各駅に到着して、この間、駅前に迎えに来られた自家用車の数は91台ということでした。結果的に、両駅で1日当たり約100名の方がバスに乗らずに、この時間帯、車で帰られたということになります。

この数字は本当にざっくりとした数字ですし、一部、富田林方面もしくは太子方面に帰る方もあるということは十分承知していますが、以前の回答では、近隣の市町村との連携も視野に入れるというようなお話がありました。今回、この実態を踏まえて、本町の見解を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

金剛バスは路線バスであり、その沿線は、議員仰せのとおり、本町のほか、富田林市、太子町、千早赤阪村にわたっております。そのため、協議についても、沿線自治体が共同で行っていくことが有効であると考えております。

昨年、金剛バスのICカードの導入に向けて、4市町村会において協議を行ってきましたので、今後も引き続き情報交換などを行ってまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしましたけれども、発信しなければ、このまま住民の方は、泣き寝入りではないですけれども、忘れ去ってしまうというようなこともあろうかと思っておりますので、何度か繰り返し質問させていただいているという状況です。本当に協議をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

続いて、2項目めになります。バス運行時のアンケートと本町の関わりについてというところがございます。

また、この4月下旬から5月末にかけて、金剛バスは、駅前のバス停とかホームページ上で、申し上げますが、「大阪府、地元市町村と連携し、生活交通手段として不可欠な乗合バスの確保、維持を目的としたアンケートの協力をお願いします」という内容のアンケートが実施されておりました。

同様のアンケートにつきましては、太子町や富田林市をはじめ各市町村もホームページ上で協力をされていたわけですが、本町ではどのように連携されていたのか。また、一斉に行われたこのアンケートの本来の趣旨・目的について、分かるようでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

金剛自動車株式会社のホームページに掲載されておりました地域公共交通確保維持事業の利用者アンケートは、地域特性や実情に応じた生活交通手段として不可欠な乗合バスの確保・維持を行うことを目的に、幹線バス交通の運行や車両購入費の支援を受けるため、一般乗合旅客自動車事業者または地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が国土交通省に申請できるものです。

今回実施されておりましたアンケートは、金剛自動車株式会社の申請により、その地域の実情を把握するために国土交通省が調査されたものでございます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ここで、再質問させていただきますが、今お聞きしている範囲では、幹線バスの運行もしくは車両購入費の支援を受けるためと、結構大きな目的があるかというふうに思っておりますが、今後さらに自治体とバス運行会社の関係強化は不可欠だと想定しておりますが、そこで、令和5年度の予算で計上されています地域公共交通計画策定事業の費用600万円強は、まさに同社の助成金の取得をある程度含めた連携強化の下に成り立つものであるというふうに感じておりますが、改めて、この事業によって本町にもたらされるもの、また目指すものはどういうものなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

今年度策定予定しております地域公共交通計画は、地域公共交通活性化再生法の一部改正（令和2年11月27日施行）により地方公共団体による作成が努力義務化された計画です。

既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて地域の多様な運送資源についても取組を盛り込むことで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保するために策定するものでございます。将来にわたって地域全体の公共交通ネットワークを維持し、それぞれの公共交通の役割分担を踏まえ、地域の交通の在り方を構築していく計画でございます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

確かに今言われた地域全体の公共交通のネットワークの構築、これは本当に重要だというふうに考えていますし、この地域公共交通の計画の策定については恐らく外部に委託されるというふうなものと思われそうですが、改めて、具体的な内容については我々にも是非共有をお願いしたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

次に3項目め、近隣市町村を交えた交通の広域化についてですが、近隣市町村による未来協議会が開催されまして、南河内地区2町1村がより連携し、共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組み、地域のさらなる発展を目指すというふうなことでありましたが、地域資源も非常に乏しいですし、人口が減少しているというこの2町1村については、単純に連携をしても地域の発展の道筋はなかなか見えてこないというふうにも感じます。

まず、住民が未来を描けるような、地域を自由に行き来できる交通網の構築、つまり鉄道の駅を保有する富田林市を含めた4市町村の交通連携、公共交通の広域化を見据えた取組が必要だというふうに思っております。

既に、この複数市町村による交通政策の連携は、全国に60事例ほどあるというふうに聞いております。これに関しましてはどのように考えておられるのか、ご意見を頂戴したいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

本町の住民の方は、路線バスである金剛バスの発着点である富田林駅または喜志駅へのアクセスにより鉄道を利用されている方も多くいらっしゃいます。特に、通勤・通学における鉄道の利用は不可欠なものであり、隣接する富田林市、太子町、千早赤阪村とは、路線バスも系統ごとに市町村域をまたがり運行しており、密接な関係となっております。

今後の地域公共交通については、バス路線が4市町村にまたがっていることから、広域的な問題として考えていかなければならないと考えております。そのためにも、近隣4市町村で連携して取り組む必要はあると考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

是非、4市町村の連携を期待しておりますので、よろしくお願いします。

次に、4項目めになりますが、免許を返納される高齢者への特典についてというところで、免許の返納につきましては、2019年に全国で約60万人が返納し、直近では少し減って約45万人というふうに言われております——本町では約60人程度に相当されるかも分かりませんが。

一方、免許の返納をしようと思うが、その後、後悔する人も非常に多いというような声も聞きます。カナちゃんバスも新しく便利になった今、返納の後押しとなるような仕掛けを是非提案いただきたいなというふうに思います。

一例といたしまして、以前も、タクシーチケットの提供というのも提案いたしましたけれども、熊取町では、町内の循環バス、ひまわりバスへの無料乗車券、たしか5年分を提供したというふうに聞いていますし、また、高齢者の外出支援にもつながるものとして、現在、カナちゃんバスは交通系のICカードが利用されるようになりました。利用者も結構多くなってきておりますけれども、さらなるデジタル化の推進も目指してSuica等、オリジナルICカードに数千円をチャージして返納者に特典として提供してはどうか。使い方もたくさんございますので、便利かなというふうに思っております。既に茨木市では、ICカード6千円分を提供したという話も聞いております。

また一方、費用負担が過大ということでありましたら、既に近隣の富田林市や河内長野市など様々な市町村が展開しているように、町内の事業者の皆さんにサポート企業として協力いただいて、割引もしくは様々な特典を返納者に提供するというようなことがあるようです。

本町におきましたら、カナちゃんコインのサービスを提供する各店さんをお願いして協力を仰ぐなど、早急に具体的な検討をお願いしたいというふうに感じますが、それについては

いかがでしょう。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

運転免許返納者への支援策といたしましては、大阪府では、65歳以上で免許返納後5年以内に運転経歴証明書の発行を受けた方に対して、サポート企業として登録された大阪府内の店舗において、買物の割引や施設利用の割引、また、タクシー利用額の割引などの特典を受けることができ、自主返納の促進に努めております。

本町においても、大阪府の進めるサポート企業募集の周知はもちろんのこと、町独自の高齢者の運転免許返納者への支援策につきましては、他市町村の支援方策について検討してまいります。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

たしか河南町のサポート企業は1件登録されているというだけでありました。大阪府には様々なサービスがあると思いますが、なかなか告知されていないので、知らない方が多いというふうに思いますので、どうか告知も含めて具体的な取組に期待をいたしたいと思います。

続きまして、2事項めに入ります。

本町の危機管理についてということで、6月2日の大雨における町内の被害状況というところですが、先般の大雨において町内36か所に何らかの被害があつて、また、通行止めは5か所に及んだと既に聞いております。迅速に対策本部を立ち上げて、情報収集や復旧に向けて、雨の中、献身的に緊急対応いただいた職員の皆さんの対応については、大きく感謝すべきものだというふうに思っております。

そこで、現時点においても復旧の必要がある箇所、改めてその間に判明した課題や改善点等あるようでしたら、ご披露いただきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

令和5年6月2日に発生いたしました台風2号の接近に伴い、梅雨前線の活動が活発となり、2日午前から大雨となりました。2日は午前6時38分に大雨警報が発表され、同日午前

10時25分には土砂災害警戒情報が発表されました。

本町では、この大雨によりまして土砂崩れや溢水被害など、令和5年6月14日現在で48件ありました。応急的な復旧につきましては随時行っておりますが、今後、本格的な災害復旧工事が必要な箇所の絞り込みなどを現在行っております。

今回の災害において、課題については、それぞれの部署の意見を取りまとめ、今後に生かしていきたいと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

まだ復旧工事のさなかというところでお聞きしましたが、この間においても様々な課題が浮き彫りになっているというようですので、是非、今後に生かしていただくようによろしくお願ひしたいというふうに思っております。

続いて、2項目め、ハザードマップの表示と被害地区についてというところで、これにつきましては、今回の大雨において、通行止めや土砂災害による被害があった地域、この地域については、本町で作成いただいたハザードマップの土砂災害警戒区域等、被害が想定されている地域なのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

今回の大雨による被害の状況ですけれども、令和5年6月14日現在で総数48か所あり、そのうち、のり面崩壊など土砂災害が26件、溢水被害が7件、その他が15件ございました。

議員仰せのハザードマップの表示と被害地区につきましては、土砂災害の26件中15件が土砂災害警戒区域やその付近で発生し、そのほかのものは田畑ののり面の土砂崩れなど農地被害でございました。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

結果的に、こちらのほうに掲載されたハザードマップの想定エリア内であったというようなことかというふうに思っておりますが、続いて、イエローゾーンとレッドゾーン——このハザードマップに関係することになりますけれども、イエローゾーンイコール土砂災害の警戒

区域、レッドゾーン、土砂災害の特別警戒区域、これについてお聞きしたいと思います。

イエローゾーンについては、土砂災害の警戒区域と言われまして、土砂災害が発生する場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると、そう認められる土地の範囲で、警戒避難体制を特に整備すべき土地であるということですが、レッドゾーンは土砂災害特別警戒区域と、この「警戒」という言葉が入っているわけですが、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある、言葉でいきますと「著しい」という言葉が入っているにすぎないわけでございますけれども、そういう地域ということですが、それらはどのようにこれまで設定されて見直されてきたのか、その見直しの時期についてお聞きしたいというふうに思います。

また、先般の大雨のとき——6月2日ですけれども、たしか10時半頃、持尾地区の過去の崩落現場を見て回っておりましたが、その直後に新たな場所で崩壊があったということで、非常にこの辺りは危険な地域だというふうに認識しましたが、この地域がイエローまたはレッドゾーンに設定されたのがいつなのか、また、さらにこの地域は、急傾斜地崩壊危険区域となっておりますが、現在の表示板は本当に老朽化してしまっていて、どれがどの地域なのか分からない状況でした。住民の皆さんも恐らく区域の認識はなかなかないのではないかなという気がいたしました。これも含めて見直す必要があるというふうに感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

イエローゾーンとレッドゾーンは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律において、崖崩れや土石流、地滑りなど土砂災害が発生するおそれがある区域を指定し、警戒避難体制の整備や開発行為の制限など、土砂災害の防止のための対策の推進を図るため、都道府県が指定・告示した区域で、土砂災害警戒区域をイエローゾーン、土砂災害特別警戒区域をレッドゾーンとしております。

また、土砂災害を防止するための砂防3法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法、地すべり等防止法、これらとは違いまして、土砂災害が人家に影響を及ぼすおそれのある区域を、土砂災害防止施設の有無にかかわらず全て明らかにすることを目的として指定・告示されております。

持尾地区の指定につきましては、大阪府において、平成21年1月30日に土砂災害警戒区域

として告示されたのが最初で、その後、平成28年、令和4年と見直しをされています。

また、昭和59年に急傾斜地崩壊危険区域に指定された持尾地区につきましては、ワークショップを開催し、地域版ハザードマップやコミュニティタイムラインについて、地域の皆さんと一緒に作成をしており、住民の皆さんの危険区域については十分に理解されているものと認識しております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。

結局、イエローとレッドの違いについては、なかなか明確なものではないかも分かりませんが、ここでちょっと再質問をさせていただきます。

認識を合わせておきたいんですが、イエローゾーンとレッドゾーンの違いというのは、基本的にはレッドゾーンについては法的な縛りがあると。様々な建築をする場合もしくは手直しをする場合にも規制があるし、その代わりに公的な支援があるというような認識で間違いがないかなというふうに思いますが、そこで、今お聞きしたところ、この危険域を住民の皆さんも十分理解されているという認識でありましたけれども、そうであったとしても、地域のハザードマップやタイムラインで表示しているものは、急傾斜地崩壊危険箇所でありまして、私が今指摘しました、この地区が指定されています急傾斜地崩壊の危険区域とはレベルが違うものだというふうに思っております。

単に危険箇所は、身近にある崖崩れのおそれがある箇所を確認し、崖崩れへの備えとか、警戒避難に向けて役立つ公表されているものであって、法的な規制はないと。

一方、急傾斜地の崩壊危険区域は、崖崩れ発生の可能性がある区域で起きた対応について、崖崩れの防止対策でありますとか開発行為、これが規制されていまして、法的に制限があるというもので、全く違うものだというふうに認識をしています。

ですから、単に公表や共有されればよいというものではなくて、この区域に指定された場合は、都道府県が崩壊防止の工事を行うという場合が多いということも様々な文書に出ております。

ちなみに、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律——昭和44年なんですけど、第3章に急傾斜地の崩壊危険区域に関する費用という項目あります。第21条には、「国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令が定めるところにより、都道府県の工事に要する

費用の2分の1以内を補助することができる。」という記載もございました。

私自身、法律の読み込みが十分ではございませんので、間違っていれば指摘をいただきたいというところではありますが、この件につきましては、単に看板もしくは標準板が古いということを指摘しているわけではなくて、公的な支援が受けられるかどうか非常に大事な重要な場所ですから、それを意識されているのか、もしくは住民の皆さんも認識されているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

急傾斜地崩壊危険区域につきましては、議員仰せのとおり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づきまして、関係市町村の意見を聞いた上で都道府県が指定した区域でありまして、指定された土地につきましては、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊助長を誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされます。

区域を指定するに当たりましては、地権者や地元の合意は必要となりますので、ある程度指定された段階では認識されているとは考えますけれども、区域指定の周知看板が老朽化しており、今も認識されているかどうかということのはっきりいたしませんので、設置者である大阪府に対して要望はしてまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

是非よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、4項目めになります。ガイドラインの設定による防犯対策の検討についてというところですが、本町におきましても、台風や水害から被害を抑えることを目的として、土砂災害の特別警戒区域の住宅に対して補助制度があり、民地の補強でも工事費用の約23%を上限に助成されているというふうに聞いています。

これまでに、この条件に合致して助成した事例は何事例あったのか、また、さらに1棟当たりの平均の助成額も分かれば、お知らせ願ひたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

平成31年度から、土砂災害特別警戒区域内家屋移転・補強事業を実施しております。対象は、土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅で、当該地に土砂災害特別警戒区域が指定される以前に建築されたものとなります。

助成金額につきましては、それぞれの整備内容によって異なってきますが、本町では、この制度を利用し補助を受けられた方はございません。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今、お話をお聞きしましたが、事例はないということでしたが、この土砂災害の特別警戒区域に関する補助事業、毎年、今期もそうですが、610万ほど予算化されていると、それはこの2019年から一切利用がないと。

その理由は、今お話もありましたが、土砂災害の特別警戒区域ではないと駄目というようなことがありまして、様々な条件があるからというふうに思っておりますが、例えば、広島市では、住宅の減災推進事業として、崖崩れの発生が予想される崖や、崖崩れが発生し、2次災害のおそれがある崖に対して、所有者による被害の軽減を目的とした対策工事を行うために必要となる費用の一部を補助する制度があります。工事費用の2分の1負担、上限は100万円とありますが、土砂災害の特別警戒区域などの条件はなく、利用できるハードルも低くなっているものであります。

また、川崎市においては、宅地防災工事助成金制度というものがありまして、民地でも崖の工事費の3分の1を補助するというものですが、ここに記載されています条件の一つとして、「工事による減災効果が適当であると市長が認める工事」という内容があります。これは一つのガイドラインと言えるかなというふうに思っておりますが、本町としても、もっとスピーディーに、臨機応変に減災・防災対応が行えるように、「住民に危険を及ぼすため、減災の工事が必要と町長が認める」などの一定のガイドラインを設定して、独自の制度を創出することはできないか。また、森林環境譲与税の活用でありますとか基金の活用も含めて、検討を望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

近年、地震や大雨等により各地で崖崩れが発生し、住民生活に大きな影響を与えることから、議員仰せの広島市の住宅減災対策工事補助金や川崎市の宅地防災工事助成金などが実施されております。

本町では、被災を受けた場合、2次災害のおそれや人命の安全を第一に考え、応急的な工事は町で実施しております。道路区域に含まれる場合は、災害復旧事業や、以前には減災事業として災害防除事業などを行ってきた経緯がございます。しかし、宅地被害につきましては、あくまでも土地の所有者での対応をお願いしている状況にあります。

また、本町では、自然災害により被害が発生し、現に居住している住宅及び敷地内にある土地定着物が被災した世帯に対しましては、災害援護資金貸付事業により、50万円を上限に無利子で貸付けを行っております。

しかし、議員仰せの補助金としての新規事業への取組につきましては、技術面や財政面などの課題もございまして、先進事例を研究してまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。

土地所有者への対応、確かにそのとおりだというふうに思いますが、技術面、財政面に課題があるという話も聞きましたが、実際に展開している市町村もあるわけで、先進事例を研究している間に、万が一の災害が発生して、住民の命とか家屋が被害を受けるというようなことは起こり得ますし、手後れになってしまうということを非常に危惧します。できる限り早急に取り組んでいただきたいんですが、ここは3回目となりますので、町長に所見のほうをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

災害を未然に防止する国土強靱化もその一つとして、未然防止減災事業というのが、国のほうでも公共施設を中心に進めていくということで、15兆円の国土強靱化予算というのを確保されております。それは公共事業なんですけれども、それが今、民間宅地とか民間の所有者の防災ということでご質問やと思うんですけれども、広島とか川崎でこういうふうに行われていると。ただ、部長の答弁にありましたように、技術的な面とか財政もあるんですけれ

ども、大きいのは技術的な面かなというところが一つ大きいですね。

なぜかという、広島とか川崎は政令指定都市でございますので、宅地造成規制区域内の宅地の許可とか、許可権限に全然権能差がありますので、技術的な面では全然ちょっと違う点があります。その点は、カバーできるものがないかということは検討せなあかんと思っています。いろんなところをちょっと検討して、やはりお困りのところがあるかも分かりません。

以前の台風のときに、初めて50万円の無利子融資というのを制度設計したこともありますので、新たなものについてはちょっと研究していきたいと思います。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。分かりました。是非検討のほう、よろしく願いいたします。

それでは次に、5項目めに入りますが、タイムラインと避難指示についてということで、この6月2日、大雨警報、洪水警報が発令されましたけれども、住民が認識しているタイムライン、皆さん作成されていると思いますが、それに合致する形で避難所が開設され、また、住民に向けては行政防災無線で周知されたのか、またさらに、区長への連絡はどうであったのかについて、併せて避難所の開設が農村環境改善センターのみになった理由についてもお知らせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

6月2日の大雨は、午前6時38分に大雨警報が発表され、町では事前配備本部、11人の体制を設置いたしました。その後、9時30分に町防災行政無線で災害の注意喚起放送を行うとともに、町災害警戒本部会議を開催し、午前10時に警戒配備体制、50人の体制に移行し、午前10時30分に高齢者等避難を発令、同時に農村環境改善センターを避難所として開設いたしました。

今回は、当初の予想より早く雨量が増えたことがあり、10時25分に土砂災害警戒情報が発令され、警戒レベル4に相当するため、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を多く含む山手地区に対しまして、午前11時30分に避難指示を発令いたしました。

また、システムの不具合もあり、町民の方に対して避難情報の発信が遅れ、高齢者等避難

の発令時には防災行政無線での放送ができませんでした。午前11時30分に発令した避難指示において、発令前に関係区長に電話での連絡を行いました。全地区の区長への連絡は行っておりません。山手地区には避難指示を発令したことから、町全体としては、農村環境改善センター1か所に対応したものでございます。

今後も、そのときの天候と大雨の降雨時間の予想を随時判断いたしまして、避難所開設を行っていきます。今回は、3名の方が避難されておりましたが、避難指示を発令した地区からの避難者はおられませんでした。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ちょっと追加質問になりますけれども、当然、イレギュラーな事態が発生するということは分かりましたが、そもそも災害自体がイレギュラーなものでありますので、各地域で防災タイムラインを作成して、それに従って安全な行動を取ること、これを重要なポイントとしています。

改めて今後の対策について取組をお願いしたいというふうに思いますが、そこで、避難所の移動方法について1点お聞きしたいと思います。

カナちゃんバスの運行が中止となる条件と、万が一運行ができない場合については、今後検討されているロケーションシステム等を活用することは可能なのかということについてもご検討願いたいと思っております。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

カナちゃんバスの運行は、公共交通機関として、利用者の安全を第一に考え運行しております。利用者の安全が確保できないと判断した場合は、急遽、運行ルートの変更や、臨時運休を行う場合もございます。

現在、急な運行変更情報などにつきましては、町ホームページや町のLINEなどで提供しております。それらの情報提供に加え、議員仰せのバスロケーションシステムの導入後は、そのシステムを活用し、運行情報をお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今ちょっとお聞きした範囲では、中止条件は決めていないというふうなことでありました。ということは、基本的にカナちゃんバスは、よほどのことがない限りと申しますか、運休することはないということで、災害時にも使えるとふうなことで理解しております。ありがとうございました。

続きまして、6項目めになりますが、当日の小・中学校の休校の措置についてということで、6月2日当日は、朝6時半から大雨警報が発令されて、午後からさらに雨が強くなると予報がありましたが、毎日、私も見守っている近つ飛鳥小学校については、休校になることはありませんでした。あるおばあ様が1年生の子供を連れて、「警報が出ているのに休校にならないのですか」というようなことがありましたが、休校になることは一切なかったということです。

事実、当日の11時半頃においては、大宝5丁目から1丁目にかけて、側溝から雨水があふれて川になるというようなことで急激に流れが強くなって、道路にあふれて川のようになっているということから、下校時には非常に危険な状態にあったと推測されます。

改めて、本町の小学校や中学校が休校となる条件と、保護者への連絡方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

気象警報発令時の休校の判断についてですけれども、各学校長の権限であることが前提でありますけれども、判断基準は町内小・中学校で統一されています。対象となる警報等は、大雨特別警報、暴風警報、避難指示であり、午前9時までに解除されなかった場合は臨時休校となります。

避難指示の場合につきましては、各学校所在地の発令の場合は、学校区全体で臨時休校となり、校区の一部の発令の場合は、発令されている地域の児童・生徒のみが出席停止となります。また、登校中に警報等が発令された場合は、一時待機、安全確認の上、帰宅する、または、学校で保護者に引渡しすることになっています。今回、この判断基準にのっとり、各学校長の判断において午後以降の授業を取りやめ、保護者に引き渡すなど、児童・生徒が臨時下校しました。

保護者への連絡方法については、保護者向け連絡メールであります、さくら連絡網で情報配信、または前日までに対応が決定している場合は文書で配付することになっております。

また、気象警報発令時の対応等につきましては、各小・中学校においてホームページに掲載するとともに、年度当初に保護者に周知をしております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。

ここで、ちょっと再質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどご質問しましたタイムラインというものを皆さん作成しているわけですが、今お聞きしました休校の判断となる大雨特別警報が発令されるという状況においては、もう既に警戒レベルの5に当たるということで、現時点では既に災害が発生している状況であって、命の危険がある、直ちに安全確保が必要という、一番危ないレベルに相当する。これが出ないと休校にしないという話になりましたけれども、それについては非常に疑問を感じているところです。

例えば八尾市の場合、午前7時時点で市内に気象警報の大雨警報が出た、または避難情報の警戒レベル3と4が発令されている場合は、午前中自宅待機というようなことになるというふうに聞いています。

本町としても何らかの見直しが必要かと思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

気象警報発令時の休校判断としましては、平成30年3月までは、大雨警報においても臨時休校の対象としておりましたが、土中の水分が多い場合は、天気が回復しても大雨警報は継続して発令されることがあったことから、近隣市町村等の状況も鑑み、学校及び教育委員会で慎重に検討し、平成30年4月以降は大雨警報を対象外としたものです。

6月2日の天候については、児童・生徒が登校する時間帯には雨が降っておりましたが、午前10時頃から1時間雨量20mmを超える雨が降り出し、また、町においても、午前11時30分に町内の一部地域で避難指示が出されたことから、児童・生徒の安全を第一に考え、各校の判断により、小学校は保護者に引き渡した上で下校いたしました。中学校は、降雨の状況を見て、午後1時以降に下校いたしました。

参考としまして、府内市町村の小・中学校、1,409校あるんですけれども、6月2日の状況については、河南町と同様に下校時間を繰り上げた学校は715校、51%、臨時休校した学校は209校、15%、平常どおり開校した学校は485校、34%です。

なお、南河内地域の市町村立の小・中学校は113校あるんですけれども、6月2日の状況については、河南町と同様に下校時間を繰り上げた学校は41校、36%、臨時休校した学校は39校、35%、平常どおり開校した学校は33校、29%です。

気象警報発令時の休校判断については、今後も現行の基本的な判断を軸としながら、児童・生徒の安全を第一に考え、状況に応じて各学校長と教育委員会の連携により対応していきたいと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。

当日は、大阪府下の小・中学校でも対応が非常に分かれているなという気がしました。

本町の小学校では、下校時に、今回、スクールバスを使わずに保護者に引渡しを行ったということですが、それが最善の対策だったとしまして、まず安全第一の取決めはあるにせよ、臨機応変の対応を今後もお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の事項に移ります。

自治会の課題の解消とデジタル化についてというところで、1項目めは広報配布の外部委託と情報伝達についてというところで。

これにつきましては、自治会員の高齢化に伴って担当役員の負担となっている広報の配布、これは以前の一般質問においても、近隣の状況を調査するという回答を一旦いただいておりますけれども、昨日も、ほかの議員から同様の質問がございました。

富田林市では、令和4年5月から広報は全て配布業者、シルバー人材センターさんのほうで配布しているというふうに聞いておるようですが、他の市町村においても、新しい事例等もしくは情報があれば、お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

昨日、ほかの議員のご質問にもお答えしましたとおり、近隣市町村におきましても、広報

の外部委託を導入している自治体が増えてきている状況にあります。

富田林市における広報配布の状況でございますけれども、富田林市シルバー人材センターへの委託による配布と自治会等による配布を併用されていると聞いております。

南河内のほかの市町村では、民間への委託や人材センターへの委託、本町のように地区による配布及びこれらを併用している状況でございます。しかし、外部委託による広報配布につきましては、経費を大きく要するなど課題が多いと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。

再質問ではないんですけれども、外部委託による配布経費が多額ということでしたけれども、参考として他の市町村の委託費用とか、本庁の見積り等があるようでしたら、すみません、突然ですが、教示いただければと思いますが、なければ結構です。

（「あります。後で資料を提出します」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

改めてまたよろしく申し上げます。

それでは、2項目めになります。地域活動のデジタル化の有効性についてということですが、自治会運営の前に、そもそも自治会の役員にはなりたくないという方も非常に多いですし、特に会長なんて絶対になりたくない。そういう声から、結果的にくじ引で役員や担当を選任している自治会が多くなっています。

一つの事例を申し上げますと、今回、大宝地区のある自治会では、役員11人のうち10人が女性で、結果的にくじで30歳代の女性が会長に選ばれましたが、初回の顔合わせで、30歳代から80歳代の方——80歳代の方が2人いらっしゃいましたけれども、その方を含めた10人のLINEのグループができて、情報交換が頻繁に行われたというふうになってまいりました。

今回のこの事例について、1つ、LINEグループによって、自治会運営上の課題でありますとか問題をリアルタイムに解消できるようになって、自治会の活動の情報の共有もしくは緊急告知に非常に便利だったという声がありましたし、会合を開催する時間の無駄、特に主婦の方が多くてなかなか集まれないが、これによってスピーディーになったという声もあ

りましたし、年齢層に関係なく町内の様々な事項に関してLINE上で意見交換ができると。また、危機管理面でも、安否確認に非常に便利だなど様々なメリットがあるというような声を私も感じましたし、様々な皆様の声でもありました。

さらに最近では、電子回覧版を導入している自治会もあって、配布の手間でありますとか、回覧の時間の短縮によって、高齢者の見守り機能や自治会の交流の場、さらに行政と連携すれば活動の見える化につながるということでありました。

これらの自治会DXとも言える事例に関して、本町の見解についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

総務省が令和4年4月に公表した地域コミュニティに関する報告書では、地域コミュニティの基盤となる町内会において、役員の担い手不足や高齢化等の解消を課題とし、持続可能な町内会活動を見据え、デジタル技術の活用により、効率化及び活性化を図るため、スマートフォンで利用できる連絡ツールアプリケーションを試行的に導入するという発表がなされました。

その報告書では、導入効果として、情報連絡の迅速化、出欠や賛否の確認、集約の省力化、会議省略による負担軽減、会員同士の情報共有がしやすくなり交流が活発となったなどが挙げられています。

課題としましては、会員の普及拡大、スマートフォンの活用が苦手な方への支援、アプリと紙の二重対応、アプリ使用料の費用負担などが出ております。

令和5年度においても、利用者の拡大などを引き続き検証していくとされており、その検証結果などを注視してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。ポイントをよくつかんでいらっしゃって、今後それに向けて動いていただきたいなと思います。

それでは、最後の項目になりますが、今を受けて、デジタル化構築の課題と支援についてというところで、既に展開している自治体もあるスマホの購入支援でありますとか、高齢者

向けの講習会の実施、地元へのアドバイザーの派遣、会議におけるWi-Fiの費用、ランニングコスト等、様々な費用の支援、利便性だけではなくて、防災面でも有益であるこのデジタル化に誰一人取り残さないということについて、本町の前向きなサポートを強く要望したいところでございますけれども、それに対しての見解をお願いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

デジタル化を進め活用していくには、通信機器の整備が必要となります。通信機器としては、スマートフォンが主流となっている実態がございます。スマートフォンが高価になってきていることや、使用方法の習得などの課題があり、特に高齢者の方々などにおかれましては、スマートフォンの利用を敬遠する方もおられます。

毎年、高齢者向けスマホ教室を公民館講座で開催し、高齢者の方がスマートフォンの活用をできる環境を整えております。また、ご質問のスマートフォンの購入支援につきましては、他自治体の状況を調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

以前も提案しましたがけれども、スマホの購入支援、1台当たり5千円という補助をやっているというところがありましたし、パソコンの購入費用でありますとか様々な資材購入の支援として、1自治会当たり10万円の補助をしているという自治体もございました。

大手キャリアによる各集会場へのスマホ教室の開催なども含めまして、早急に取組を要望いたしまして、私の一般質問をこれで閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

高田議員の質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩したいと思います。よろしく申し上げます。

休 憩（午後1時51分）

~~~~~

再 開（午後2時05分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、松本議員の質問を許します。

松本議員。

○2番（松本四郎）

議席番号2番、自民・夢・希望、松本四郎です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従ってこれより一般質問を行います。

本日の質問事項は4件でございます。

まず、それでは、最初の1番目の質問事項、マイナンバーカードの普及と課題について伺います。

ご存じのように、本町では、マイナンバーカードの普及促進のために、住民の申請手続等につきましても、町職員が地域に出向いたり、あるいは日曜日にも出勤して、住民のために非常に住民に寄り添ったきめ細かな協力をした結果、この申請率が大幅に向上し、最終的には大阪府内でトップクラスになったと聞いております。ここに改めて謝意を表したいと思っております。ご苦労さまでございました。

そこで、質問の項目第1番目に移りたいと思っておりますけれども、本町におけますマイナンバーカードの最新の申請者数と交付者数の状況について、まず最初に年代別の申請者数あるいは申請率、それと交付者数、交付率について、最新の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

マイナンバーカードの申請者数につきましては、令和5年5月末現在で1万3,513人、申請率は89.2%でございます。交付者数は1万1,804人、交付率は77.9%となっております。年代別の申請者数と申請者率は把握しておりません。

年代別の交付者数と交付率につきましては、0歳から9歳までが595人で64.7%、10歳代が1,030人で72.8%、20歳代が1,138人で88.3%、30歳代が857人で73.1%、40歳代が1,286人で72.9%、50歳代が1,733人で76.8%、60歳代が1,645人で84.1%、70歳代が1,955人で88.7%、80歳代が1,255人で87.0%、90歳代が233人で72.4%、100歳以上が7人で70%となっております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

詳細な数字をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

今の数字をお聞きしますと、まず、申請率で89.2%、交付率で77.9%と。この数字は、やはり全国平均を大幅に上回っておりまして、全国平均では、申請率は77.2%までしかいっていません。それで、一方の交付率も69.8%ということで、もうこの数字は大阪の中でもトップだというのは非常に明らかになっております。そして、これは職員の皆さんの努力とともに、やはり河南町の住民の意識が高いということの私は証明だと思っております。

そうはいうものの、また一方では、交付率が高い河南町におきましても、30歳代あるいは40歳代、50歳代、今の数字を聞きますと、73%とか、75%とか、河南町の中でも比較的低い年代の方がおられますね。今後、この年代の方等のさらに申請を促進するような対策等は何か取られるのかどうか、改めてお聞きします。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

本町では、マイナンバーカードをより多くの方に取得していただくため、庁舎1階ロビーでの業者委託による特設窓口の設置や、カナちゃんコイン7,500ポイントの付与、各地区へ出張申請サポートなどを実施したことにより、先ほど申しましたとおり、マイナンバーカードの申請者数は1万3,513人、89.2%の申請率で、大阪府下でも上位の申請率となっております。

申請率の低い年代に対する申請促進策等は検討しているのかとのご質問でございますが、既に住民の9割近くの申請をいただいていることから、今のところ、申請促進策等は検討しておりませんが、今後の国の動向を踏まえ対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

申請率が90%近くになっているということを踏まえて、これ以上新たに応募申請のための促進策は特に行わないと。一方、国から何かまた新たな指示があれば対応すると、これはこれで私は理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第2項めに移りたいと思います。

一方、マイナンバーカードをめぐるトラブル等が頻繁に起こっておりまして、国としても今非常に苦慮しているんですけれども、この辺につきまして、本町の状況についてお伺いしたいと思いますが、まず、その1つ目としまして、マイナンバーカードをめぐるトラブルが全国的な規模で明らかになっており、政府がその対応について苦勞しているということは、もう皆さん、新聞等でご存じだと思いますけれども、一方、本町でもそのようなトラブルが起こっているのかどうかについて、ちょっと尋ねたいと思います。

具体的には、今、国でいろいろと発表しているそのトラブルの内容としまして、次のようなものがございます。

まず、証明書関係、これは住民票の写しとか印鑑登録証明書の写し等をコンビニで交付してもらえると新しいシステムがスタートしているわけですが、これについても、現実には不具合が起こっているというのが国の状況でございます。これについてはどういうことになっているのか。

その次、公金の受取口座、これは本人以外の家族名義の口座の登録だとか、他人の口座が登録されているというようなケースがあるということです。また、その次、マイナ保険証、これ別人をひもづけたり、他人の情報を表示したりしているというようなケースも出ているということでございます。そしてまた、マイナポイントの付与について、本人じゃなくて、ほかの人に付与したというようなケースも出ているということ。さらに、今ちょっと問題になっていますのは、年金の関係なんですけれども、別の人をひもづけて、他人の記録を閲覧できるようなことにもなっていると。

このような状況が起こっているんですけれども、本町では、この辺の状況について具体的に何か問題が起こっているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

本町におけるマイナンバーカードをめぐるトラブルの発生状況のご質問でございますが、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスにつきましては、6月1日にコンビニ交付を終日停止し、実機点検を行った結果、問題なく動作していることを確認しております。本町では、現在のところ不具合は生じておりません。その他の公金受取口座やマイナ保険証、マイナポイント及び年金に関するトラブルについては、本町では承知しておりません。

以上です。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、大門部長から回答いただきましたけれども、まず、具体的には、コンビニでの証明書については、いろいろと点検を行った結果、問題は起こっていないと、これは非常に私も今この事情を聞きまして一安心した次第です。こういうのは、できるだけまた住民にもしっかり情報を流してあげて、コンビニでの証明書発行は全然問題ないですよということで安心できるような情報発信もしていただければと思います。

一方、その他の5件、6件のいろんなトラブルの事案を言いましたけれども、これについては特に承知しておられないということですが、本当にそうなんですかというのは、私としてはちょっとお聞きしたいと思っています。

何か質問等、こういうことなただけけれども、どうしたらいいんですか、これはこうなっているんですかというような質問等はあるのかどうか、ちょっと再質問としてお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

住民の方からは、自分の健康保険証の情報や口座情報が正しく登録されているかを確認する方法についての問合せがございます。健康保険証の情報や口座情報に関しましては、マイナポータルにログインし、現に登録されている情報について、ご自分で確認していただけるように案内をしております。

また、スマートフォンの操作が困難な方につきましては、住民生活課の窓口でサポートを行っております。

以上です。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

具体的にトラブルは起こっていないということですが、住民の方はやはり心配されている方もおられるということで、役場のほうに確認の仕方とか見方について連絡が来てい



ることが起こっているということです。これは、今後もそういういろんな問合せはあ  
ると思いますので、やはり住民の方が安心されるように親切丁寧に回答してあげていただき  
たいと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目の項目に移ります。

今後、マイナンバーカードがますます普及促進するということになるとと思いますし、利用  
の範囲も拡大していくという状況が続いていくと思います。この辺のことについて、これか  
ら、先ほど言いましたようないろんな問題点も起こってきていますし、さらに課題等も出て  
くるとは思いますが、この辺について、まず1つ目、今、国が進めているマイナンバーカード  
の普及拡大と利用範囲の拡大に伴って、やはりいろんなトラブルが起こってきたということが  
ここに見えてきたわけですけれども、この辺の状況を各自治体も十分理解されていると思  
いますけれども、今後もこういう問題が出たときにどうするかということ踏まえて、マイ  
ナンバーカードに対する住民の不信感と、それから不安への対応策は必要と思われま

そこで、今現在、国で起こっているようなトラブル事例についても、しっかりと対応する  
ということ先ほど大門部長も言ってくれましたけれども、そしてまた、安心してこの新し  
いシステムが使えるようにしていくために、住民への情報の発信がこれから必要だと私は思  
っています。やはり今まで以上に住民は、このような新しいシステムをするとき非常に不  
安になると思うんです。特に高齢者の方は、今までアナログベースで来られていますし、こ  
ういうことについては非常に不慣れですから、こういうことに対して、できるだけ住民から  
不満が出てきたらしっかりと対応していただくということをお願いしたいと思うんですが、  
この辺の対応の仕方等についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（大門晶子）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

マイナンバーカードをめぐるトラブル事例の確認・検証と、住民への情報発信等の対応に  
ついてのご質問でございますが、現在、国において問題解消のための実態調査等が行われて  
おりますので、その結果を注視してまいります。

また、町においても、ホームページや広報などにおいて、引き続きマイナンバーカードの  
取扱い等についての注意喚起などを行ってまいりたいと考えております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、部長から答えていただきましたように、引き続き情報をしっかりとやっていくということを書いていただきましたので、これはまた改めて是非お願いしたいと思います。

そこで、まず、今回のいろいろなトラブルは、国がやはり全面的にやっていく内容だと私も思っていますし、この問題解決に向けては国がしっかりとした対応をしていくということが大事だと思うんですけれども、一方で、国は最終的にはいろいろな作業を必ず自治体に持ってくると思うんです。そこで、このようないろんな対応をするについて、また、自治体のほうで限られた人材の中でいろいろな作業をやるということは、まず間違いなく私は起こってくると思います。その中でも、しっかりとした対応をしていただくということが大事なので、その辺のところは、人材の充実とか、そういうことも踏まえて、しっかりとやっていただきたいということを私は提言して、このテーマは終わりたいと思います。

続きまして、第2事項でございます。本町の地域公共交通についてというテーマでございます。

ご存じのように、地域公共交通の利用者は、私が見るところでは、高齢者の方あるいは自動車等の運転ができない方等が多いと私は理解しております。今後も、高齢者や運転免許の返納等をする方が増えてくると思いますし、本町で生活するにはやはり足がないと生活できません。そのためには自動車が大事なんですけれども、自動車を運転できない人は何が必要かという、この地域公共交通、今いろいろと町のほうでも対応していただいていますカナちゃんバスと、それからやまなみタクシーだと思っております。

そこで、カナちゃんバスと、それからやまなみタクシーの停留所について、私もちょっと数だけでも調べてみたんですけれども、カナちゃんバスの停留所の数というのは、南部ルートと北部ルートがあるんですけれども、それぞれ24か所ずつあるということです。それで合計48か所というふうに認識しております。

もう一つ、今度、やまなみタクシーの停留所の数ということになると、Aコースというのが白木校区の山間部と寛弘寺地区の一部、ここで17か所停留所がございます。それから、Bコース、これは河内地区、それからさくら坂地区の一部と、それから中村地区の山間部の12か所ということになっております。

このような停留所をたくさん造っていただいて、非常にこれはこれでありがたいんですけれども、そこで、まずカナちゃんバスとやまなみタクシーの利用者状況についてということで、直近のカナちゃんバスとやまなみタクシーの、じゃ、具体的に停留所ごとにどれだけの

人が利用されているのかということについて、その乗降者数を教えていただければと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

議員仰せのとおり、カナちゃんバスのバス停は、北部と南部を合わせますと48か所、やまなみタクシーの停留所は、AコースとBコースを合わせますと29か所ございます。毎日、集計は取り、乗降者の推移は把握しております。

全てを申し上げるには少し時間を要しますので、年間乗降者が一番多い停留所の令和4年の延べ人数ですが、幾つかお答えさせていただこうと思います。

カナちゃんバスの北部のルート、1番、東山（芸大・サンプラザ前）4,066人、15%、2番、かなんぴあ3,921人、14.4%、3番、万代前2,990人、11%、4番、河南町役場2,506人、9.2%、5番、大宝北公園1,839人、6.8%となっております。

続いて、カナちゃんバス南部ルートでございますが、1番がオークワ5,272人、22.8%、2番、かなんぴあ3,470人、15%、3番、さくら坂1丁目3,210人、13.9%、4番、河南町役場2,540人、11%、5番、さくら坂2丁目1,680人、7.3%となっております。

次に、やまなみタクシーでございますが、1番、かなんぴあ168人、40.4%、2番、寛弘寺の東端60人、14.4%、3番、南加納南47人、21.3%、4番、河南町役場30人、7.2%、5番、出屋敷北29人、7%となっております。

次、やまなみタクシーBルートでございますが、1番、かなんぴあ153人、29.4%、2番、オークワ110人、21.1%、3番、青崩東57人、10.9%、4番、河内47人、9%、5番、青崩西42人、8.1%となっております。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございました。

非常に、それぞれカナちゃんバス南回り、北回り、それからやまなみタクシーA、Bルート、それぞれ乗り降り者別、停留所別の上位、これは5か所と言っていいんですかね、ベストファイブを言っていただきましてありがとうございました。

ここから分かったのは、カナちゃんバスも、やまなみタクシーの利用者もそうですけれども、住民の方がこのバスとタクシーを使って行かれている先は、基本的には買物中心、例えばオークワであり、それからサンプラザであり、万代でありというのが上位を占めています。その次は、やはりかなんぴあ、それから役場というような状況になっていると思うんです。さらにはまた医療機関だというふうになっていると思います。

これからもこの傾向は、私は続くと思いますし、今後、この公共交通を利便性のあるものにするということを考えていく中で、やはりこの辺をしっかりと認識した上で、また次の新しい何らかの対策を取っていったらいいかなというふうに私は、今、理解したところです。

それで、さらにちょっと追加質問をしたいと思っているんですけども、今、お答えしていただいた件に関しまして、高齢化がますます進んでいくということも皆さんご存じのことだと思います。その中で、高齢者がバス停まで歩いて行って、バスが来るまで少し待って、時間も必要ですよ。そういうときに、私がずっと見た限りでは、河南町では、このバス停、それからやまなみタクシーの停留所においては、特定の場所、かなんぴあだとか役場庁舎前、それからサンプラザ前というようなところは、ちょっと椅子等も置いてもらっていますけれども、それ以外は、そこでゆっくりと腰を据えてバスを待つ、タクシーを待つというような場所がないというのが実情だと思います。

やはり今後この辺のところをしっかりと見つけてもらって、できる限り、例えば乗降者の多いバス停、それからやまなみタクシーの停留所につきましては、少なくとも——可能な限りですけれども、そこにスペースがあり、それから地権者がその土地を使っていいよとってくれるような状況であれば、やはり3人か4人ぐらい座れるような簡易的な屋根付きの椅子の一つぐらいは、また将来的に設置するというようなことも、高齢者に対する一つの寄り添った対応だと私は思いますので、この辺につきまして今後検討していただくというようなことがあるのかどうか、意見をお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

現在、議員仰せのとおり、東山（芸大・サンプラザ前）とかバス停を設置しております。こちらにつきましては、令和4年度で、大阪府の猛暑対策事業の補助金を活用いたしまして、東山（芸大・サンプラザ前）のバス停にはサンシェードとベンチを設置いたしました。庁舎前バス停につきましては、ミストとベンチの設置整備を行っております。この大阪府の補助

金につきましては、大阪府の森林環境税を活用した補助金でございまして、令和5年度が申請の最終年度と聞いております。今後も、これに限らず、ほかの補助金などがあれば検討してまいりたいと考えております。

議員も先ほどからおっしゃったとおりに、設置場所につきましては、地権者の了解なども必要となってきますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。一応、森林環境税の補助金も使って、ようやく1か所、2か所にこのような対応をしていただいたということは、これはこれで大いに評価したいと思います。

ただ、やっぱり残っているところは、できたら、また今後いろんな状況を分析しながら、一つ一つ対応されていくということをお願いしたいと思えますし、そのための何らかの財源確保についても、しっかりと対応していただきたいということを提言しておきたいと思えます。

その次、2番目、利用者が少ないやまなみタクシーの課題と対応・改善策についてということでお尋ねします。

先日、やまなみタクシーの利用者状況について関係者で会議されたと聞いておりますが、その会議の席上、どのような意見が出され、どのような要望が出されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

やまなみタクシー沿線地域の区長との意見交換会を令和5年3月1日に実施しております。会議の中で出された意見の概略でございしますが、医療機関や商業施設を経由してほしいというルートに対する意見、増便や減便などの便数に対する意見、待ち時間など、ほかの交通機関との接続に関する意見などをいただいております。

また、運営上、路線縮小はやむを得ないというご意見もいただきましたが、今後ますます高齢化が進む中、免許返納も視野に入れると、やまなみタクシーの役割はますます大きくなるということが全ての方での意見が一致したところでございます。現状維持または今以上の

充実を望むというご意見が多数でございました。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

当日の意見、要望等も披露していただきましてありがとうございます。

今お聞きしましたところ、まず、結論的には、やはり今の公共交通、やまなみタクシーについては、少なくとも現状維持、あるいはもう少し改善してほしいなという意見がその結論であったと私は今理解しております。

それにつきまして、今後、一つの要望として、たしかやまなみタクシーはAルートだったかな、オークワ等の商業施設には運行されていないというようなこともあるので、その辺の方から、この商業施設への運行ルートも考えてほしいという意見が出たのかなと思っていますので、この辺の皆さんの意見も踏まえて、今後しっかりと改善をしていくということを行政側でも検討してもらいたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

そこでもう一つ、まず、やまなみタクシーにはいろいろな課題があります。利用者も少ないというのがありますけれども、もともとそこに住んでおられる人口の数も少ないということもありますけれども、そうはいうものの、やはり先ほど言いましたように、買物だとか、お医者さんだとか、役場だとかに来るについては、やはり必要であるということが分かったわけですから、この辺のところをしっかりと踏まえて。

今、やまなみタクシーは1日4便走っていますね。それで、今、同じルートでずっと走っているんですけれども、例えば一つのやり方として、利便性ということを考えたら、午前中はAルート、午後は逆のルートだとか、そのようないろんなルートの変更も考えていって、利用者にとって少しでもその利便性が出るような対策を考えていただければと思っています。いるんですけれども、その辺について、具体的に行政として何か対応を取るという考えはございますか。

○議長（大門晶子）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

やまなみタクシーの利用者につきましては、コロナの影響を受けて減少した後、ここ3年は概ね横ばいで推移しております。タクシーは車内空間がカナちゃんバスより狭く、より密接した空間となるため、利用者数に影響があったのではないかと考えておりますが、この

点につきましては、新型コロナウイルス感染症について、ようやく5類相当となったことで、徐々にではありますが解消されていくものと考えております。

また、利用改善策は、議員仰せの意見も一つの手法だとは考えております。ルートや順路、便数など、今後も地域公共交通評価会議や地域公共交通会議において検討してまいりたいと思います。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。

一応前向きに、いろいろと利用改善策だとかルートの順路変更等も、いろいろな関係の会議のところで検討していくという、今、回答をいただきましたので、これを本当に真剣にやっていたきたいなということを、私はこれを一つの提言として是非お願いしたいと思いません。よろしくをお願いします。

続きまして、第3の事項でございます。河南町の土地開発公社の所有土地の活用についてというタイトルでございます。

まず1つ目、金山古墳の環境保全整備事業用地の活用についてということでお伺いしたいと思います。

金山古墳は、もう皆さんご存じのように、国の史跡に指定されておりまして、史跡金山古墳公園として公開されております。全国的にもこの古墳は極めて類例の少ない双円墳として重要視されている古墳であります。これにつきまして、環境保全とともに本町の貴重な観光史跡としてPR活用する等のインフラ整備が必要だと私は思うんです。

例えば、今、駐車場がありますけれども、駐車場にトイレを設置する、あるいは国道309号線から駐車場への交通アクセスを検討する等、そのような利便性も含めて、金山古墳にさらに大勢の方に来てもらうというようなことを進めるための取組について、何か考えておられるかどうか、お聞きします。

○議長（大門晶子）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

まず、駐車場のトイレの設営についてですけれども、これについては、今後、環境保全を基本として周辺整備を進めていく中で検討してまいりたいと思っております。

次に、国道309号線からの交通アクセスについてですけれども、保全整備事業用地と駐車場との間で高低差があること、また、用地内に農業水路が3本もあること、また、金山古墳周辺地は一面に田畑があり、自然と古墳がマッチした貴重な景観が広がっており、周辺のこういった環境を鑑み、現在の景観を生かした環境保全を基本とした周辺地整備を検討しており、交通アクセスの整備は困難であると考えております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、回答いただきましたけれども、まず、昨日も話が出ていましたけれども、河南町の施設にトイレをしっかりと設置しなさいというのは、ほかの議員からも、昨日、何回も出ていますよね。私もそう思うんです。何か災害あったときに、そこに避難する人もトイレが必要だし、基本的には、少なくともこの金山古墳については早くトイレを設置してあげて、観光客が早く来られるような体制を取るのが先決だと私は思っています。それは是非。

今、お答えでは、検討するというような意見なんですけれども、先ほどからも出ていますけれども、検討されるのはいいんですけども、じゃ、具体的にいつそういうことをやろうとするのか、時間軸もしっかり見据えてもらって、しっかりした対応を、また次のところでも、私、質問させていただきますけれども、対応をお願いしたいと思っています。やはり実現に向けた検討をお願いしたいというのが私の提言でございます。よろしくお願いいたします。

次の第2項目、道の駅「かなん」再整備事業用地の有効活用についてということでお問合せします。

この土地は、面積2,230㎡と結構広い面積なんですけれども、簿価として5,800万円で購入したというのが帳簿上残っています。この土地を何とか、道の駅かなんの再整備事業用地として取得したわけなんですけれども、具体的に今まで本当に道の駅の再整備事業として有効活用されているのかどうかというと、私は疑問に思っています。

今現在は空き地ですから、舗装もされていなくて、砂利の形のままの駐車場として使われるということが多いです。そうすると、その付近の住民の方から、砂ぼこりが上がるやないかとか、あるいは、さらにその南側の草地がありますが、それについては、イノシシが来るよとか、いろいろな環境が非常に悪くなっているというような意見もこの前いただいていますよね。これについてどういう形で改善していくのか、しっかりとした対応を私は期待しているんですけれども、いかがですか。



○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

道の駅「かなん」再整備事業用地、拡張用地でございますが、週末の土日につきましては、道の駅かなんを訪れる方が多く、駐車スペースが不足するため、未舗装ではございますが、臨時用の駐車場として利用してございます。

この拡張用地は、平成28年1月に策定した再整備構想に基づき、駐車場の拡張や飲食ができる施設の整備を模索しているところで、民間活力を最大限に活用すべく、誘致活動を含め多種多様な業種の方への意向の聞き取りなどを実施しておりますが、現在のところ、具体的な進展はない状況でございます。

今年度におきましては、砂ぼこりなどの苦情もあり、イベント等で利用できるよう舗装工事すべく予算計上させていただき、現在、設計業務を進めているところでございます。

町としましては、道の駅かなんは、地方創生、また地域活性化の重要な拠点となることから、引き続き事業者の誘致活動を行うとともに、舗装工事の補助金等財源が確保でき次第、早急に工事を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございました。久しぶりに前向きな実現可能な答弁をしていただいて、本当に私も今ほっとしているところです。やはり、できるだけ早く実現できるものは実現していただくということをお願いしたいんですが、これ現実に3千万円ぐらいの予算を取るというふうに私はこの前聞いておりますけれども、まず、この財源確保に向けて、しっかりとした対応をお願いして、そして、その財源でもって、今おっしゃったように全てまず舗装していただくということ、その次は、その舗装後は、また改めて何か次の対応を検討されるとは思いますが、その辺のところを改めていつ頃になるかということをお願いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

財源につきましては、今年度設計しておりますので、事業費等につきましては、こういった形で事業をするのか、どんな形で工事するのかによりまして、事業費等は今のところまだ確定はしてございませんけれども、その財源につきましては、今、いろんな方面から取得するべく、大阪府とも協議してございます。また、財源のほうが確保できるようであれば、早急に、できるだけ早く工事のほうは進めてまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。是非しっかりと財源を取って前に進めていくということをお願いしたいと思います。

それでは、最後の4事項めでございます。これは町長にも、最後、答弁をお願いしたいと思っておりますけれども、まず、南河内地区2町1村の未来協議会というのが設定されまして、これの今後の展望についてお聞きいたします。

去る5月22日付「河南町・太子町・千早赤阪村合同プレス」というのがございまして、そこで、第1回の未来協議会が開催されることが公表されました。そして、この内容につきましては、本町のホームページにも関連事項が掲載されております。

そこで、この協議会のメンバーというのは、今ここにいらっしゃる森田河南町長、それから太子町長、それから千早赤阪村長及び大阪府の総務部市町村局長、この4名で構成されているというふうに聞いておりますが、今後、具体的にどのような形で進めていかれるのかということについて、まず1つ目、協議会の設置の目的と今後の主なる協議事項、それから推進スケジュール等についてお尋ねします。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

南河内地域2町1村未来協議会につきましては、太子町、河南町、千早赤阪村がより連携し、共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むとともに、選択肢の一つとして合併についても検討を深め、この地域のさらなる発展成長を目指すものでございます。

主たる協議事項ですが、広域連携の推進、市町村合併を検討するための調査及び研究、その他将来課題への対応策の検討を予定しております。

スケジュールについてですが、実施に向けた調整・検討を進めながら、実施可能な項目は随時スタートしていくこととしております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

内容を聞きましたけれども、この協議会の協議事項の内容の一つ、選択肢の一つとして、合併についても検討を深め、この地域のさらなる発展・成長を目指すとの内容でございますけれども、ここでちょっと確認しておきたいんですけれども、この協議会は合併ありきで行われる協議会でないかどうかということ、改めてこの場でお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

こちらの未来協議会につきましては、合併ありきということではなくて、合併は選択肢の一つとして検討するというか、調査・研究するということです。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今の状況では、そういう形の回答しか得られないと私は思っていますけれども、基本的には、やはり河南町にとって、例えば合併しても今の状況より悪くならない、住民にとってプラスになるような合併というのが必要だなと思っています。

そういうことも踏まえまして、第2項目ですけれども、2町1村の合併検討についてということですが、まず、協議事項の項目として、市町村合併を検討するための調査及び研究に関することが提起されておりますけれども、これについて、過去の合併問題に関する住民の意見とか、その辺のところをしっかりと振り返ってもらって、将来の合併に向けての住民の思いと意見をしっかりと聞いていただきたい。それと同時に、それが住民にとって理解、納得できるものかどうかということも、しっかりとした検証をした上で、現状よりもマイナスにならないような合併を、たとえ合併するというのであれば、そのような合併になるようにやっていただきたいと思っておりますけれども、意見をお伺いしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

市町村合併につきましては、行政サービスの効率化、地域間の連携強化、財政健全化など、様々なメリットが想定されます。しかし、市町村合併は、地域の文化や住民の利益などにも関わる重要な問題でございます。そのためにも、住民、議会、行政の意見が反映できる体制を整え、広く議論を行うことが重要と考えております。

住民や議会の意見を反映させるためにも、合併に関する情報や提案を適切なタイミングで提供し、十分な討議の場を設けることが必要と認識しております。協議会の中では、合併についての全国事例の研究・分析などを行うこととなっております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

これから非常にいろいろなテーマで議論がされていくと思いますけれども、やはり、これはもう本当に住民のために真剣にやっていかなきゃいけない重要なことだと私は思っています。そういう意味で、次の質問も私はしたいと思っています。

まず、合併問題につきましては、住民と議会、それから行政、それぞれの意見が反映できる体制をしっかり構築する必要があります。そしてその上で、しっかりとした整備を行い、議論を尽くしてもらいたいというのがまず大前提であります。

この辺のことにつきまして、具体的にはこれからいろいろと検討されると聞いていますけれども、もう一度改めて、どのような体制で臨んでいくのかということも踏まえて、意見をお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

今回設立されました南河内地域2町1村未来協議会については、合併ありきで考えるわけではなくて、合併は選択肢の一つであるということで先進事例を調査・研究するということになっております。ですので、具体的にその合併の段階での答弁というわけではなくて、今の段階では、まだその段階であるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、渡辺部長のご意見は、一応それなりに私は理解していますがけれども、これからどういう形になっていくのか、住民の皆さんもしっかりと行く末を見ていく必要があると思います。

一方で、行政サービスの効率化とか、地域間の連携強化等についての議論をするということも言っていますけれども、現実には、例えば広域化連合というのがある程度できていますよね。例えば国民健康保険、それから水道、それから今度新しくなります消防の広域化、ある程度広域化は進んでいっていると思います。これ以上、この2町1村が合併してどれだけのメリットを得られるかということは、あまり効果がないように私は感じるんですけども、いずれにしてもこれから協議していくということですから、その辺のところをしっかりと是々非々でやっていただくということを私は提言しておきたいと思います。

そこで最後に、第3項目として、本件に関する森田町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っているんです。

最後に、河南町を含めた南河内地域の発展と、地域の住民が安全・安心、幸せに暮らせる未来の都市づくりということに向けて、本件の協議会がどのような形でそれに対応していき、どういう形で河南町にとってそのような対応ができるのか、森田町長の思いを最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（大門晶子）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

2町1村の未来協議会については、目的、設置とかいうのは部長が答弁したとおりでございます。河南町を含む南河内地域、この地域がどういう形で発展していくかということも含めて、未来協議会で検討するというふうになっています。

今、広域化がいろいろ進んでおりますけれども、いろんな枠組みで広域化が今進んでいます。だから、全てごみの枠組みも違いますし、水道も府全体ですし、それから後期高齢者医療、国民健康保険、府一本ですし、それから消防の枠組みも少し違いますしね、どんな形がいいのかというのは、これからどんどん議論していかなければなりません。

河南町を含むこの地域に住んでいる皆さんが、将来にわたって安全で安心して暮らせる社会、これを築くというのが一番大事だと思うんです。そのためにどうしていくかというのと、やはり、河南町を含む地域、南河内も含めて地域の魅力をどういうふうにアップしていくか

ということも考えなければならないし、そういうのを議論する、まず、場であるというふうには私は理解しております。

その上で、その先に見えてくるものがどういうものかというのを検討する。その中に、選択肢の一つとして当然合併というものが選択肢にあれば、そういう形になるだろうし、いや違う形、新しい形も模索するというのもあるだろうし、まだまだこれからの議論だと思っています。

人口の減少とか少子高齢化というのは、この全ての地域に、今、日本国全体がそういう形で動いていますので、それは課題が共通なんです。共通の課題の解決というのは、1市町村でできるものではないと考えていますので、やはり全体として協力してやっていくということも必要かなと思っています。そのあたりを協力して取り組んでいく、将来、未来像をこの協議会のほうで考えていくと。まずは共同してやっていくということ、いろいろ事務的に検討して、やれるものから一つ一つやっていこうかということになっていますので、まずはそういう点から手をつけていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大門晶子）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございました。

いずれにしても、今、町長の思い、これから具体的に煮詰めていくということでございますけれども、やはりその辺の協議会の内容につきましては、適宜、的確な報告と申しますか、議会あるいは地域代表の会議等にも適時適切なる報告をしていただいて、こういうような状況ですと、協議会の内容はこうだということは、是非、時期を失さないような形で報告していただきたいなということを、まず町長にお願いして、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大門晶子）

松本議員の質問は終わりました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

以上で、通告を受けておりました一般質問は全て終了いたしました。

2日間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、本定例会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会議は、明日6月23日を最終日としておりましたが、本日22日に繰上げいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、本定例会議は本日で閉議することに決しました。

ここで、町長より本定例会議の閉議に当たり挨拶の申出がございましたので、これをお受けしたいと思います。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和5年河南町議会6月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会議におきましてご提案させていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決、ご同意を賜りありがとうございます。議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいります所存でございます。

さて、6月2日の大雨による災害でございますが、14日現在で一部取りまとめております被害報告は48件ほどございました、まだまだ増えるかも分かりませんが。応急的な復旧工事は随時行っておりますけれども、本格的な災害復旧事業等が必要な箇所もあるかも分かりませんので、現在精査中でございます。その結果によりまして、補正予算等が必要な場合はまたお願いすることもございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、新型コロナウイルスワクチン接種の前半の接種でございますが、今現在、5月と6月に計3回、お年寄りの方に接種を実施いたしております。来月の2日に4回目の接種で、ほぼほぼ最後の接種だというふうに今予定をしております。

ただ、この機会に接種を受けられる方については、富田林市の医療機関においても接種ができますので、その点はコールセンターのほうにお問合せいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

住民全体のワクチンの接種は、この下半期ということになりますので、それに向けて協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたけれども、議員の皆様には、時節柄、お体に十分ご留意いただきましてご活躍されますことをお祈り申し上げまして、閉議に当たってのご挨拶とさせていただきます。

す。どうもありがとうございました。

○議長（大門晶子）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の会期中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきますので、よろしくご了承願います。

去る6月6日から17日間にわたり慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。理事者におかれましては、議員各位からの要望、ご進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願い申し上げます。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これもちまして令和5年河南町議会6月定例会議を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

午後3時03分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（10番）

署名議員（1番）